

第三 司法法

改める。

第二條第三項中「司法大臣」を「最高裁判所」に改める。

第四條第一項中「裁判所構成法第十條第一號ニ掲ケタル場合ノ外」を削る。

第十七條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第三十四條及び第三十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二編中「第二章 財産ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 削除」に改める。

第三十八條乃至第七十一條 削除

第七十一條ノ二中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七十一條ノ四に次の一項を加える。

信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ハ其任務ヲ辭セントスルトキハ裁判所ニ其旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ更ニ管理人ヲ選任スヘシ

第七十一條ノ五 裁判所ハ信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ又ハ改任スヘキ場合ニ於テハ利害關係人ノ意見ヲ聽クコトヲ得

信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ノ選任又ハ改任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十一條ノ六を第七十一條ノ七とする。

第七十一條ノ六 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ裁判所ヲ選任シタル信託管

十四條ノ三、第三百三十五條ノ三を第三百三十五條とする。

第三百三十五條ノ四第一項中「第三十九條乃至第四十條ノ二、第四十一條第一項第三項、第四十二條、第六十一條、第六十二條」を「第七十一條ノ四、第七十二條ノ五」に、同條第二項中「第四十三條」を「第七十一條ノ六」に改め、同條を第三百三十五條ノ二とする。

第三百三十五條ノ三 裁判所ハ其選任シタル管理人ニ財産ノ狀況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

利害關係人ハ前項ノ報告及ヒ計算ニ關スル書類ノ閱覽ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

檢察官ハ前項ノ書類ヲ閱覽スルコトヲ得

第三百三十五條ノ四 裁判所カ商法第五十八條第三項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ裁判ヲ爲シ又ハ申請ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ會社ノ負擔トス

裁判所ノ命シタル處分ニ付キ必要ナル費用亦同シ
裁判所カ被告人ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ被告人ノ負擔ニ歸シタル前審ノ費用ハ會社ノ負擔トス

第三百三十五條ノ四十一第二項及び第三百三十五條ノ五十三第三項中「第四十條」を「第七十一條ノ四」に、「第四十條ノ二」を「第七十一條ノ五第二項」に改める。

第三百三十六條第二項中「株式會社」を「合名會社、合資會社、

一 新制定法

理人又ハ信託財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第七十三條、第八十條第一項及び第八十一條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第八十二條中「第四十條、第四十七條ノ二、」を「第七十一條ノ四、第七十一條ノ五第二項並ニ」に改める。

第八十四條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第八十五條乃至第八十七條 削除

第二編中「第六章 離籍、隱居、廢家、子ノ懲戒、家督相續人及ヒ親族會ニ關スル事件」、第七章 相續ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件」、第八章 遺言ノ確認及ヒ執行」及び第八十九條ノ二を削る。

第九十條乃至第一百六條 削除

第二編中「第九章 法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記」を「第六章乃至第八章 削除
法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記」に改める。

第七十七條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第一百八條 夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト爲ルヘキ者カ夫ノ氏ヲ稱スルトキハ夫ト爲ルヘキ者、妻ノ氏ヲ稱スルトキハ妻ト爲ルヘキ者ノ住所地ノ司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第二百二十三條第二項中「ヲ許可シタル判決」を「ニ關スル審判」に改める。

第二百二十六條第五項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第三百三十五條を第三百三十四條ノ二、第三百三十五條ノ二を第三百

株式會社」に改め、同條第一項を削る。

第三百三十九條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第四百十條中第三號を削り、「法定代理人登記簿」を「後見人登記簿」に改め、第四號を第三號とし、以下順次繰り上げる。

第四百十五條第一項及び第四百十六條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第五百十一條ノ六第二項中「地方裁判所長」を「司法大臣」に改める。

第三編第五章中「第三節 未成年者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に改める。

第六十六條第二項を次のように改める。

後見人カ同意ヲ爲シタル場合ニ於テ後見監督人ナキトキハ其旨、後見監督人アルトキハ其同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添付スルコトヲ要ス

第六十七條 削除

第七十條 削除

第七十一條 後見人カ被後見人ノ爲メニ商法第四條ノ營業ヲ爲ス場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ後見人タル資格ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條第二項第二號中「又ハ妻」を削る。

第二十二條 新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合については、この法律施行後、なお、従前の非訟事件手續法の規定によ

る。

第二十三條 前條の場合を除いて、この法律施行の際現に第一審として地方裁判所に係属している非訟事件で家事審判所の管轄に属するものは、この法律施行の日に、その裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に従前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用については、これを同法によつてした行爲とみなす。

第二十四條 第二十二條の場合を除いて、この法律施行の際現に抗告裁判所に係属している非訟事件で家事審判所の管轄に属するものについては、この法律施行後も、なお、従前の非訟事件手続法の規定による。

抗告裁判所は、前項の事件において原決定を取り消して差し戻す場合には、管轄家事審判所に差し戻さなければならぬ。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第一項の規定による裁判が確定したときは、その裁判は、これを家事審判所の審判とみなす。

第二十五條 この法律施行の際現に抗告裁判所に係属している親族会の決議に代わるべき裁判に対する抗告事件については、この法律施行後も、なお、従前の非訟事件手続法の規定による。

第五章 雜則

第二十六條 この法律に特別の定のある場合を除いて、この法律施行の際現に裁判所に係属している訴訟で家事審判所の管轄に属す

る事件に係るものについては、この法律施行後も、なお、民事訴訟法の規定による。

第八條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合については、この限りでない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(50) 罹災都市借地借家臨時処理法

第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める

法律 (昭和二十二年十二月十日) (司法大)

法律 (法律第百六十号) (臣署名)

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害を左表上欄記載の通り、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載の通り定める。

災	害	地	区
昭和二十年八月二十七日九州地方におこつた風水害		宮崎縣 延岡市	

昭和二十年九月十七日九州地方及び中國地方におこつた風水害	宮崎縣 都城市、延岡市
昭和二十一年十二月二十一日南海地方におこつた震災及びこれに伴つておこつた火災	和歌山縣 新宮市 高知縣 高知市 幡多郡のうち中村町
昭和二十二年四月二十日長野縣飯田市におこつた火災	長野縣 飯田市
昭和二十二年四月二十九日茨城縣那珂郡那珂湊町におこつた火災	茨城縣 那珂郡のうち那珂湊町

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

二 一部改正

(51) 裁判所法の一部を改正する

法律 (昭和二十三年一月一日) (司法大)

法律 (法律第 一 号) (臣署名)

裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項第二号を次のように改める。

二 罰金以下の刑にあたる罪、選択刑として罰金が定められてい

二 一部改正

る罪又は刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る訴訟
同條第二項を次のように改める。

簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。但し、刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪に係る事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪の刑を以て処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

簡易裁判所は、前項の制限を超える刑を科するのを相当と認めるときは、訴訟法の定めるところにより事件を地方裁判所に移さなければならない。

第三十九條第四項及び第五項を削る。

第四十一條第二項中「司法事務官」の下に、「司法教官」を加える。

第四十二條第二項中「又は司法事務官」を、「司法事務官又は司法教官」に改める。

第四十四條第一項第四号中「司法事務官」の下に、「司法教官」を加える。

第五十條中「下級裁判所の裁判官は、年齢六十五年」を「高等裁判所又は地方裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

裁判所構成法による判事又は検事の職に在つた者が滿洲國の審判

第三 司法法

官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

裁判所構成法による判事又は検事の職に在つた者が、滿洲國の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。

裁判所構成法による判事又は検事の職に在つた者が、滿洲國の司法理事官又は司法部參事官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを司法事務官の在職の年数とみなす。

第三條第七項中「裁判所法施行の後六箇月以内」を「昭和二十二年十二月三十一日まで」に改める。

第三條 昭和二十二年法律第六十四号の一部を次のように改正する。

第一條中「專任八百十四人」を「專任八百六十七人」に改める。

第三條に次の一項を加える。

裁判所法第五十七條第二項但書の規定により一級とすることのできる員数は、十人とする。

第四條中「專任一人」を「專任四人」に改める。
「專任二百七十六人」を「專任二百五十九人」に改める。
「專任二千七百六十四人」を「專任三千百五十七人」に改める。

第五條中「專任一人」を「專任二人」に改める。

第四條 昭和二十二年法律第六十五号の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「及び二級」を削り、同條第四項中「一般の」の下に「一級及び」を加える。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(52) 裁判所法の一部を改正する等の法律

(昭和二十二年十月二十九日) (司法大法律 第一百二十六号) (臣署名)

第一條 裁判所法の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項に次の但書を加える。

但し、別に法律で定める員数を限り、一級とすることができ

第二條 裁判所法施行法の一部を次のように改正する。

(53) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年七月十八日) (司法大法律 第八十九号) (臣署名)

昭和二十二年法律第六十三号の一部を次のように改正する。

第一條中「地方裁判所」の下に「、別表第三表の通り簡易裁判所」を加える。

第二條 別表第四表の通り各高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所の管轄区域を定める。

第三條 裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、裁判所の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。但し、あらたに行政区画が設けられたとき、又は一の裁判所の管轄区域に属するすべての地域が他の裁判所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。

裁判所の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。

第四條 前二條の規定により管轄裁判所が定まらない地域がある場合には、この法律の改正によりその地域を管轄する裁判所が定められるまでは、最高裁判所がその裁判所を定める。別表第三表を次のように改める。

(第三表)

名	称	所	在	地
東京簡易裁判所		東京都千代田区		
新宿簡易裁判所		東京都新宿区		
台東簡易裁判所		東京都台東区		
墨田簡易裁判所		東京都墨田区		
品川簡易裁判所		東京都品川区		
澁谷簡易裁判所		東京都澁谷区		
東京中野簡易裁判所		東京都中野区		
豊島簡易裁判所		東京都豊島区		
東京北簡易裁判所		東京都北区		
足立簡易裁判所		東京都足立区		
葛飾簡易裁判所		東京都葛飾区		
江戸川簡易裁判所		東京都江戸川区		
八丈島簡易裁判所		東京都八丈島大賀郷村		
伊豆大島簡易裁判所		東京都大島元村		
新島簡易裁判所		東京都大島新島本村		
八王子簡易裁判所		東京都八王子市		
立川簡易裁判所		東京都立川市		
武蔵野簡易裁判所		東京都北多摩郡武蔵野町		
青梅簡易裁判所		東京都西多摩郡青梅町		
五日市簡易裁判所		東京都西多摩郡五日市町		
横濱簡易裁判所		横濱市中区		
神奈川簡易裁判所		横濱市神奈川区		

橫濱西簡易裁判所
橫濱南簡易裁判所
川崎簡易裁判所
鎌倉簡易裁判所
藤澤簡易裁判所
相模原簡易裁判所
神奈川中野簡易裁判所
橫須賀簡易裁判所
三崎簡易裁判所
平塚簡易裁判所
小田原簡易裁判所
厚木簡易裁判所
浦和簡易裁判所
川口簡易裁判所
大宮簡易裁判所
久喜簡易裁判所
越ヶ谷簡易裁判所
川越簡易裁判所
飯能簡易裁判所
熊谷簡易裁判所
小川簡易裁判所
本庄簡易裁判所
秩父簡易裁判所
千葉簡易裁判所

橫濱市西区
橫濱市南区
川崎市
鎌倉市
藤澤市
神奈川縣高座郡相模原町
神奈川縣津久井郡中野町
橫須賀市
神奈川縣三浦郡三崎町
平塚市
小田原市
神奈川縣愛甲郡厚木町
浦和市
川口市
大宮市
埼玉縣南埼玉郡久喜町
埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町
川越市
埼玉縣入間郡飯能町
熊谷市
埼玉縣比企郡小川町
埼玉縣兒玉郡本庄町
埼玉縣秩父郡秩父町
千葉市

佐倉簡易裁判所
大原簡易裁判所
千葉一宮簡易裁判所
松戸簡易裁判所
市川簡易裁判所
木更津簡易裁判所
館山簡易裁判所
銚子簡易裁判所
東金簡易裁判所
八日市場簡易裁判所
佐原簡易裁判所
水戸簡易裁判所
笠間簡易裁判所
日立簡易裁判所
茨城太田簡易裁判所
大子簡易裁判所
土浦簡易裁判所
石岡簡易裁判所
龍ヶ崎簡易裁判所
取手簡易裁判所
麻生簡易裁判所
鉾田簡易裁判所
下妻簡易裁判所
下館簡易裁判所

千葉縣印旛郡佐倉町
千葉縣夷隅郡大原町
千葉縣長生郡一宮町
松戸市
市川市
木更津市
館山市
銚子市
千葉縣山武郡東金町
千葉縣匝瑳郡八日市場町
千葉縣香取郡佐原町
水戸市
茨城縣西茨城郡笠間町
日立市
茨城縣久慈郡太田町
茨城縣久慈郡大子町
土浦市
茨城縣新治郡石岡町
茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町
茨城縣北相馬郡取手町
茨城縣行方郡麻生町
茨城縣鹿島郡鉾田町
茨城縣眞壁郡下妻町
茨城縣眞壁郡下館町

古河簡易裁判所
宇都宮簡易裁判所
日光簡易裁判所
眞岡簡易裁判所
大田原簡易裁判所
矢板簡易裁判所
烏山簡易裁判所
栃木簡易裁判所
足利簡易裁判所
足尾簡易裁判所
前橋簡易裁判所
高崎簡易裁判所
群馬太田簡易裁判所
館林簡易裁判所
伊勢崎簡易裁判所
桐生簡易裁判所
沼田簡易裁判所
中之條簡易裁判所
藤岡簡易裁判所
群馬富岡簡易裁判所
靜岡簡易裁判所
清水簡易裁判所
熱海簡易裁判所
靜岡三島簡易裁判所

茨城縣猿島郡古河町
宇都宮市
栃木縣上都賀郡日光町
栃木縣芳賀郡眞岡町
栃木縣那須郡大田原町
栃木縣鹽谷郡矢板町
栃木縣那須郡烏山町
栃木市
足利市
栃木縣上都賀郡足尾町
前橋市
高崎市
群馬縣新田郡太田町
群馬縣邑樂郡館林町
伊勢崎市
桐生市
群馬縣利根郡沼田町
群馬縣吾妻郡中之條町
群馬縣多野郡藤岡町
群馬縣北甘樂郡富岡町
靜岡市
清水市
熱海市
三島市

沼津簡易裁判所
下田簡易裁判所
吉原簡易裁判所
島田簡易裁判所
掛川簡易裁判所
濱松簡易裁判所
二俣簡易裁判所
甲府簡易裁判所
韮崎簡易裁判所
小笠原簡易裁判所
日下部簡易裁判所
鵜澤簡易裁判所
谷村簡易裁判所
大月簡易裁判所
吉田簡易裁判所
上野原簡易裁判所
長野簡易裁判所
飯山簡易裁判所
屋代簡易裁判所
上田簡易裁判所
岩村田簡易裁判所
松本簡易裁判所
木曾福島簡易裁判所
大町簡易裁判所

沼津市
靜岡縣賀茂郡下田町
靜岡縣富士郡吉原町
靜岡縣志太郡島田町
靜岡縣小笠郡掛川町
濱松市
靜岡縣磐田郡二俣町
甲府市
山梨縣北巨摩郡韮崎町
山梨縣中巨摩郡小笠原町
山梨縣東山梨郡日下部町
山梨縣南巨摩郡鵜澤町
山梨縣南都留郡谷村町
山梨縣北都留郡大月町
山梨縣南都留郡福地村
山梨縣北都留郡上野原町
長野市
長野縣下水内郡飯山町
長野縣埴科郡屋代町
上田市
長野縣北佐久郡岩村田町
松本市
長野縣西筑摩郡福島町
長野縣北安曇郡大町

諏訪簡易裁判所
岡谷簡易裁判所
飯田簡易裁判所
伊那簡易裁判所
新瀉簡易裁判所
新津簡易裁判所
卷簡易裁判所
三條簡易裁判所
新發田簡易裁判所
村上簡易裁判所
長岡簡易裁判所
小千谷簡易裁判所
十日町簡易裁判所
柏崎簡易裁判所
六日町簡易裁判所
高田簡易裁判所
直江津簡易裁判所
糸魚川簡易裁判所
相川簡易裁判所
大阪簡易裁判所
都島簡易裁判所
生野簡易裁判所
東淀川簡易裁判所
西淀川簡易裁判所

諏訪市
岡谷市
飯田市
長野縣上伊那郡伊那町
新瀉市
新潟縣中蒲原郡新津町
新潟縣西蒲原郡卷町
三條市
新發田市
新潟縣岩船郡村上町
長岡市
新潟縣北魚沼郡小千谷町
新潟縣中魚沼郡十日町
柏崎市
新潟縣南魚沼郡六日村
高田市
新潟縣中頸城郡直江津町
新潟縣西頸城郡糸魚川町
新潟縣佐渡郡相川町
大阪府北區
大阪府都島區
大阪府生野區
大阪府東淀川區
大阪府西淀川區

西成簡易裁判所
阿倍野簡易裁判所
大阪池田簡易裁判所
豐中簡易裁判所
吹田簡易裁判所
茨木簡易裁判所
布施簡易裁判所
枚方簡易裁判所
堺簡易裁判所
富田林簡易裁判所
古市簡易裁判所
岸和田簡易裁判所
佐野簡易裁判所
京都簡易裁判所
伏見簡易裁判所
右京簡易裁判所
向日町簡易裁判所
木津簡易裁判所
宇治簡易裁判所
園部簡易裁判所
龜岡簡易裁判所
周山簡易裁判所
宮津簡易裁判所
峯山簡易裁判所

大阪市西成區
大阪市阿倍野區
池田市
豐中市
吹田市
大阪府二島郡茨木町
布施市
大阪府北河內郡枚方町
堺市
大阪府南河內郡富田林町
大阪府南河內郡古市町
岸和田市
大阪府泉南郡佐野町
京都市中京區
京都市伏見區
京都市右京區
京都府乙訓郡向日町
京都府相樂郡木津町
京都府久世郡宇治町
京都府船井郡園部町
京都府南桑田郡龜岡町
京都府北桑田郡周山町
京都府與謝郡宮津町
京都府中郡峯山町

久美濱簡易裁判所
舞鶴簡易裁判所
福知山簡易裁判所
綾部簡易裁判所
神戸簡易裁判所
灘簡易裁判所
西宮簡易裁判所
寶塚簡易裁判所
伊丹簡易裁判所
尼崎簡易裁判所
三田簡易裁判所
明石簡易裁判所
篠山簡易裁判所
柏原簡易裁判所
姫路簡易裁判所
加古川簡易裁判所
社簡易裁判所
龍野簡易裁判所
相生簡易裁判所
山崎簡易裁判所
豐岡簡易裁判所
和田山簡易裁判所
八鹿簡易裁判所
濱坂簡易裁判所

京都府熊野郡久美濱町
舞鶴市
福知山市
京都府何鹿郡綾部町
神戸市生田區
神戸市灘區
西宮市
兵庫縣武庫郡良元村
伊丹市
尼崎市
兵庫縣有馬郡三田町
明石市
兵庫縣多紀郡篠山町
兵庫縣氷上郡柏原町
姫路市
兵庫縣加古郡加古川町
兵庫縣加東郡社町
兵庫縣揖保郡龍野町
相生市
兵庫縣宍粟郡山崎町
兵庫縣城崎郡豐岡町
兵庫縣朝來郡和田山町
兵庫縣養父郡八鹿町
兵庫縣美方郡濱坂町

洲本簡易裁判所
奈良簡易裁判所
柳生簡易裁判所
櫻井簡易裁判所
葛城簡易裁判所
宇陀簡易裁判所
五條簡易裁判所
吉野簡易裁判所
十津川簡易裁判所
大津簡易裁判所
今津簡易裁判所
水口簡易裁判所
彥根簡易裁判所
八日市簡易裁判所
滋賀八幡簡易裁判所
長濱簡易裁判所
米原簡易裁判所
木之本簡易裁判所
和歌山簡易裁判所
海南簡易裁判所
湯淺簡易裁判所
妙寺簡易裁判所
橋本簡易裁判所
田邊簡易裁判所

洲本市
奈良市
奈良縣添上郡柳生村
奈良縣磯城郡櫻井町
奈良縣北葛城郡高田町
奈良縣宇陀郡大字陀町
奈良縣宇智郡五條町
奈良縣吉野郡下市町
奈良縣吉野郡十津川村
大津市
滋賀縣高島郡今津町
滋賀縣甲賀郡水口町
彥根市
滋賀縣神崎郡八日市町
滋賀縣蒲生郡八幡町
長濱市
滋賀縣坂田郡米原町
滋賀縣伊香郡木之本町
和歌山市
海南市
和歌山縣有田郡湯淺町
和歌山縣伊都郡妙寺町
和歌山縣伊都郡橋本町
田邊市

周參見簡易裁判所
串本簡易裁判所
御坊簡易裁判所
新宮簡易裁判所
本宮簡易裁判所
名古屋簡易裁判所
中川簡易裁判所
昭和簡易裁判所
西枇杷島簡易裁判所
春日井簡易裁判所
愛知瀨戶簡易裁判所
津島簡易裁判所
一宮簡易裁判所
犬山簡易裁判所
半田簡易裁判所
愛知橫須賀簡易裁判所
岡崎簡易裁判所
安城簡易裁判所
西尾簡易裁判所
學母簡易裁判所
豐橋簡易裁判所
新城簡易裁判所
津簡易裁判所
鈴鹿簡易裁判所

和歌山縣西牟婁郡周參見町
和歌山縣西牟婁郡串本町
和歌山縣日高郡御坊町
新宮市
和歌山縣東牟婁郡本宮村
名古屋市中川區
名古屋市中區
愛知縣西春日井郡西枇杷島町
春日井市
瀨戶市
津島市
一宮市
愛知縣丹羽郡犬山町
半田市
愛知縣知多郡橫須賀町
岡崎市
愛知縣碧海郡安城町
愛知縣幡豆郡西尾町
愛知縣西加茂郡學母町
豐橋市
愛知縣南設樂郡新城町
津市
鈴鹿市

龜山簡易裁判所
松阪簡易裁判所
上野簡易裁判所
四日市簡易裁判所
桑名簡易裁判所
宇治山田簡易裁判所
鳥羽簡易裁判所
三瀨谷簡易裁判所
木本簡易裁判所
尾鷲簡易裁判所
岐阜簡易裁判所
八幡簡易裁判所
大垣簡易裁判所
御嵩簡易裁判所
多治見簡易裁判所
岐阜中津簡易裁判所
高山簡易裁判所
福井簡易裁判所
武生簡易裁判所
大野簡易裁判所
敦賀簡易裁判所
小濱簡易裁判所
金澤簡易裁判所
小松簡易裁判所

三重縣鈴鹿郡龜山町
松阪市
上野市
四日市市
桑名市
宇治山田市
三重縣志摩郡鳥羽町
三重縣多氣郡三瀨谷村
三重縣南牟婁郡木本町
三重縣北牟婁郡尾鷲町
岐阜市
岐阜縣郡上郡八幡町
大垣市
岐阜縣可兒郡御嵩町
多治見市
岐阜縣惠那郡中津町
高山市
福井市
福井縣南條郡武生町
福井縣大野郡大野町
敦賀市
福井縣遠敷郡小濱町
金澤市
小松市

七尾簡易裁判所
羽咋簡易裁判所
輪島簡易裁判所
石川飯田簡易裁判所
富山簡易裁判所
八尾簡易裁判所
魚津簡易裁判所
泊簡易裁判所
上市簡易裁判所
高岡簡易裁判所
氷見簡易裁判所
出町簡易裁判所
城端簡易裁判所
石動簡易裁判所
廣島簡易裁判所
可部簡易裁判所
加計簡易裁判所
八重簡易裁判所
大竹簡易裁判所
吳簡易裁判所
竹原簡易裁判所
尾道簡易裁判所
因島簡易裁判所
甲山簡易裁判所

七尾市
石川縣羽咋郡羽咋町
石川縣鳳至郡輪島町
石川縣珠洲郡飯田町
富山市
富山縣婦負郡八尾町
富山縣下新川郡魚津町
富山縣下新川郡泊町
富山縣中新川郡上市町
高岡市
富山縣氷見郡氷見町
富山縣東礪波郡出町
富山縣東礪波郡城端町
富山縣西礪波郡石動町
廣島市
廣島縣安佐郡可部町
廣島縣山縣郡加計町
廣島縣山縣郡八重町
廣島縣佐伯郡大竹町
吳市
廣島縣賀茂郡竹原町
尾道市
廣島縣御調郡土生町
廣島郡世羅郡甲山町

福山簡易裁判所
油木簡易裁判所
上下簡易裁判所
三次簡易裁判所
庄原簡易裁判所
山口簡易裁判所
防府簡易裁判所
山口大田簡易裁判所
伊佐簡易裁判所
生雲簡易裁判所
徳山簡易裁判所
鹿野簡易裁判所
萩簡易裁判所
山口深川簡易裁判所
岩國簡易裁判所
本郷簡易裁判所
柳井簡易裁判所
久賀簡易裁判所
下關簡易裁判所
船木簡易裁判所
宇部簡易裁判所
岡山簡易裁判所
牛窓簡易裁判所
玉野簡易裁判所

福山市
廣島縣神石郡油木町
廣島縣甲奴郡上下町
廣島縣雙三郡三次町
廣島縣比婆郡庄原町
山口市
防府市
山口縣美禰郡大田町
山口縣美禰郡伊佐町
山口縣阿武郡生雲村
徳山市
山口縣都濃郡鹿野町
萩市
山口縣大津郡深川町
岩國市
山口縣玖珂郡本郷村
山口縣玖珂郡柳井町
山口縣大島郡久賀町
下關市
山口縣厚狹郡船木町
宇部市
岡山市
岡山縣邑久郡牛窓町
玉野市

片上簡易裁判所
玉島簡易裁判所
倉敷簡易裁判所
笠岡簡易裁判所
井原簡易裁判所
高梁簡易裁判所
新見簡易裁判所
津山簡易裁判所
林野簡易裁判所
勝山簡易裁判所
鳥取簡易裁判所
河原簡易裁判所
若櫻簡易裁判所
倉吉簡易裁判所
八橋簡易裁判所
米子簡易裁判所
黑坂簡易裁判所
松江簡易裁判所
木次簡易裁判所
今市簡易裁判所
島根大田簡易裁判所
濱田簡易裁判所
益田簡易裁判所
川本簡易裁判所

岡山縣和氣郡片上町
岡山縣淺口郡玉島町
倉敷市
岡山縣小田郡笠岡町
岡山縣後月郡井原町
岡山縣上房郡高梁町
岡山縣阿哲郡新見町
津山市
岡山縣英田郡林野町
岡山縣眞庭郡勝山町
鳥取市
鳥取縣八頭郡河原町
鳥取縣八頭郡若櫻町
鳥取縣東伯郡倉吉町
鳥取縣東伯郡八橋町
米子市
鳥取縣日野郡黑坂町
松江市
島根縣大原郡木次町
出雲市
島根縣安濃郡大田町
濱田市
島根縣美濃郡益田町
島根縣邑智郡川本町

西郷簡易裁判所
福岡簡易裁判所
東郷簡易裁判所
前原簡易裁判所
甘木簡易裁判所
飯塚簡易裁判所
直方簡易裁判所
小倉簡易裁判所
折尾簡易裁判所
門司簡易裁判所
久留米簡易裁判所
吉井簡易裁判所
柳河簡易裁判所
大牟田簡易裁判所
八女簡易裁判所
行橋簡易裁判所
八屋簡易裁判所
田川簡易裁判所
佐賀簡易裁判所
小城簡易裁判所
鳥栖簡易裁判所
武雄簡易裁判所
六角簡易裁判所
鹿島簡易裁判所

島根縣周吉郡西郷町
福岡市
福岡縣宗像郡東郷町
福岡縣糸島郡前原町
福岡縣朝倉郡甘木町
飯塚市
直方市
小倉市
八幡市折尾町
門司市
久留米市
福岡縣浮羽郡吉井町
福岡縣山門郡柳河町
大牟田市
福岡縣八女郡福島町
福岡縣京都郡行橋町
福岡縣築上郡八屋町
田川市
佐賀市
佐賀縣小城郡小城町
佐賀縣三養基郡鳥栖町
佐賀縣杵島郡武雄町
佐賀縣杵島郡六角村
佐賀縣藤津郡鹿島町

伊萬里簡易裁判所
唐津簡易裁判所
呼子簡易裁判所
長崎簡易裁判所
長崎瀬戸簡易裁判所
大村簡易裁判所
諫早簡易裁判所
島原簡易裁判所
長崎小濱簡易裁判所
佐世保簡易裁判所
平戸簡易裁判所
武生水簡易裁判所
福江簡易裁判所
有川簡易裁判所
嚴原簡易裁判所
佐須奈簡易裁判所
大分簡易裁判所
別府簡易裁判所
杵築簡易裁判所
國東簡易裁判所
中津簡易裁判所
宇佐簡易裁判所
玉津簡易裁判所
日田簡易裁判所

佐賀縣西松浦郡伊萬里町
唐津市
佐賀縣東松浦郡呼子町
長崎市
長崎縣西彼杵郡瀬戸町
大村市
諫早市
島原市
長崎縣南高來郡小濱町
佐世保市
長崎縣北松浦郡平戸町
長崎縣壹岐郡武生水町
長崎縣南松浦郡福江町
長崎縣南松浦郡有川町
長崎縣下縣郡嚴原町
長崎縣上縣郡佐須奈村
大分市
別府市
大分縣速見郡杵築町
大分縣東國東郡國東町
中津市
大分縣宇佐郡四日市町
大分縣西國東郡高田町
日田市

竹田簡易裁判所
三重簡易裁判所
佐伯簡易裁判所
臼杵簡易裁判所
熊本簡易裁判所
三角簡易裁判所
荒尾簡易裁判所
玉名簡易裁判所
山鹿簡易裁判所
宮地簡易裁判所
高森簡易裁判所
御船簡易裁判所
濱町簡易裁判所
八代簡易裁判所
水俣簡易裁判所
人吉簡易裁判所
天草簡易裁判所
牛深簡易裁判所
鹿兒島簡易裁判所
伊集院簡易裁判所
種子島簡易裁判所
屋久島簡易裁判所
加治木簡易裁判所
大口簡易裁判所

大分縣直入郡竹田町
大分縣大野郡三重町
佐伯市
大分縣北海部郡臼杵町
熊本市
熊本縣宇土郡三角町
荒尾市
熊本縣玉名郡玉名町
熊本縣鹿本郡山鹿町
熊本縣阿蘇郡宮地町
熊本縣阿蘇郡高森町
熊本縣上益城郡御船町
熊本縣上益城郡濱町
八代市
熊本縣葦北郡水俣町
人吉市
熊本縣天草郡本渡町
熊本縣天草郡牛深町
鹿兒島市
鹿兒島縣日置郡伊集院町
鹿兒島縣熊毛郡西之表町
鹿兒島縣熊毛郡上屋久村
鹿兒島縣始良郡加治木町
鹿兒島縣伊佐郡大口町

岩川簡易裁判所
 知覽簡易裁判所
 加世田簡易裁判所
 揖宿簡易裁判所
 川内簡易裁判所
 出水簡易裁判所
 甌島簡易裁判所
 鹿屋簡易裁判所
 大根占簡易裁判所
 宮崎簡易裁判所
 妻簡易裁判所
 飯肥簡易裁判所
 都城簡易裁判所
 小林簡易裁判所
 延岡簡易裁判所
 富島簡易裁判所
 高千穂簡易裁判所
 仙臺簡易裁判所
 大河原簡易裁判所
 古川簡易裁判所
 岩出山簡易裁判所
 築館簡易裁判所
 石卷簡易裁判所
 登米簡易裁判所

鹿兒島縣嶺部郡岩川町
 鹿兒島縣川邊郡知覽町
 鹿兒島縣川邊郡加世田町
 鹿兒島縣揖宿郡揖宿町
 川内市
 鹿兒島縣出水郡出水町
 鹿兒島縣薩摩郡上甌村
 鹿屋市
 鹿兒島縣肝屬郡大根占町
 宮崎市
 宮崎縣兒湯郡妻町
 宮崎縣南那珂郡飯肥町
 都城市
 宮崎縣西諸縣郡小林町
 延岡市
 宮崎縣東臼杵郡富島町
 宮崎縣西臼杵郡高千穂町
 仙臺市
 宮城縣柴田郡大河原町
 宮城縣志田郡古川町
 宮城縣玉造郡岩出山町
 宮城縣栗原郡築館町
 石卷市
 宮城縣登米郡登米町

氣仙沼簡易裁判所
 志津川簡易裁判所
 福島簡易裁判所
 二本松簡易裁判所
 郡山簡易裁判所
 三春簡易裁判所
 白河簡易裁判所
 須賀川簡易裁判所
 棚倉簡易裁判所
 若松簡易裁判所
 喜多方簡易裁判所
 田島簡易裁判所
 平簡易裁判所
 福島富岡簡易裁判所
 相馬簡易裁判所
 山形簡易裁判所
 楯岡簡易裁判所
 寒河江簡易裁判所
 新庄簡易裁判所
 米澤簡易裁判所
 長井簡易裁判所
 鶴岡簡易裁判所
 酒田簡易裁判所
 盛岡簡易裁判所

宮城縣本吉郡氣仙沼町
 宮城縣本吉郡志津川町
 福島市
 福島縣安達郡二本松町
 郡山市
 福島縣田村郡三春町
 福島縣西白河郡白河町
 福島縣岩瀬郡須賀川町
 福島縣東白川郡棚倉町
 若松市(福島縣)
 福島縣耶麻郡喜多方町
 福島縣南會津郡田島町
 平市
 福島縣雙葉郡富岡町
 福島縣相馬郡中村町
 山形市
 山形縣北村山郡楯岡町
 山形縣西村山郡寒河江町
 山形縣最上郡新庄町
 米澤市
 山形縣西置賜郡長井町
 鶴岡市
 酒田市
 盛岡市

花卷簡易裁判所
 二戸簡易裁判所
 久慈簡易裁判所
 遠野簡易裁判所
 釜石簡易裁判所
 盛簡易裁判所
 宮古簡易裁判所
 岩泉簡易裁判所
 一關簡易裁判所
 水澤簡易裁判所
 秋田簡易裁判所
 船川港簡易裁判所
 能代簡易裁判所
 本莊簡易裁判所
 大館簡易裁判所
 花輪簡易裁判所
 横手簡易裁判所
 湯澤簡易裁判所
 大曲簡易裁判所
 角館簡易裁判所
 青森簡易裁判所
 蟹田簡易裁判所
 大湊簡易裁判所
 野邊地簡易裁判所

岩手縣稗貫郡花卷町
 岩手縣二戸郡福岡町
 岩手縣九戸郡久慈町
 岩手縣上閉伊郡遠野町
 釜石市
 岩手縣氣仙郡盛町
 宮古市
 岩手縣下閉伊郡岩泉町
 岩手縣西磐井郡一關町
 岩手縣膽澤郡水澤町
 秋田市
 秋田縣南秋田郡船川港町
 能代市
 秋田縣由利郡本莊町
 秋田縣北秋田郡大館町
 秋田縣鹿角郡花輪町
 秋田縣平鹿郡横手町
 秋田縣雄勝郡湯澤町
 秋田縣仙北郡大曲町
 秋田縣仙北郡角館町
 青森市
 青森縣東津輕郡蟹田町
 青森縣下北郡大湊町
 青森縣上北郡野邊地町

五所川原簡易裁判所
 弘前簡易裁判所
 釜ヶ澤簡易裁判所
 八戸簡易裁判所
 三本木簡易裁判所
 札幌簡易裁判所
 岩見澤簡易裁判所
 夕張簡易裁判所
 瀧川簡易裁判所
 室蘭簡易裁判所
 伊達簡易裁判所
 苦小牧簡易裁判所
 浦河簡易裁判所
 靜内簡易裁判所
 小樽簡易裁判所
 岩内簡易裁判所
 俱知安簡易裁判所
 函館簡易裁判所
 木古内簡易裁判所
 松前簡易裁判所
 森簡易裁判所
 八雲簡易裁判所
 瀬棚簡易裁判所
 江差簡易裁判所

青森縣北津輕郡五所川原町
 弘前市
 青森縣西津輕郡釜ヶ澤町
 八戸市
 青森縣上北郡三本木町
 札幌市
 岩見澤市
 夕張市
 北海道空知郡瀧川町
 室蘭市
 北海道有珠郡伊達町
 北海道勇拂郡苦小牧町
 北海道浦河郡浦河町
 北海道靜内郡靜内町
 小樽市
 北海道岩内郡岩内町
 北海道虻田郡俱知安町
 函館市
 北海道上磯郡木古内町
 北海道松前郡松前町
 北海道茅部郡森町
 北海道山越郡八雲町
 北海道瀬棚郡瀬棚町
 北海道檜山郡江差町

久喜	大宮	川口	浦和
北幸手郡内 葛飾郡内 江戸川区内 大田区内 江岸区内 南葛飾区内 埼玉縣内	南埼玉郡内 北埼玉郡内 川口市内 小川町内 常盤町内 鴻巣町内 平井町内 片柳町内 原町内 足立町内 北足立町内 大宮市内 埼玉縣内	埼玉縣内 戸塚市内 北川口市内 川口市内 北川口市内 大草町内 野田町内 安行町内	埼玉縣内 北浦和市内 浦和市内 足立郡内 土合町内 大和町内 美保町内 朝霞町内 大和町内 戸田町内 蕨町内

浦和	川越	越ヶ谷	埼玉縣内
浦和市内 川越市内 川口市内 北川口市内 大草町内 野田町内 安行町内	埼玉縣内 川口市内 北川口市内 大草町内 野田町内 安行町内	埼玉縣内 川口市内 北川口市内 大草町内 野田町内 安行町内	埼玉縣内 川口市内 北川口市内 大草町内 野田町内 安行町内

鎌倉	川崎	横濱南	横濱西	神奈川	横濱	五日市	青梅
鎌倉市内 横濱市内 磯子区	神奈川縣内 川崎市内	神奈川縣内 横濱市内 磯子区	神奈川縣内 横濱市内 保土ヶ谷区	神奈川縣内 横濱市内 神奈川区 港北区	神奈川縣内 横濱市内 磯子区	東京都内 五日市郡内 平井町内 戸倉町内 小宮町内 増原町内	東京都内 青梅郡内 瑞穂町内 西多摩郡内 三野町内 古川町内 氷川町内

厚木	小田原	平塚	三崎	横須賀	神奈川	相模原	藤澤
厚木市内 相模原市内 大田町内	神奈川縣内 小田原市内 足柄上郡内 足柄下郡内	神奈川縣内 平塚市内 金目町内 二宮町内 土澤町内	神奈川縣内 三浦郡内 長井町内 初聲町内	神奈川縣内 横須賀市内 磯子区	神奈川縣内 相模原市内 磯子区	神奈川縣内 相模原市内 磯子区	神奈川縣内 藤澤市内 江ノ島を除く

古市	富田林	堺	枚方	布施
中 大 惠天柏河高駒古河府 我美原内鷺ヶ市の 村町郡村谷町郡内 の村の村の村の 布長吉内道藤内 忍吉内道藤内 村寺浦寺 松原町 志植國分 三宅田村	大 大 天高中磯富河府 見向村長田内の 村村村林郡内 の村の村の村の 赤坂山長野町 川三市千白木石 上村村村早村川 加賀東河内 田村村村	南 南 大南河西東高北 草八内陶器町の 村村下郡器町内 の村の村の村の 黒日置八下村狭山 山村村比野田村 丹比村 丹南村	大 大 泉堺市府の 北河内郡	大 大 若三孔玉八河府 正江野舎川尾市の 村村郷衛町郡内 の村の村の村の 西英大高龍 郡田戸村村華町 久曙繩高南岡 寶川手安村村高安 寺村村村村村盾津 村村村村村町

京都	岸和田	佐野	京都	伏見	右京	向日町	木津	宇治	園部	龜岡	周山
京都府の内 中京区 下京区 左京区	大阪府の内 泉大津市 貝塚市 忠岡町 八坂町	大阪府の内 山横北信和北和 龍山池太泉郡の 村村田村町の内	京都府の内 愛宕区	京都府の内 京都市の内	京都府の内 京都市の内	京都府の内 京都市の内	京都府の内 綴喜郡	京都府の内 宇治郡	京都府の内 船井郡	京都府の内 南桑田郡	京都府の内 北桑田郡

生野	都島	大阪	相川	糸魚川	直江津	高田
大阪府の内 東成区 生野区	大阪府の内 旭区 城東区	大阪府の内 南西北区 浪大福内 速正島 区区区 大港此花 淀区区 区 天王寺区	新潟縣の内 佐渡郡	新潟縣の内 米吉諏谷有直頸 山川訪濱田津郡 村村村村町内 上源柿桑瀧 米村崎町村取町 山黒岩明美守八 村下黒川旭保千 村村村村村倉浦 大瀧	新潟縣の内 中東頸 頸城郡内 湯春日村 大瀧 八千浦村	新潟縣の内 中頸 頸城郡内 湯春日村 大瀧 八千浦村

茨木	大阪吹田	豊中	大阪池田	阿倍野	西成	西淀川	東淀川
大阪府の内 阿武野村 玉櫛村 五領村 島本町	大阪府の内 三吹田 味舌村 新田村 山田村	大阪府の内 豊中 豊中	大阪府の内 池田 池田	大阪府の内 阿倍野 阿倍野	大阪府の内 西成 西成	大阪府の内 西淀川 西淀川	大阪府の内 東淀川 東淀川

神	綾	福知山	舞鶴	久美濱	峯山	宮津
美濃郡 垂水区 神戶市の内 兵庫区 長田区 須磨区	京都府の内 何鹿郡	京都府の内 加佐郡 河守町 河上村 河西村 河東村 天田郡	京都府の内 加佐郡 岡田上村 岡田中村 岡田下村 八雲村	京都府の内 熊野郡	京都府の内 與謝郡 竹野郡	京都府の内 與謝郡 宮津町 宮津村 加悦村 市置村 日妻村 日ヶ谷村 栗田村 石川村 三河内村 山田村 養老村 本庄村 筒川村 上宮津村 桑飼村 岩屋村 府中村 伊根村

大阪

神	明	三	尼	伊	寶	西	灘
神戶市の内	明石郡	三田郡	武庫郡 鳴尾町 尾内村	川邊郡 丹波町 西町	有馬郡 東谷村 小濱村 長尾村 六瀬村 西谷村 中谷村 多田村	武庫郡 本山村 本庄村	兵庫縣の内 御影町 魚崎町 住吉村

八鹿	和田山	豊岡	山崎	相生	龍野	社	加古川	姫路
美濃郡 小代町 方南村 宿南村 西谷村 口大屋村 八鹿町 養父郡の内 廣谷町 大屋村 關宮村 高柳村 伊佐村 高柳村 伊佐村 射添村	兵庫縣の内 朝來郡 大藏村 糸井村	兵庫縣の内 出石郡 豊岡町 新田村 中筋村 内川村 城崎町 清瀧村 奥竹野村 中竹野村 日高町 竹野村 西氣村 國府村 三方村 八代村	兵庫縣の内 宍粟郡	兵庫縣の内 相生市 赤穂郡	兵庫縣の内 揖保郡 佐用郡	兵庫縣の内 加東郡 多可郡 加西郡	兵庫縣の内 加古郡 印南郡	兵庫縣の内 路姫市 飾磨郡 神崎郡

奈良

宇陀	葛城	櫻井	柳生	奈良	洲本	濱坂
奈良縣の内 宇陀郡 高野郡 四郷村 小川村	奈良縣の内 磯城郡 北葛城郡 高市郡 南葛城郡 多村 三宅村 都村	奈良縣の内 磯山郡 大上郡 織田郡 櫻井町 三輪町 初瀬町 柳本町 香久山村 多武峯村 安倍村	奈良縣の内 柳井郡 大柳生村 東山村 月瀬村 東里村	奈良縣の内 添上郡 平和郡 東市郡 明市郡 上郡 生駒郡 大安寺村 櫛本町 治道村 五ヶ谷村	兵庫縣の内 洲本市 津名郡 三原郡	兵庫縣の内 美濱郡 城崎郡 長井津村 餘部村 奥佐津村 香住町

秋 田 花 輪	大 館	本 莊	能 代	船 川 港	秋 田
秋田縣の内 鹿角郡の内	秋田縣の内 北秋田郡の内	上川郷大村内村 東瀧澤村 象瀧澤村 道瀧澤村 笹瀧澤村 岩瀧澤村 小谷村 本友村 利根町 由利郡の内	秋田縣の内 能代市 山本郡	秋田縣の内 南秋田郡の内 船川港町 船越町 北浦町 戸賀村	秋田縣の内 南秋田郡の内 河邊郡 飯島村 旭川村 外馬場村 一馬場村 大日川村 由利郡の内 下利郡の内 下井川村 内川村 面瀧澤村 金足村 下新田村 太田村 南秋田郡の内

角 館	大 曲	湯 澤	横 手
秋田縣の内 仙北郡の内 田澤町 中川村 豊川村 清水村 長野町 雲澤村 長信村 横澤村	平鹿郡の内 大鹿郷内村 淀川郷内村 金澤村 畑屋村 四ツ屋村 外小根村 花館村 大曲町 仙北郡の内 南宮寺町 神宮寺町 南宮寺町 大曲町 六郷町 小友村 高梨村 北橋岡村	秋田縣の内 平鹿郡の内 増田町 十文字町	秋田縣の内 平鹿郡の内 横手町 旭川町 黒川町 沼館村 福地村 三重村 里見村 植田村 館合村 醍醐村

釜 石	遠 野	久 慈	二 戸	花 巻	盛 岡	酒 田
氣仙郡の内 唐丹郡の内 上野村 岩手縣の内 釜石市 閉伊郡の内 上郷村	岩手縣の内 遠野郡の内 宮守町 附馬村 上郷村	岩手縣の内 久慈郡の内 久慈町 侍井村 夏井村 山形村	岩手縣の内 二戸郡の内 保米町 伊保町 輕米町	岩手縣の内 花巻郡の内 和賀郡 江刈村	岩手縣の内 盛岡市 盛岡市 葛巻町 岩手郡 紫波郡	山形縣の内 酒田市の内 東田川郡の内 余目町 常川町 西浦村 新堀村 八榮里村 榮村 大和村 廣野村

水 澤	一 關	岩 泉	宮 古	盛 岡
岩手縣の内 東磐井郡の内 生母村 岩手縣の内 膽澤郡	岩手縣の内 西磐井郡の内 東磐井郡の内 安代町 普代町 岩泉町 閉伊郡の内 小國村 織笠村 山形村 津軽村 大澤村 川井村 門馬村	岩手縣の内 下閉伊郡の内 小川村 小本村 大川村 田野畑村 有薬村	岩手縣の内 宮古郡の内 山形市 津軽村 花輪村 重茂村 船越村 門馬村	岩手縣の内 氣仙郡の内 盛岡市の内 赤崎町 船渡町 米崎町 高田町 竹崎村 下駒村 横田村 猪上村 越喜來村

高松	平井	三本松	瀧宮
香川縣の内 木田郡の内 平井町 前田村 下高岡村 川島町 水三谷村 東植田村 川添村	香川縣の内 大川郡の内 長尾町 多和村 富田村 松尾村 石田村	香川縣の内 三本松町 引田町 白鳥町 譽水村 相生村	香川縣の内 綾歌郡の内 山田村 山内村 昭和村 富能村 岡田村

牟岐	德島富岡	德島	觀音寺	善通寺	丸龜	土庄
香川縣の内 丸龜郡の内 坂出市 龍川村 廣島村	香川縣の内 仲多度郡の内 飯野村 坂本村 川津村	香川縣の内 善通寺郡の内 垂水町 琴平町 高篠村	香川縣の内 綾歌郡の内 吉野村 七箇村 十郷村	香川縣の内 三川郡の内 鳴門市 名東郡 勝浦郡	香川縣の内 海部郡の内 上木頭村 木頭村	香川縣の内 海部郡の内 阿部村 三岐田町 浅川村 川上村

旭川	石狩深川	富良野	名寄	士別	紋別	中頓別	留萌	羽幌	稚内	天鹽
北海道の内 石狩郡の内	北海道の内 空知郡の内	北海道の内 空知郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内	北海道の内 紋別郡の内

釧路	厚岸	帯廣	十勝池田	本別	廣尾	網走	美幌	斜里	北見
北海道の内 釧路郡の内	北海道の内 厚岸郡の内	北海道の内 帯廣郡の内	北海道の内 十勝郡の内	北海道の内 十勝郡の内	北海道の内 十勝郡の内	北海道の内 十勝郡の内	北海道の内 十勝郡の内	北海道の内 十勝郡の内	北海道の内 十勝郡の内

第三 司法法

を同じくするものは、その従前の簡易裁判所と、大湊簡易裁判所は、従前の田名部簡易裁判所と同一のものとみなす。
この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所でこれを完結する。

(54) 司法警察官吏及び司法警察官

吏の職務を行うべき者の指定等
に関する勅令の一部を改正する
法律 (昭和二十二年九月二十七日) (司法・厚生)
(法律 第百二十二号) (大臣署名)

大正十二年勅令第五百二十八号の一部を次のように改正する。

第七條 麻薬統制主事タル都道府縣ノ二級又ハ三級ノ事務吏員及技

術吏員ニシテ其ノ所屬都道府縣ノ知事其ノ都道府縣ノ事務所所在地ヲ管轄スル檢事正ト協議シテ推薦シタル者ニ就キ厚生大臣ノ指定シタルモノハ麻薬ニ關スル罪ニ付捜査ヲ行フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ捜査ニ付司法警察官ト同一ノ權ヲ有シ檢察廳法第六條第二項及刑事訴訟法ノ規定ニ拘ラス檢察官ノ指揮ヲ受ケス厚生大臣ノ指揮ヲ受クルモノトス
第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ刑事訴訟法第二百五十二條ノ規定ニ拘ラス當該都道府縣ノ區域外ニ於テモ捜査ヲ行フコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事捜査ヲ行ヒタルトキハ司法大臣ノ定ムル所ニ依リ速ニ事件ヲ檢察官ニ送致スヘシ
第一項ノ規定ニ依リ捜査ヲ行フ麻薬統制主事ハ都道府縣ヲ通シ二百名以内トシ各都道府縣内ノ定員ハ厚生大臣司法大臣ト協議シテ之ヲ定ム

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(55) 裁判官の報酬等の應急的措置

に関する法律等の一部を改正する
法律 (昭和二十二年十二月十七日) (大藏・司法)
(法律 第百九十八号) (大臣署名)

左に掲げる法律の附則中「昭和二十三年一月一日」を「昭和二十三年三月十五日」に改める。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第六十六号(檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十五号(日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に関する法律)

昭和二十二年法律第七十六号(日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟

法の應急的措置に関する法律)

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(56) 弁護士及び弁護士試補の資格

の特例に関する法律の一部を改正する法律
(昭和二十二年九月十七日) (司法大)
(法律 第百八十八号) (大臣署名)

昭和二十一年法律第十一号の一部を次のように改正する。

第一條に次の一項を加える。

辯護士法第三條の試験に合格し、滿洲國の審判官又は檢察官の職に在つた者で前項の審査委員會の詮衡を経た者についても、また同項と同様とする。

第二條中「前條」を「前條第一項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十二年五月三日以後第一條第一項の規定により弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数が三年に達するものは、その三年に達したときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。

第一條第二項の規定により弁護士たる資格を有する者は、その資格を得たときに、司法修習生の修習を終えたものとみなす。

二 一部改正

(57) 罹災都市借地借家臨時処理法
の一部を改正する法律

(昭和二十二年九月十三日) (司法大)
(法律 第百六十六号) (大臣署名)

罹災都市借地借家臨時処理法の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

第七條第一項及び第三項中「六箇月」を「一箇年」に改める。

第十二條第一項中「一箇年」を「二箇年」に、同條第四項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十八條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第十九條第二項中「地方裁判所長」を「地方裁判所」に改める。

第二十二條中「勅令」を「政令」に改める。

第二十五條の二 第二條乃至第八條、第十條乃至前條及び第三十五條の規定は、別に法律で定める火災、震災、風水害その他の災害のため滅失した建物がある場合にこれを準用する。この場合において、第二條第一項中「この法律施行の日」及び第十條中「昭和二十一年七月一日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と、第十一條中「この法律施行の際」を「第二十五條の二の法律施行の際」と、第十二條中「この法律施行の日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と読み替えるものとする。

第二十七條 この法律(第二十五條の二の規定を除く。)を適用する地區は、法律でこれを定める。

第二十五條の二の規定を適用する地區は、災害ごとに法律でこれを定める。

第二十九條第一項中「一箇年」を「二箇年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

従前の規定によつて定められた地區は、これを第二十七條第一項の改正規定によつて定められたものとみなす。

(58) 刑法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十月二十六日) 司法大臣 法律第二百二十四号(臣署名)

刑法の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 時効」を「第六章 刑ノ時効及ヒ刑ノ消滅」に、「第一章 皇室ニ對スル罪」を「第一章 削除」に改め、「第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪」を削る。

第一條第一項中「帝國內」を「日本國內」に、同條第二項中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國船舶」を「日本船舶」に改める。
第二條中「帝國外」を「日本國外」に、同條第三号中「乃至第八十九條」を「第八十二條、第八十七條及ヒ第八十八條」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 削除

第三條第一項中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國臣民」を「日本國民」に改め、同條第二項を削る。

第四條中「帝國外」を「日本國外」に、「帝國ノ」を「日本國ノ」に改める。

第五條中「免除スルコトヲ得」を「免除ス」に改める。

第二十條中「前條」を「第十九條」に改める。

第二十五條中「二年以下ノ懲役又ハ禁錮」を「三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千圓以下の罰金」に改める。

第二十六條に次の一項を加える。
猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ罰金ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消コトヲ得

「第六章 時効」を「第六章 刑ノ時効及ヒ刑ノ消滅」に改める。

第一編第六章中第三十四條の次に次の一條を加える。

第三十四條ノ二 禁錮以上ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セララルコトナクシテ十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其效力ヲ失フ罰金以下ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除ヲ得タル者罰金以上ノ刑ニ處セララルコトナクシテ五年ヲ經過シタルトキ亦同シ

刑ノ免除ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡確定シタル後罰金以上ノ刑ニ處セララルコトナクシテ二年ヲ經過シタルトキハ刑ノ免除ノ言渡ハ其效力ヲ失フ

第五十五條 削除

第五十八條 削除

「第二章 皇室ニ對スル罪」を「第一章 削除」に改める。

第七十三條乃至第七十六條 削除

第八十一條 外國ニ通謀シテ日本國ニ對シ武力ヲ行使スルニ至ラシメタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 日本國ニ對シ外國ヨリ武力ノ行使アリタルトキ之ニ與シテ其軍務ニ服シ其他之ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘタル者ハ死刑又ハ無期若クハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第八十三條乃至第八十六條 削除

第八十七條中「前六條」を「第八十一條及ヒ第八十二條」に改める。

第八十八條中「乃至第八十六條」を「及ヒ第八十二條」に改める。

第八十九條 削除

第九十條及ヒ第九十一條 削除

第一百五條中「之ヲ罰セス」を「其刑ヲ免除スルコトヲ得」に改める。

「第七章ノ二 安寧秩序ニ對スル罪」及び第一百五條ノ二乃至第一百五條ノ四を削る。

第三百三十一條 削除

第三百三十二條中「本章」を「第三百十條」に改める。

第七十四條中「科料」を「六月以下ノ懲役若クハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料」に改める。

二 一部改正

第七十五條中「五百圓以下ノ罰金又ハ」を「二年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金若クハ」に改める。

第八十三條 削除

第九十三條中「六月以下」を「二年以下」に改める。

第九十四條中「七年以下」を「十年以下」に改める。

第九十五條第一項中「三年以下」を「七年以下」に改める。

第二百八條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「五十圓以下」を「五百圓以下」に改め、同條第二項を削る。

第二百一一條に後段として次のように加える。

重大ナル過失ニ因リ人ヲ死傷ニ致シタル者亦同シ

第二百二十二條第一項中「一年以下」を「二年以下」に、「百圓以下」を「五百圓以下」に改める。

第二百二十六條中「帝國外」を「日本國外」に改める。

第二百三十條第一項中「一年以下」を「三年以下」に、「五百圓以下」を「千圓以下」に改める。

第二百三十條ノ二 前條第一項ノ行爲公共ノ利害ニ關スル事實ニ係リ其目的專ラ公益ヲ圖ルニ出テタルモノト認ムルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ未タ公訴ノ提起セラレサル人ノ犯罪行爲ニ關スル事實ハ之ヲ公共ノ利害ニ關スル事實ト看做ス
前條第一項ノ行爲公務員又ハ公選ニ依ル公務員ノ候補者ニ關スル事實ニ係ルトキハ事實ノ眞否ヲ判斷シ眞實ナルコトノ證明アリタルトキハ之ヲ罰セス

第二百三十二條に次の一項を加える。

告訴ヲ爲スコトヲ得可キ者カ天皇、皇后、太皇太后、皇太后又ハ皇嗣ナルトキハ内閣總理大臣、外國ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ之ヲ行フ
第二百四十四條及び第二百五十七條中「又ハ家族」を削る。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から、これを施行する。

第二十六條第二項の改正規定は、刑の執行猶予の言渡を受けた者がこの法律施行前に更に罪を犯した場合については、これを適用しない。

第三十四條ノ二の改正規定は、この法律施行前に刑の言渡又は刑の免除の言渡を受けた者にもこれを適用する。

この法律施行前の行爲については、刑法第五十五條、第二百八條第二項、第二百一一條後段、第二百四十四條及び第二百五十七條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(59) 經濟關係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十七日(司法大) 法律第二百四十二号(臣署名))

昭和十九年法律第四号の一部を次のように改正する。

第一條 營團、金庫又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表甲號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員ハ罰則ノ適用ニ付テハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第二條 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社、鐵道事業、電氣事業、瓦斯事業其ノ他其ノ性質上當然ニ獨占ト爲ルベキ事業ヲ營ミ若ハ臨時物資需給調整法其ノ他經濟ノ統制ヲ目的トスル法令ニ依リ統制ニ關スル業務ヲ爲ス會社若ハ組合又ハ此等ニ準ズルモノニシテ別表乙號ニ掲グルモノノ役員其ノ他ノ職員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ七年以下ノ懲役ニ處ス
第六條中「團體、」及び「ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ」を削り、「官廳」を「行政廳」に改める。

第七條中「統制事務若ハ統制ノ爲ニスル經營事務」を「統制ニ關スル業務」に、「當該事務」を「當該業務」に改める。
別表甲號

- 一 住宅營團
- 二 帝都高速度交通營團
- 三 農地開發營團
- 四 地方食糧營團
- 五 交易營團
- 六 恩給金庫
- 七 庶民金庫
- 八 復興金融金庫
- 九 日本銀行
- 別表乙號
- 一 日本勸業銀行
- 二 北海道拓殖銀行
- 三 日本興業銀行
- 四 日本製鐵株式會社
- 五 東北興業株式會社
- 六 日本通運株式會社
- 七 帝國燃料興業株式會社
- 八 日本發送電株式會社
- 九 帝國鑛業開發株式會社
- 十 帝國石油株式會社
- 十一 森林法ニ依ル森林組合及森林組合聯合會
- 十二 漁業法ニ依ル水産組合及水産組合聯合會
- 十三 馬匹組合法ニ依ル馬匹組合及馬匹組合聯合會

二 一部改正

- 十四 牧野法ニ依ル牧野組合
- 十五 酪農業調整法ニ依ル製酪業組合
- 十六 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合聯合會、貸室組合及貸室組合聯合會
- 十七 農林中央金庫
- 十八 商工組合中央金庫
- 十九 産業組合法ニ依ル産業組合及産業組合聯合會
- 二十 市街地信用組合法ニ依ル市街地信用組合
- 二十一 農業團體監査聯合會
- 二十二 市町村農業會、道府縣農業會(東京都農業會ヲ含ム)及全國農業會
- 二十三 漁業會、製造業會、道府縣水産業會(東京都水産業會ヲ含ム)及中央水産業會
- 二十四 別表甲號及前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外金融緊急措置令ニ規定スル金融機關(郵便官署ヲ除ク)
- 二十五 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第二十八號鮮魚介配給規則ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關
- 二十六 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第六十二号加工水産物配給規則ニ依ル公認集荷機關及公認荷受機關
- 二十七 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外昭和二十二年農林省令第六十三號蔬菜及ビ漬物配給規則ニ依ル公認出荷機關及公認荷受機關

第四 財政法

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY
540 EAST 58TH STREET
CHICAGO, ILL. 60637
U.S.A.

11

1111

第四 財政法

一 新制定法

(61) 薪炭需給調節特別会計法

(昭和二十二年十二月四日) (大藏・農林)
法律第四百四十七号 (大臣署名)

薪炭需給調節特別会計法

第一條 薪炭の需給を調節するため國が行う薪炭の買入、賣渡又は貯蔵に関する一切の歳入歳出は、これを一般会計と区分して特別会計を設置する。

第二條 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計において、薪炭の買入代金以外の経費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金を行ふことができる。

第四條 この会計において、薪炭の買入代金の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、一年内に償還する証券を發行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。

一 新制定法

る。

この会計において、薪炭の買入代金の支拂上一時現金に不足があるときは、この会計の負担において、当該年度内に償還する証券を發行し、又は同期間内に償還する一時借入金をなすことができる。

第五條 前條第一項の規定により發行する証券又は借り入れる借入金、の借換のため、この会計の負担において、一年内に償還する証券を發行し、又は同期間内に償還する借入金をなすことができる。その借換についても、また同様とする。

前項の規定は、前條第二項の規定により發行する証券又は借り入れる一時借入金の借換について、これを準用する。この場合において、前項中「一年内」とあるのは、「当該年度内」と読み替へるものとする。

第六條 この会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の額は、通じて最高三十億円とする。

第七條 第三條乃至第五條に規定する証券、借入金及び一時借入金の起債、償還等に関する事務は、大藏大臣が、これを行う。

第八條 この会計の負担に属する証券(第四條第二項及び第五條第二項の規定により發行する証券を除く。)及び借入金の償還金、証券、借入金及び一時借入金の利子並びに証券の發行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計にこれを繰り入れなければならない。

第九條 この会計においては、薪炭の賣渡代金、証券(第四條第二

第四 財政法

項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。の発行による収入金、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、薪炭の買入代金、薪炭の買入、賣渡、貯蔵及び運搬に関する諸費、証券（第四條第二項及び第五條第二項の規定により発行する証券を除く。）及び借入金の償還金並びに証券、借入金及び一時借入金の利子その他の諸費を以てその歳出とする。

第十條 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書
- 二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込並びに当該年度以降の支出予定額

第十三條 この会計において、支拂上現金に余裕があるときは、大藏省預金部にこれを預け入れることができる。

第十四條 この会計において、決算上剰余を生じたときは、翌年度

の歳入にこれを繰り入れるものとする。

第十五條 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十六條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 債務に関する計算書

第十七條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で当該年度内に支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大藏大臣の承認を経ることを要しない。

農林大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び会計検査院にこれを通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 昭和十七年法律第二十七号（薪炭需給調節特別会計据置運

轉資本臨時補足に関する法律）は、これを廃止する。

第三條 従前の薪炭需給調節特別会計法第二條の規定により一般から据置運轉資本として繰り入れた金額及び旧法により据置運轉資本を臨時補足した金額に相当する金額は、この会計から一般会計にこれを繰り入れるものとする。

第四條 従前の薪炭需給調節特別会計法第三條の規定により借り入れた借入金は、これを第四條第一項の規定により借り入れた借入金とみなし、従前の薪炭需給調節特別会計法第七條の規定により借り入れた一時借入金は、これを第四條第二項の規定により借り入れた一時借入金とみなす。

第五條 昭和二十年及び昭和二十一年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(62) 貿易資金特別会計法

(昭和二十二年十二月十三日) (大藏・商工) 法律 第七十九号 (大臣署名)

貿易資金特別会計法

第一條 貿易資金を置き、その運用に関する経理を一般会計と区分して特別に行うため、特別会計を設置する。

第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

一新制定法

第三條 貿易資金は、昭和二十年法律第五十三号（貿易資金設置に関する法律）第二條の規定による貿易資金及び一般会計からの繰入金九億五千万円を以て、これに充てる。

貿易資金に不足を生じたときは、この会計の負担で大藏省預金部若しくは日本銀行から借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。但し、その金額は、百億円を超えない。

前項の借入金及び融通証券は、一年以内にこれを償還するものとする。

第四條 貿易資金は、これを貿易物資及びその取引に基く請求権に運用するの外、別表第一に掲げるものに運用することができる。政府は、貿易資金の運用に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

第五條 貿易資金の運用によつて利益を生じたときは、これを当該年度の歳入に繰り入れ、損失を生じたときは、これを当該年度の歳出を以て補填する。但し、補填に関するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該補填額に対して不足するときは、当該不足額は、これを翌年度において、補填するものとする。

前項の規定による利益又は損失の計算に関する事項は、政令でこれを定める。

第六條 この会計においては、前條第一項の規定による運用益金、第七條第一項の規定による借入金、第十三條第一項の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、命令

第四 財政法

で定める貿易物資の管理及び処分に関する特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、第七條第一項の規定による借入金償還金、第十三條第一項の規定による一般会計への繰入金、借入金及び融通証券の利子、前條第一項の規定による資金補填金並びに附屬諸費を以てその歳出とする。

第七條 この会計で前條に規定する貿易物資の管理及び処分に関する特別経費、事務取扱費、資金運用手数料、借入金及び融通証券の利子並びに附屬諸費を支弁するため必要があるときは、同会計の負担で大蔵省預金部又は日本銀行から借入金をすることができ

る。前項の借入金は、一年以内にこれを償還するものとする。

第八條 第三條第二項及び前條第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大蔵大臣が行う。

第九條 第三條第二項の規定による借入金又は融通証券の利子、第七條第一項の規定による借入金償還金及び利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、これを國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十一條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書
- 二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 当該年度の貿易資金運用計画表

第十三條 この会計において損益計算上過剰を生じたときは、これを一般会計の歳入に繰り入れ、不足を生じたときは、これを一般会計の歳出を以て補填する。但し、繰入に関するこの会計の当該年度における歳出予算額が当該繰入額に対して不足するとき、又は補填に関する一般会計の当該年度における歳出予算額が当該補填額に対して不足するときは、各々その不足額は、これを翌年度において繰り入れ又は補填するものとする。

前項の規定による過剰又は不足の計算に関する事項は、政令でこれを定める。

第十四條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十五條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、これを國会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、左の書類を添付しなければならない。
一 歳入歳出決定計算書

二 当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 債務に関する計算書

第十六條 貿易資金の運用に関しては、財政法第三十四條並びに會計法第十一條、第十二條及び第十四條の例による。

第十七條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十八條 この法律は、昭和二十二年十二月十五日から、これを施行する。但し、第十六條の規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第十九條 この法律による改正前の貿易資金特別會計法第四條又はこの法律の第五條の規定による貿易資金の利益又は損失については、これらの規定にかかわらず、昭和二十一年度から別に法律で定める会計年度までの期間中は、各会計年度ごとの計算を省略して、当該期間の全期間について、政令の定めるところにより、これを計算することができる。

第二十條 一般会計は、前條に規定する期間中に限り、各会計年度における貿易資金の運用につき、別表第二中第一類各号に掲げる金額の合計額が、同表中第二類各号に掲げる金額の合計額を超過する場合は、その超過額に相当する金額を貿易資金の補填として同資金に繰り入れることができる。

前項の規定による貿易資金の補填は、各会計年度において、同項の計算確定前、概算を以てこれを行うことができる。

一 新制定法

別表第二

- 三 大蔵省預金部への預金
- 四 貿易公團に対する貸付金

前項の場合において、概算による補填額が第一項の規定による計算により確定した補填額に対して超過し、又は不足するとき、当該超過額は、これを翌年度において生ずべき貿易資金の不足額の補填に充当し、又は余りがあるときは、これを一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度において、これを補填するものとする。

第二十一條 第十二條第二項第二号及び第三号の規定は、昭和二十三年度分から第十九條に規定する法律で定める会計年度までの各会計年度分については、これを適用しない。

第十五條第二項第二号及び第三号の規定は、昭和二十二年年度分から第十九條に規定する法律で定める会計年度までの各会計年度分については、これを適用しない。

第二十二條 昭和二十一年度の歳入歳出の決算に關しては、なお、従前の例による。

別表第一

- 一 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの
- 二 貿易以外の原因に基く外國への送金、外國からの送金又はこれらに準ずるもので、商工大臣が大蔵大臣に協議して定めるもの

- 第一類
- 一 輸出物資の買入金額（未拂金額を含む。）
 - 二 國有に係る輸入資材の加工賃（諸掛を含む。）の支拂金額（未拂金額を含む。）
 - 三 輸入諸掛の支拂金額（未拂金額を含む。）
 - 四 貿易物資に準ずる物資で、商工大臣が大藏大臣に協議して定めるもの（以下準貿易物資という。）の買入金額（未拂金額を含む。）
 - 五 準貿易物資に関する諸掛の支拂金額（未拂金額を含む。）
 - 六 貿易以外の原因に基く外國からの送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大藏大臣に協議して定めるものに関する支拂金額（未拂金額を含む。）
 - 七 第三條第一項に規定する貿易資金額及び前年度から持ち越した同條第二項の規定による借入金金の償還未済額（昭和二十二年分については、昭和二十年法律第五十三号第二條の規定による貿易資金額及びこの法律による改正前の貿易資金特別會計法第二條第二項の規定による借入金金の償還未済額）
 - 八 当該年度末における貿易公園に対する貸付金額
- 第二類
- 一 輸入物資の賣拂金額（未收金額を含む。）
 - 二 準貿易物資の賣拂金額（未收金額を含む。）
 - 三 貿易以外の原因に基く外國への送金又はこれに準ずるもので、商工大臣が大藏大臣に協議して定めるものに関する受入金

- 額（未收金額を含む。）
- 四 前年度から持ち越した現金額
- 五 当該年度末に保有する貿易物資又は準貿易物資（貿易公園の保有する輸出物資又は準貿易物資を含む。）の價額に、命令で定める割合を乗じて得た金額

(63) 船員保險特別會計法

(昭和二十二年十二月二十四日)大藏・厚生
法律 第二百三十六号(大臣署名)

- 船員保險特別會計法
- 第一條 船員保險法による船員保險事業を經營するため、特別會計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。
 - 第二條 この會計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。
 - 第三條 この會計は、これを普通保險勘定及び失業保險勘定に区分する。
 - 第四條 普通保險勘定においては、船員保險事業のうち失業保險事業以外の保險事業經營上の保險料、一般會計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、同事業經營上の保險給付費、借入金金の償還金及び利子、業務取扱費、療養所費、福祉施設費、營繕費その他の諸費を以てその歳出とする。

- 第五條 失業保險勘定においては、船員保險事業のうち失業保險事業經營上の保險料、一般會計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、同事業經營上の保險金、借入金金の償還金及び利子、一時借入金金の利子、業務取扱費、營繕費その他の諸費を以てその歳出とする。
- 第六條 普通保險勘定又は失業保險勘定において、保險給付費又は保險金を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において、借入金をなすことができる。
- 第七條 厚生大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。
- 第八條 この會計の歳入歳出予算は、これを普通保險及び失業保險の二勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に從つて、これを款及び項に区分する。
- 第九條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。
- 第十條 前項の予算には、左の書類を添付しなければならない。
 - 一 歳入歳出予定計算書
 - 二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表
 - 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 第十一條 各勘定において、支拂上現金に余裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。
- 第十二條 失業保險勘定において、支拂上現金に不足があるときは

- は、当該勘定の負担において、一時借入金をなすことができる。
- 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。
- 第十二條 第六條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が、これを行う。
- 第十三條 厚生大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。
- 第十四條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。
- 第十五條 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。
- 第十六條 普通保險勘定又は失業保險勘定において、決算上剰余金を生じたときは、当該勘定の積立金として、これを積み立てなければならない。
- 第十七條 普通保險勘定又は失業保險勘定において、決算上不足を生じたときは、当該勘定の積立金から、これを補足する。
- 第十八條 普通保險勘定及び失業保險勘定の各積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。
- 第十九條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年

度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定にかかわらず、大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十八條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十九條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。但し、この法律中普通保険勘定に關する部分並びに第二十四條及び第二十五條の規定は、公布の日から、これを施行する。

第二十條 第一條において船員保険法による船員保険事業とあり、又は第五條において船員保険事業とあり、若しくは失業保険事業とあるのは、昭和二十二年十一月一日から昭和二十三年四月三十日までの間において船員として船舶所有者に使用されなくなつた者に対し失業手当金及び失業保険金を支給する事業を含むものとする。

第五條及び第六條において保険金とあるのは、前項の失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

第二十一條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計船員勘定に属する積立金その他の権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十二條 厚生保険特別会計船員勘定の昭和二十二年度の歳入歳出は、これをこの会計の普通保険勘定に移して決算を行うものとする。

前項の規定による決算の作成については、当該歳入及び歳出に係る予算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額は、これをこの会計の歳入及び歳出の予算並びに收納済歳入額及び支出済歳出額に含めて作成することができる。

第二十三條 第二十四條の規定施行の際厚生保険特別会計業務勘定に属する船員保険事業に關する権利義務は、これをこの会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度における決算上の剰余金で船員勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、普通保険勘定の所屬とする。

第二十四條 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條中「厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に改める。

第二條中「船員勘定」を削る。

第五條 削除

第六條中「船員保険事業ノ業務取扱ニ關スル諸費、療養所費、福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツル爲ノ船員勘定ヨリノ受入金、」を削り、「厚生年金保険事業及船員保険事業」を「及厚生年金保険事業」に、「厚生年金保険事業ノ福祉施設費及營繕費並ニ船員保険事業ノ療養所費、福祉施設費及營繕費」を「並ニ厚生年金保険事業

ノ福祉施設費及營繕費」に改める。

第八條中「又ハ船員勘定」を削る。

第九條中「年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十一條 削除

第十三條中「年金勘定及船員勘定」を「及年金勘定」に改める。

第十四條 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ

第二十五條 従前の厚生保険特別会計法の規定は、厚生保険特別会計業務勘定の昭和二十二年度の決算上の剰余金については、前條の規定施行の後でも、なお、その効力を有する。

(64) 失業保険特別会計法

(昭和二十二年十二月八日) (大蔵・労働法律第百五十七号) (大臣署名)

失業保険特別会計法

第一條 失業保険法による失業保険事業を經營するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この会計は、労働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この会計においては、保険料、一般會計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、保険金、保険施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金

の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この会計において保険金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で、借入金をこすることができる。

第五條 労働大臣は、毎會計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に区分する。

第七條 内閣は、毎會計年度、この会計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出予定計算書
- 二 前前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前前年度末における積立金明細表
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第八條 この会計において支拂上現金に余裕があるときは、これを大蔵省預金部に預け入れることができる。

第九條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担で一時借入金をすることができる。

前項の規定による一時借入金は、当該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に關する事務は、大蔵大臣がこれを行う。

第十一條 労働大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の

第四 財政法

区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表、当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添付しなければならない。

第十三條 この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。

第十四條 この会計の積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

労働大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

二五〇

第十七條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

第十八條 第一條中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金の支給事業を含むものとする。

第三條及び第四條中、保険金には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

(65) 大藏省預金部等の債権の條件

変更等に関する法律

(昭和二十二年十一月四日) (大藏・逓信法律 第百二十九号) (大臣署名)

第一條 預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大蔵大臣は、預金部資金運用委員会の意見を聴いて、公共の利益のため必要であると認める場合に限り、その融通条件の変更又は延滞元利金の支拂方法の変更をすることができる。

第二條 地方公共団体又は金融機関に対し、融通条件の定めるところにより、これらの者が更に他人に貸し付けるため、必要な資金として預金部資金を融通した場合において、当該地方公共団体又

(66) 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律

(昭和二十二年十二月十二日) (内閣総理以下法律 第百七十一号) (各大臣署名)

(支拂請求内訳書)

第一條 國、連合國軍又は特別調達廳のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関し、國に対して、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者は、命令の定める書式により、支拂請求内訳書を作成し、これにすべての材料及び労務並びに労務以外の役務で第三者の提供したもの(以下諸役務という。)につき、材料については、その品目、規格、品質、数量及び價格、労務については、その労務者の職種別の員数及び賃金額、諸役務については、その種類及び價格の内訳を明記しなければならない。但し、左の各号の一に該当する物又は役務については、その價格自体を記載すれば足り、当該物の生産又は役務の提供に關し使用された材料、労務及び諸役務に分けて内訳を記載することを必要としない。

一 物價統制令に規定する統制額(以下統制額という。)のある物又は役務

二 統制額のない物 但し、その價額の合計額が國を当事者とする

第三條 前二條の規定は、簡易生命保険及郵便年金特別会計法による積立金の運用による資金の融通に因り生じた債権について、これを準用する。この場合においては、前二條中「大蔵大臣」とあるのは「逓信大臣」、第一條中「預金部資金運用委員会」とあるのは「政令で定める委員会」と読み替へるものとする。

附則

この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める。但し、この法律公布の日から三十日を超える日以後に、これを定めてはならない。

る請負契約又は購入契約の各契約金額の二百分の一に相当する金額を超えない範囲内におけるものに限る。

三 統制額のない物 但し、その購入金額の合計額が、第四條において準用される公團の購入金額を含み、國の一般会計歳出予算額の千分の三に相当する金額を超えない範囲内において大蔵大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。

(價額及び賃金の計算)

第二條 前條の規定による支拂請求内訳書に記載すべき材料及び諸役務の價額並びに賃金額は、左の各号の定めるところによりこれを計算しなければならない。

一 材料及び諸役務の價額は、實際使用された数量及び

イ 第一條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関する契約成立前給付者が他人から譲り受けた材料及ば提供を受けた諸役務については、契約成立の時の統制額

ロ 前号の契約成立後給付者が買入れた材料及ば諸役務については、その買入の時の統制額

ハ その他のものについては、当該材料を事業場に搬入した時の統制額

ニ ロ号若しくはハ号に掲げる時の明らかでないもの又は取得の方法の明らかでないものについては、イ号に掲げる統制額を超えない價格等(物價統制令第二條に規定する價格等)をいふ。以下同じ。)による。

二 賃金額は、職種ごとに、實際使用された員数及び勞務使用当

時の一般職種別賃金額を超えない賃金額による。

前項に規定する一般職種別賃金額は、主務大臣が官報を以て、これを告示する。

第一項の統制額には、物價統制令第三條第一項但書の規定による許可に係る價格等の額を含む。

(誓約書)

第三條 第一條の規定による支拂請求内訳書を提出する者は、その支拂請求内訳書が正確であり、且つ、これに記載された價額及び賃金額が前條の規定に適合して計算されている旨の誓約書を作成し、これに署名し、印を押さなければならない。

(地方公共団体及び公團に対する準用)

第四條 前三條の規定は、地方公共団体又は公團のためになされた工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關し、地方公共団体又は公團に対し、自己又は他人が提供した物又は役務の費用として代金又は報酬の請求をしようとする者に、これを準用する。この場合において第一條但書第三号の規定の地方公共団体に対する適用については、同号中「國の一般会計歳出予算額の千分の三に相当する金額を超えない範囲内において大蔵大臣の特に指定する購入契約により購入するものに限る。」とあるのは「地方公共団体の一般会計歳出予算額の千分の三に相当する金額(その金額が一万円に達しないときは一万円)を超えない範囲内において購入するもの並びに地方公共団体がその事業の用に供するため購入する土地及び建物に限る。」と読み替えるものとする。

(下請人に対する準用)

第五條 第一條(同條但書第二号及び第三号を除く)、第二條及び第三條の規定は、第一條又は前條に規定する契約の履行に關し、使用された物又は役務を給付者に対し提供しその代金又は報酬を請求しようとする者(以下下請人という。)に、これを準用する。

下請人は、給付者に対し、契約の履行後遅滞なく、前項において準用する第一條及び第三條に規定する書類を提出しなければならない。

下請人は、前項の義務を怠つたときは、これに因り給付者に生じた損害を賠償する責を負う。

(請求及び支拂の効力)

第六條 第一條に規定する代金又は報酬(國の雇傭する官吏、職員又は勞務者に対する國の直接の支拂を除く。以下本條中同じ。)の請求権を有する者は、第一條、第三條及び第九條第一項に規定する適法の書類を國に提出しなければ、その権利を行使することができない。

政府職員(國の支拂事務を所掌するその他の者を含む。以下同じ。)は、第一條、第三條及び第九條第一項に規定する適法の書類の提出がなければ、第一條に規定する代金又は報酬を支拂つてはならない。

第一項の規定は、第四條に規定する代金又は報酬の請求権を有する者に、前項の規定は、地方公共団体又は公團の職員に、これを準用する。

(前拂及び精算)

第七條 前條の規定は、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約の履行前において代金又は報酬(契約の履行後において代金又は報酬に充当する旨の特約に基いて交付する金額を含む。)の部分拂又は仮拂をなす旨の約定がある場合における当該金額の請求及び支拂については、これを適用しない。

しかしながら政府職員(地方公共団体又は公團の職員を含む。)は、第九條第一項の規定による内訳書の提出がなければ、前項に規定する代金又は報酬の部分拂又は仮拂をなしてはならない。

第一項の約定に基づく支拂があつた場合においては、当該支拂を受けた者は、第一條(第四條において準用する場合を含む。)に規定する事項に記載した精算書を、契約の履行後三十日以内(大蔵大臣が特にこれよりも長い期限を定めたときはその期限内)に、当該支拂をなした者に提出しなければならない。

第二條及び第三條の規定は、前項の規定による精算書に記載すべき材料及び諸役務の價額並びに賃金額の計算について、これを準用する。

下請人は、給付者に対し、前二項の規定の適用につき必要な事項を、遅滞なく、通知しなければならない。第五條第三項の規定は、この場合に、これを準用する。

前條第一項及び第二項の規定は、第三項の場合において契約の履行後支拂うべき残額がある場合に、これを準用する。

第三項の規定による精算書の提出後材料、労務又は諸役務に対する代金又は報酬の前拂額が超過額となつてるときは、当該支拂を受けた者は、その超過額を返還しなければならない。

(約定金額の改定)

第八條 第一條(第四條において準用する場合を含む。)の規定による支拂請求内訳書又は前條第三項の規定による精算書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額の総額がこれらの各区分についての約定金額の合計額よりも少いときは、約定金額は、支拂請求内訳書又は精算書に記載された金額に改定されたものとする。

(見積書)

第九條 物の購入契約を除く外、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に関する契約による給付者は、契約成立後三十日以内(大藏大臣が特にこれよりも長い期限を定めるときはその期限内)に、國、地方公共団体又は公團に対し、命令の定める書式により、当該契約に関し、材料及び諸役務の價額並びに賃金額の見積額につき、その詳細の内訳を記載した内訳書を提出しなければならない。

第一條但書第一号及び第二号の規定は、前項の規定による内訳書について、これを準用する。

前項の規定により提出された内訳書に記載された材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額は、これを夫々材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額に

ついでにの契約成立の時の約定金額とみなす。

(検査及び報告)

第十條 当該官吏は、契約成立後、第二條(第四條、第五條第一項又は第七條第四項において準用する場合を含む。)の規定による計算に必要があるときは、給付者若しくは下請人その他当該契約に関連して給付者と取引した者に対して質問し、報告を求め、これらの者の營業場、事業場等に臨検し、帳簿書類その他の物件を検査し、又参考人について質問することができる。

政府は必要があるときは、命令の定めるところにより、都道府縣の吏員又は公團の職員をして、前項の事務に従事させることができる。

(賃金の支拂)

第十一條 政府職員(命令で定める法人の職員を含む。)は、左の各号の一に該当する労務者に対しては、第二條第二項に規定する一般職種別賃金額を超える額の賃金を支拂つてはならない。

一 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために労務に服する労務者

二 公共事業費を以て経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労務に服する労務者

(昭和二十一年法律第六十号の契約に対するこの法律の適用)

第十二條 第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類が、昭和二十一年法律第六十号(政府の契約の特例に関する法律)第一條第一項の規定に該当する契約に関するものであるときは、こ

れらの書類は、同法第一條第一項の支拂金額の確定を請求する際、これを提出すべきものとする。この場合においては、確定金額の支拂の請求をしようとする際、あらかじめ第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類を提出することを必要としな

い。

昭和二十一年法律第六十号第一條第一項の規定による支拂金額の指定は、第一條、第三條並びに第七條第三項及び第四項の書類の提出がなければ、これをすることができない。

第一項の場合においては、第六條、第七條第六項及び第九條の規定は、これを適用しない。

第十三條 昭和二十一年法律第六十号第一條第一項の規定による支拂金額の指定は、当該契約に係る材料の價額の合計額、諸役務の價額の合計額及び賃金の合計額については、夫々第二條の規定により計算された金額の範囲内において、これをしなければならない。

(罰則)

第十四條 第三條に規定する誓約書に虚偽の誓約をなし、内訳のいずれかの記載金額が第二條の規定を適用して算出した金額を超えようとする支拂請求内訳書を國に提出した者は、實際上國に損害を加えたかどうにかかわらず、これをその超過額の三倍以上四倍以下の額に相当する罰金に処する。

第四條において準用する第三條に規定する誓約書に虚偽の誓約をなし、内訳のいずれかの記載金額が第四條において準用する第

二條の規定を適用して算出した金額を超えるような支拂請求内訳書を地方公共団体又は公團に提出した者も、また前項と同様とする。

前二項の規定は第七條第三項の規定による精算書を提出した場合に、これを準用する。

前三項の罪を犯した者には、刑法第五十四條第一項の規定は、これを適用しないで、他の法條に刑があるときは、その刑を併科する。

第十五條 左の各号に掲げる者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項の場合において、同項の規定による精算書を提出しない者

二 第十條の規定による質問に対し、虚偽の答弁をした者

三 第十條の規定により報告を求められて、虚偽の報告をした者

四 第十條の規定により質問を受け若しくは報告を求められた者の答弁若しくは報告を妨げ又は同條の規定による検査を妨げた者

五 第一條、第四條若しくは第五條第一項又は第七條第三項の規定により賃金額について支拂請求内訳書又は精算書の提出を必要とする場合において、労働基準法第八條の規定による賃金台帳を備え置かず、虚偽の記載をした賃金台帳を備え置き、又は賃金台帳に関する質問に対する答弁若しくは検査を妨げた者

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

第一條 この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

第二條 この法律は、第一條、第四條又は第五條第一項に規定する請求に關しこの法律施行後使用される材料及び労務並びにこの法律施行後提供される諸役務について、これを適用する。

第三條 第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約でこの法律施行の際まだ履行の完了していないものに対するこの法律の適用については、第六條及び第七條第二項中「第九條第一項」とあるのは「附則第四條第一項」、第八條中「材料」とあるのは「この法律施行後使用された材料」、「諸役務」とあるのは「この法律施行後提供された諸役務」、「賃金」とあるのは「この法律施行後使用された労務についての賃金」と読み替へるものとする。

第四條 物の購入契約を除く外、第一條又は第四條に規定する工事の完成、物の生産その他の役務の給付に關する契約でこの法律施行の際まだ履行の完了していないものについては、給付者は、命令の定めるところにより、この法律施行後、國、地方公共団体又は公園に對し、当該契約に係る約定金額のうち、この法律施行後

提供さるべき工事、物又は役務に對する部分につき第九條第一項の規定に準じた内訳書を提出しなければならない。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第五條 第一條、第四條若しくは第五條第一項又は第七條第三項の規定により労務について支拂請求内訳書又は精算書を作成しなければならない業務を営む給付者又は下請人は、労働基準法第八條の規定の適用があるに至るまでの間は、その使用する労務者の就業する事業場ごとに、当該官吏の検査を受けるため、すべての「労務者についての日日の賃金支拂簿を備え置き、これにその使用した労務者の氏名を登録し、その職種、賃金支拂額及び本人の受け取つた金額を明らかにして置かなければならない。」
当該官吏は、何時でも、前項の規定による賃金支拂簿を検査し、又、これに關し質問することができる。

第六條 前條第一項の規定による賃金支拂簿を備え置かず又は虚偽の記載をしたものを備え置いた者は、これを六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前條第二項の規定による検査若しくは答弁を妨げた者又は同項の規定による質問に對して虚偽の答弁をした者も、また前項と同様とする。

(67) 特別都市計画法第四條の規定

による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律

(昭和二十二年十二月二十三日(大藏大臣署名)法律第二百二十七号)

第一條 國庫が特別都市計画法第四條の規定により特別都市計画法業務に必要な費用を補助する場合において、その費用のうち同法第十六條の規定により交付する補償金に係る部分に對する補助は、國債証券の交付により、これを行うことができる。

前項の規定により交付する國債証券の交付価格は、時價を參照して、大藏大臣がこれを定める。

第二條 特別都市計画法第十六條の規定による補償金の交付は、前條に規定する國債証券の交付により、これを行うことができる。
前項の規定により交付する國債証券の交付価格は、前條第三項の規定により大藏大臣の定めた價格による。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(68) 大藏省預金部特別会計、國有

鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び便年金特別会計の保險勘定及び便年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律

(昭和二十二年十二月二十二日(大藏大臣署名)法律第二百七十七号)

政府は、大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び便年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足を補填するため、一般會計から大藏省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び便年金勘定に繰入金をすることができる。但し、その金額は、大藏省預金部特別会計については、十億九千六百二十二万四千円、國有鉄道事業特別会計については、五十九億九千三百九万四千円、通信事業特別会計

計については、三十億二万円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については、八千八百七十八万四千円、同会計の年金勘定については、二百五十九万七千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定から、各々その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(69) 食糧管理特別会計が農業災害

補償法により昭和二十二年度に
おいて負担する水稻共済に係る
共済掛金の負担金の財源に充て
るための一般会計からの繰入金
に関する法律

(昭和二十二年十二月十五日) (大蔵・農林)
法律第百八十六号 (大臣署名)

政府は、食糧管理特別会計が、農業災害補償法により、昭和二十

二年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から食糧管理特別会計に繰入金をすることができ。

附則

この法律は、農業災害補償法施行の日から、これを施行する。

(70) 非戦災者特別税法

(昭和二十二年十一月三十日) (大蔵大)
法律第百四十三号 (大臣署名)

非戦災者特別税法目次

- 第一章 総則
- 第二章 課税標準及び税率
- 第一節 非戦災家屋税
- 第二節 非戦災者税
- 第三章 申告及び納付
- 第四章 更生及び決定
- 第五章 審査、訴願及び訴訟
- 第六章 雑則
- 第七章 罰則

非戦災者特別税法

第一章 総則

第一條 この法律により非戦災者特別税を課する。

非戦災者特別税は、非戦災家屋税及び非戦災者税とする。

第二條 この法律において非戦災家屋とは、昭和二十年八月十六日午前零時(以下調査時期という。)においてこの法律の施行地に在った家屋をいう。

- 一 この法律において非戦災者とは、左に掲げる者をいう。
昭和二十二年七月一日午前零時(以下課税時期という。)において、この法律の施行地に独立の世帯を構成していた世帯主のうち、その世帯の構成員の戦時災害(戦争の際における戦闘行為又はこれに起因して生ずる災害をいう。以下同じ。)に因りこの法律の施行地に在った家屋又は動産(現金及び有価証券以外の動産をいう。以下同じ。)につき受けた損害額の合計額が一定の金額を超えない世帯の世帯主
- 二 課税時期において、この法律の施行地に資産又は事業を有していた法人のうち、戦時災害に因りこの法律の施行地に在った家屋又は動産につき受けた損害額の合計額が一定の金額を超えない法人

前項第一号又は第二号に規定する一定の金額は、同項第一号の世帯の構成員又は同項第二号の法人が調査時期においてこの法律の施行地で所有していた家屋又は動産の価格と同項第一号又は第二号の損害額との合計額に十分の三の割合を乗じて算出した金額とする。

戦時災害を受けた日以後課税時期までに、戦時災害に因り損害を受けた世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は戦時

一新制定法

災害に因り損害を受けた法人が合併に因り消滅した場合においては、第二項第一号又は第二号の損害額の計算については、被相続人又は合併に因り消滅した法人が受けた損害額(相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の価額の割合に應じて按分した損害額)は、これを相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が受けた損害額とみなす。

調査時期後課税時期までに世帯の構成員について相続の開始があつた場合又は法人が合併に因り消滅した場合においては、第三項の家屋又は動産の価額の計算については、被相続人又は合併に因り消滅した法人が調査時期においてこの法律の施行地に所有していた家屋又は動産の価額(相続人が二人以上ある場合においては、相続した財産の価額に應じて按分した価額)は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併に因り設立された法人が調査時期において所有していた家屋又は動産の価額とみなす。

法人でない団体で代表者又は管理人の定のあるものについては、この法律中法人に関する規定を準用する。

前項の規定を適用する場合において、非戦災家屋税又は非戦災者税の徴収に関する事項は、命令でこれを定める。

第三條 調査時期において非戦災家屋を所有していた者は、非戦災家屋税を納める義務がある。

第四條 課税時期においてこの法律の施行地に在った家屋を課税時

期において使用していた非戦災者たる世帯主及び非戦災者たる法人は、非戦災者税を納める義務がある。但し、調査時期後あらたに設立された法人でこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの及びこの法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で調査時期後あらたにこの法律の施行地において家屋を使用することとなつたものは、この限りでない。

調査時期において存した事業を課税時期までに承継した法人には、前項但書の規定は、これを適用しない。

第五條 非戦災家屋税及び非戦災者税は、左に掲げる國の國籍を有する者（日本の國籍を有する者を除く。）及び左に掲げる國の法令に基き設立された法人には、これを課さない。

オーストラリア、ベルギー王國、ボリヴィア國、ブラジル國、カナダ、チリ國、中華民國、コロンビア國、コスタ、リカ國、キューバ國、チェコスロヴァキア國、デンマーク國、ドミニカ共和國、エクアドル國、エチオピア國、エテリオピア國、フランス國、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王國、ギリシア國、グアテマラ國、ハイチ國、ホンデュラス國、アイスランド國、インド、イラン國、イラク國、レバノン、リベリア國、ルクセンブルク大公國、メキシコ國、オランダ王國、ニュージーランド、ニカラグア國、ノールウェー王國、パナマ國、パラグアイ國、ペルー國、フィリピン連邦、ポランド國、サルヴァドル國、サウデイ、アラビア國、シリア、トルコ國、南アフリカ連邦、ソヴェト社会主義共和國連邦、アメリカ合

衆國、ウルグアイ國、ヴェネズエラ國、ユーゴスラヴィア國
第六條 調査時期において非戦災家屋を所有していた個人については、調査時期後の法律の施行前に相続の開始があつた場合においては、この法律の適用については、当該相続人又は相続財團（相続人があることが明かでない場合において法人とせられた相続財産をいう。以下同じ。）が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人が調査時期後の法律の施行前に合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

調査時期において非戦災家屋を所有していた法人の事業の全部又は一部につき、この法律の施行前に承継があつた場合においては、この法律の適用については、当該承継に因り非戦災家屋（調査時期において國、都道府縣、市町村その他命令で定める公共団体の所有していた非戦災家屋を除く。）を取得した者が調査時期において当該家屋を所有していたものとみなす。

戦時補償特別措置法第六十條第一項の規定により國、地方公共団体又は同法第一條第一項に規定する特定機関が調査時期において所有していた非戦災家屋の譲渡を受けた者は、この法律の適用については、これを調査時期において当該家屋を所有していた者とみなす。

課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を使用していた非戦災者たる世帯主について、課税時期後この法律の施行前に相続の開始があつた場合においては、この法律の適用については、当該相続人又は相続財團は、課税時期に当該家屋を使用していた非戦災者たる世帯主とみなす。

課税時期においてこの法律の施行地に在つた家屋を使用していた非戦災者たる法人が課税時期後この法律の施行前に合併に因り消滅した場合においては、この法律の適用については、合併後存続する法人又は合併に因り設立された法人は、課税時期において当該家屋を使用していた非戦災者たる法人とみなす。

第七條 非戦災家屋税は、左に掲げる非戦災家屋については、これを課さない。

- 一 調査時期において國、都道府縣、市町村その他命令で定める公共団体の所有していた家屋及び皇室財産であつた家屋
- 二 調査時期において旧家屋税法第三條の規定により家屋税を課せられなかつた家屋 但し、前條第四項の規定の適用がある場合において、譲渡を受けた家屋が第十七條第一項若しくは第三項又は第十八條の規定による申告書の提出の時に於いて旧家屋税法第三條各号の規定に該当しないものであるときにおける当該家屋を除く。

三 調査時期後この法律施行前に無償で國、都道府縣、市町村又は第一号若しくは第二項第一号に規定する公共団体に譲渡された家屋

一 新制定法

四 昭和十六年十二月七日において第五條に規定する者の株式又は出資の拂込済金額の合計額が株式又は出資の拂込済金額の総額の三分の一以上に相当する法人が所有していた家屋

非戦災者税は、左に掲げる者には、これを課さない。

- 一 國、都道府縣、特別区、市町村その他命令で定める公共団体
- 二 調査時期後この法律の施行地外から引き揚げた者（軍人又は軍属であつた者で調査時期においてこの法律の施行地外で戸主又は家族と同居していたもの以外のものを除く。）が世帯の生計を主として維持していた場合における当該世帯の世帯主
- 三 課税時期において賃貸価格が百円に満たない家屋のみを使用していた世帯でこの法律施行前六年以内に戦時災害に因り当該世帯の生計を主として維持していた者が死亡したものの世帯主
- 四 課税時期において主として仕送りにより生活していた学生、生徒及びこれらに準ずる者
- 五 前項第四号に規定する法人

第二章 課税標準及び税率
第一節 非戦災家屋税

第八條 非戦災家屋税の課税標準は、第三條の規定に該当する者が調査時期において所有していた非戦災家屋について、その時に於いて旧家屋税法第五條に規定する家屋台帳に登録されていた当該家屋の賃貸価格とする。

前項に規定する非戦災家屋の全部又は一部についてその賃貸価格が調査時期において旧家屋税法第五條に規定する家屋台帳に登

録されていなかった場合、調査時期前に損壊した家屋につき調査時期において当該損壊に係る賃貸価格の修正がなされていなかった場合又は第六條第四項の規定の適用がある場合における非戦災家屋税の課税標準は、調査時期の現況により（第六條第四項の規定の適用がある場合においては、当該譲渡のあった時の現況により）、当該家屋につき、家屋台帳法第十三條の例に準じて定める賃貸価格とする。

第九條 前條の規定による賃貸価格が三十円に満たない非戦災家屋については、非戦災家屋税は、これを課さない。

第十條 非戦災家屋税の税率は、百分の三百とする。

第二節 非戦災者税

第十一條 非戦災者税の課税標準は、課税時期において、納税義務がある世帯主のその時において属していた世帯又は納税義務がある法人の使用に供せられていた家屋について、その時において家屋台帳法第五條に規定する家屋台帳に登録されていた当該家屋の賃貸価格とする。

第八條第二項の規定は、前項に規定する家屋が課税時期において家屋台帳法により賃貸価格を定むべきものである場合において、当該家屋の全部又は一部についてその賃貸価格がその時において同法第五條に規定する家屋台帳に登録されていなかったとき又は課税時期前に損壊した家屋につき課税時期において当該損壊に係る賃貸価格の修正がなされていなかったときにおける非戦災者税の課税標準について、これを準用する。この場合において

は、第八條第二項中「調査時期」とあるのは、「課税時期」と読み替えるものとする。

第一項に規定する家屋が、課税時期において家屋台帳法により賃貸価格を定めないものであるときは、政府は、当該家屋につき、その時の現況により、同法第十三條の例に準じて非戦災者税の課税標準となすべき賃貸価格を定める。

第十二條 前條の場合において、一個の家屋が二以上の世帯又は法人の使用に供せられていたときは、非戦災者税の課税標準は、左に掲げる金額の合計額による。

一 前條の規定による当該家屋の賃貸価格に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積（家屋台帳法の例により計算する床面積をいう。以下同じ。）の当該家屋の床面積に対する割合を乗じて算出した金額

二 前條の規定による当該家屋の賃貸価格に当該家屋の共通使用部分の床面積（当該家屋の床面積のうち通常共通して使用すべき部分の床面積をいう。）の当該家屋の床面積に対する割合を乗じて算出した金額に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積（当該家屋の床面積のうち共通使用部分の床面積を除いた床面積をいう。）に対する割合を乗じて算出した金額

前項の場合において、同項の規定によることが不適当であるときは、課税時期における家屋の賃貸価格に課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の賃貸価格に相当する金額の当該

家屋のうち通常専ら使用すべき部分の評定賃貸料の総額に対する割合を乗じて計算した金額又は課税時期において各使用者の専ら使用していた部分の床面積及び評定賃貸料を勘案して計算した金額によることができる。

前項の評定賃貸料は、各使用者の専ら使用していた部分のうち、標準となるべき部分の課税時期における賃貸料に比準して評定した賃貸料をいう。

第一項又は第二項の規定により課税標準を計算する場合においては、一個の家屋については、同一の方法によらなければならない。

第一項及び前項の一個の家屋の範囲については、家屋台帳法の例による。

第十三條 調査時期において存した事業を課税時期までに承継した法人が左の各号に該当する場合においては、当該法人の納付すべき非戦災者税の課税標準は、課税時期において当該法人の使用に供せられていた家屋の賃貸価格に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額による。

- 一 当該法人が調査時期において存した法人と調査時期後設立された法人との合併に因り設立された法人又は当該合併後存続する法人である場合においては、調査時期において存した法人が合併の直前に有していた資産の価額の当該法人が合併の直後に有していた資産総額に対する割合
- 二 当該法人が調査時期後設立された法人である場合において調

一 新制定法

査時期において存した個人の事業を課税時期までに承継したときは、調査時期において存した個人が承継の直前に有していた当該事業に属する資産の価額の当該法人が承継の直後に有していた資産総額に対する割合

調査時期において存した二以上の法人の合併に因り課税時期までに設立された法人は、前項第一号の規定の適用については、これを調査時期において存した法人とみなす。

第十四條 左に掲げる家屋の賃貸価格（前三條の規定による賃貸価格をいう。以下同じ。）は、非戦災者税の課税標準に、これを算入しない。

- 一 課税時期において國宝保存法又は史蹟名勝天然記念物保存法により國宝又は史蹟若しくは名勝として指定されていた家屋
- 二 課税時期において学校教育法による私立の幼稚園、小学校及び中学校、同法第九十八條の規定により従前の規定により存続する私立の中等学校、専門学校、高等学校及び大学並びに大蔵大臣の指定するその他の私立の学校において直接に保育又は教育の用に供せられていた家屋
- 三 課税時期において宗教法人令による宗教法人の神社、寺院又は教会の用に供せられていた家屋
- 四 課税時期において民法第三十四條の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人において事務所の用に供し又は直接公益の用に供していた家屋で大蔵大臣の指定するもの
- 五 課税時期において水利組合、水利組合連合、北海道土功組合

- 六 課税時期において耕地整理組合及び耕地整理組合連合会並びにこれらに準ずべき団体の事務所の用に供せられていた家屋
- 七 課税時期において社会事業法による社会事業、生活保護法による保護施設、少年教護法による少年教護院及び司法保護事業法による司法保護事業の用に供せられていた家屋
- 八 課税時期において公益の用に供していた私立図書館で大蔵大臣の指定するものにおいて直接にその用に供せられていた家屋
- 九 一時の使用に供する家屋
- 第十五條 賃貸價格が三十円に満たない家屋が世帯の使用に供せられていた場合においては、当該家屋に係る非戦災者税は、これを課さない。

第十六條 非戦災者税の税率は、百分の三百とする。

第三章 申告及び納付

第十七條 非戦災家屋税の納税義務者は、昭和二十三年一月三十一日までに、第八條第一項に規定する家屋について、その所在、家屋番号、種類及び床面積並びに課税標準及び税額を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

非戦災者税の納税義務者は、前項に規定する期限までに、第十條第一項に規定する家屋について、その所在、家屋番号、種類及び床面積並びに課税標準、税額及び納税義務者と家屋の所有者とが異なるときは家屋の所有者の住所及び氏名又は名称を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第六條第四項に規定する者がこの法律の施行後当該非戦災家屋の譲渡を受けた場合において、その者が当該家屋につき非戦災家屋税の納税義務があるときは、その者は、当該譲渡を受けた日の属する月の翌月末日までに、当該家屋につき、第一項の規定に準じて、同項に掲げる事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

第十八條 政府は、通信、交通その他の状況により都道府縣の全部又は一部にわたり已むを得ない事由があると認めるときは、地域及び期日を指定し、前條に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

政府は、通信、交通その他の事由により已むを得ない事由があると認めるときは、納税義務者の申請により、前條に規定する申告書の提出期限を延長することができる。

前項の規定の適用を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第十九條 前二條の規定による申告書の提出後その申告に係る課税標準又は税額について、脱漏があることを発見したときは、直ちに政府に申し出てその申告書を修正しなければならない。

前項の規定は、第二十九條第一項乃至第三項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定があつた者が更生又は決定に係る課税標準又は税額について脱漏があることを発見した場合における課税標準又は税額の修正について、これを準用する。

第二十條 第十七條又は第十八條の規定による申告書に記載された

税額、非戦災家屋税又は非戦災者税は、第十七條又は第十八條の規定による申告書の提出期限までに、これを納付しなければならない。

第十七條又は第十八條の規定による申告書の提出期限後第十七條又は第十八條の規定による申告書の提出があつた場合において、その申告書に記載された税額、非戦災家屋税又は非戦災者税は、その申告書提出の日に、これを納付しなければならない。

前條第一項の規定による申告書の修正又は同條第二項の規定による課税標準若しくは税額の修正があつた場合において、その修正に因り増加する税額、非戦災家屋税又は非戦災者税は、その申告書の修正の日又は課税標準若しくは税額の修正の日に、これを納付しなければならない。

第二十一條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者が前條の定めるところにより非戦災家屋税又は非戦災者税を完納しなかつたときは、政府は、国税徴収法第九條の規定により、これを督促する。

第二十二條 第六條第一項又は第五項に規定する場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、同條第一項又は第五項の規定により他の相続人の納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税について、連帯納付の責に任ずる。

第二十三條 調査時期後贈與、遺贈又は寄附行為に因る家屋の所有権の移轉があつたときは、受贈者、受遺者又は寄附行為に因り設立された財団法人は、その受けた利益の限度において、贈與者、遺贈者の相続人若しくは相続財團又は寄附行為者が納付すべき当

該家屋に係る非戦災家屋税について、連帯納付の責に任ずる。

前項に規定する非戦災家屋税には、第四十條の規定により加算する税額及び第四十一條の規定により追徴する税額は、これを算入しない。但し、第二十六條第一項の規定による延納税額（第二十一條第二項若しくは第三項の規定により納付すべき税額又は第三十一條に規定する追徴税額に対し、第四十條の規定による税額の加算をなし、これを延納する場合においては、延納税額のうち当該加算税額に相当する部分を除く。）に加算する税額は、この限りでない。

第二十四條 法人が解散した場合において、非戦災家屋税又は非戦災者税を納付しないで残余財産を分配したときは、その非戦災家屋税又は非戦災者税については、清算人及び残余財産の分配を受けた者は、連帯納付の責に任ずる。但し、残余財産の分配を受けた者は、その受けた利益の限度において、連帯納付の責に任ずる。

第二十五條 課税時期において非戦災者税の納税義務者たる世帯主と世帯を同じくしていた者（第六條第五項の規定の適用がある場合においては、課税時期において当該被相続人たる世帯主と世帯を同じくしていた者）は、当該納税義務者の納付すべき非戦災者税（同項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により当該相続人の納付すべき非戦災者税）について、連帯納付の責に任ずる。

第二十六條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者は、その納

付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税を一時に納付することを困難とする事由があるときは、命令の定めるところにより、その納付を困難とする金額を限度として、六箇月以内（已むを得ない事由がある場合においては、担保を提供して一年以内）の延納を申請することができる。

第二十一條の規定は、延納の許可を受けた者が延納の期間内に非戦災家屋税又は非戦災者税を完納しなかつた場合について、これを準用する。

第二十七條 非戦災家屋税の納税義務者が調査時期に所有していた非戦災家屋を売却し、当該売却代金が金融緊急措置令施行規則に規定する第二封鎖預金等（預金又は貯金に限る。以下第二封鎖預金等という。）となつた場合においては、当該家屋に係る非戦災家屋税のうち、当該売却代金中第二封鎖預金等となつた金額が占める割合に応じて按分した金額につき、当該非戦災家屋税の当該第二封鎖預金等による納付を申請することができる。

前項の規定を適用する場合において、非戦災家屋税の納付に関する事項は、命令でこれを定める。

第二十八條 政府は、前二條の規定により延納又は第二封鎖預金等による納付の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、税金の納付を猶予することができる。

第四章 更正及び決定

第二十九條 第十七條若しくは第十八條の規定による申告書が提出

更正し又は決定した場合においては、前條の通知をなした日から一箇月後を納期限として、その追徴税額（その不足税額又はその決定による税額をいう。以下同じ。）を徴収する。但し、納税義務者が第四十七條に規定する納税管理人の申告をなさないで、この法律の施行地に住所及び居所又は事業所を有しないこととなる場合においては、直ちに追徴税額を徴収する。

第五章 審査、訴願及び訴訟

第三十二條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者は、第三十條第一項の規定により政府の通知した非戦災家屋税若しくは非戦災者税の課税標準若しくは税額又は第四十二條の規定により政府の通知した税額に対して異議があるときは、通知を受けた日から一箇月以内に不服の事由を具し、政府に審査の請求をなすことができる。

前項の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。但し、政府において已むを得ない事由があると認めるときは、税金の徴収を猶予することができる。

第三十三條 政府は、前條第一項の請求があつたときは、これを決定し、納税義務者に通知しなければならない。

第三十四條 前條の決定に対し不服がある者は、訴願をなし又は裁判所に出訴することができる。

第二十九條第一項乃至第三項の規定による更正若しくは決定又は第四十一條第一項の規定による追徴税額に関する訴願又は訴訟は、審査の決定を経た後でなければ、これをなすことができない。

一 新制定法

された場合又は第十九條第一項の規定による申告書の修正があつた場合若しくは同條第二項の規定による課税標準若しくは税額の修正があつた場合において、申告又は修正に係る課税標準又は税額が政府において調査した課税標準又は税額と異なるときは、政府は、その調査により、その課税標準又は税額を更正する。

政府は、非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務があると認められる者が第十七條又は第十八條の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、その課税標準及び税額を決定する。

政府は、前二項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定後、その更正し又は決定した課税標準又は税額について脱漏があることを発見したときは、政府の調査により、その課税標準又は税額を更正することができる。

前三項の規定による課税標準又は税額の更正又は決定は、この法律施行後五年間に限り、これを行うことができる。

第三十條 政府は、前條の規定により課税標準又は税額を更正し又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

この法律の施行地に住所及び居所又は事業所を有しない者が第四十七條に規定する納税管理人の申告をしていないときは、前項の通知に代えて公告をすることができる。この場合において、公告の初日から七日を経過したときは、その通知があつたものとみなす。

第三十一條 政府は、第二十九條の規定により課税標準又は税額を

い。

第六章 雜則

第三十五條 政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非戦災家屋税を軽減又は免除することができる。

- 一 調査時期後災害に因り非戦災家屋税を課すべき家屋が滅失又は損壊したとき
- 二 納税義務者が災害その他の事由に因り著しく資力を喪失して納税困難と認められるとき
- 三 非戦災家屋税を課すべき家屋が連合國最高司令官の要求に基づきその要求に係る用に供するため國に借り上げられたとき
- 四 非戦災家屋税を課すべき家屋が連合國に対する賠償に充てられたとき
- 五 非戦災家屋税を課すべき家屋で連合國最高司令官の要求に基づき國の管理に属していたものにつき命令で定める事由が生じたとき

第三十六條 政府は、左に掲げる場合においては、命令の定めるところにより、非戦災者税を軽減又は免除することができる。

- 一 調査時期後災害に因り納税義務者（納税義務者が世帯主である場合においては、課税時期における納税義務者以外の世帯の構成員を含む。）の所有し、且つ、使用していた家屋又は動産が滅失又は損壊したとき
- 二 納税義務者が災害その他の事由に因り著しく資力を喪失して納税困難と認められるとき

三 納税義務者（納税義務者が世帯主である場合においては、課税時期における納税義務者以外の世帯の構成員を含む。）の所有し、且つ、使用していた機械、器具その他の物（家屋を除く。）が連合國に対する賠償に充てられたとき

四 機械、器具その他の物（家屋を除く。）で連合國最高司令官の要求に基き國の管理に属していたものにつき命令で定める事由が生じたとき

第三十七條 政府は、前二條の規定による軽減又は免除に関する処分の確定するまで、非戦災家屋税又は非戦災者税の徴収を猶予することができる。

政府は、第三十五條第四号若しくは第五号又は前條第三号若しくは第四号の規定に該当することとなると認められる場合においては、納税義務者の申請により、非戦災家屋税又は非戦災者税の徴収を猶予することができる。

第三十八條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者の提出した申告書又は課税標準若しくは税額の更正、決定若しくは修正に関する書類を閲覧しようとする者は、命令の定めるところにより、政府にその閲覧を請求することができる。

第三十九條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた事実又は課税標準若しくは税額に脱漏があると認められる事実を政府に報告した者がある場合において、政府がその報告に因り課税標準又は税額を決定し又は更正したときは、政府は、命令の定めるところにより、その報告

者に対し、課税標準又は税額の決定又は更正に因り徴収することができた税額の百分の十以下に相当する金額を報償金として交付することができる。但し、報償金の金額は、十万円を超えることができない。

前項の規定は、その報告をなした者が官吏又は待遇官吏であるときは、これを適用しない。その報告が官吏若しくは待遇官吏の知り得た事実、公務員（官吏及び待遇官吏を除く。）の職務上知り得た事実又は不法の行爲に因り知り得た事実に基づくものである場合も、また同様とする。

第四十條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者は、第二十条第二項若しくは第三項の規定により納付すべき税額又は第二十六条の規定による延納税額については、命令の定める期間に應じ、当該税額百円につき一日五銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第二十一条の規定は、前項の場合について、これを準用する。第一項の規定は、政府が第三十一条の規定による追徴税額を徴収する場合について、これを準用する。

政府において已むを得ない事由があると認めるときは、第一項の加算税を免除することができる。

第四十一條 第二十条第二項若しくは第三項の規定により非戦災家屋税若しくは非戦災者税の納付があつた場合又は第三十一条の規定による追徴税額を徴収することになつた場合においては、第七七條若しくは第十八條の申告期限内に申告書の提出がなかつたこ

と、第十九條第一項の規定による申告書の修正があつた場合において前の申告若しくは修正に係る課税標準若しくは税額について脱漏があつたこと、又は非戦災家屋税若しくは非戦災者税の納税義務者の申告若しくは修正した課税標準若しくは税額が政府の調査した課税標準若しくは税額と異なることについて已むを得ない事由があると認められる場合を除く外、政府は、命令で定める期間に應じ、当該税額に一箇月を経過することに百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する税額の非戦災家屋税又は非戦災者税を追徴する。但し、その金額は、当該税額に百分の五十を乗じて計算した金額を超えることができない。

前項の規定により追徴する税額については、第二十六條の規定は、これを適用しない。

第四十二條 政府は、前條の規定により追徴する税額を決定したときは、これを納税義務者に通知する。

第三十條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。

第四十三條 戦時補償特別措置法第一條第一項に規定する特定機関がその調査時期において所有していた非戦災家屋につき非戦災家屋税の納税義務がある場合において、この法律施行後当該家屋について同法第六十條第一項の規定による譲渡があつたときは、当該特定機関は、当該家屋に係る非戦災家屋税に相当する金額の全部若しくは一部の還付又は当該家屋に係る非戦災家屋税の軽減し

くは免除を申請することができる。

前項の規定により還付又は軽減若しくは免除すべき税額の計算に関する事項は、命令でこれを定める。

第四十四條 第二十七條の規定の適用を受けて納付した非戦災家屋税について過誤納があつた場合の還付に関する事項は、命令でこれを定める。

第四十五條 收税官吏は、非戦災家屋税若しくは非戦災者税に関する調査又は非戦災家屋税若しくは非戦災者税の徴収について必要があるときは、納税義務者、納税義務があると認められる者その他利害関係があると認められる者に質問し又はその者の家屋、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第四十六條 非戦災家屋税は、非戦災家屋税を課すべき家屋の所在地を、非戦災者税は、非戦災者税の納税義務者の所在地（この法律の施行地に住所がないときは居所地）又は本店若しくは主たる事務所の所在地を、その納税地とする。

この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない非戦災者税の納税義務者たる法人は、納税地を定めて政府に申告しなければならない。その申告がないときは、政府は、その納税地を指定する。

第四十七條 非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者たる個人が納税地に現住しないときは、この法律による申告書の提出、納税その他非戦災家屋税又は非戦災者税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定めて政府に申告しなければならない。非戦災家屋税又は非戦災者税の納

税義務者たる個人がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときも、また同様とする。

前項の規定は、非戦災家屋税又は非戦災者税の納税義務者たる法人が納税地に事業所を有しないとき又は納税地に事業所を有しないこととなるときに、これを準用する。

第四十八條 左の各号に掲げる者は、第十七條又は第十八條に規定する申告書の提出期限までに、その旨を政府に申告しなければならぬ。

一 調査時期において非戦災家屋を所有していた個人又は法人で第七條第一項第三号又は第四号の規定に該当する家屋を所有していたもの

二 課税時期においてこの法律の施行地に独立の世帯を構えていた世帯主で第二條第二項第一号の規定に該当しないもの

三 第七條第二項第二号乃至第四号の規定に該当する世帯主

四 課税時期においてこの法律の施行地に資産又は事業を有していた法人で第二條第二項第二号の規定に該当しないもの

五 第七條第二項第五号の規定に該当する法人

第四十九條 都道府縣、市町村その他の公共団体は、非戦災家屋税及び非戦災者税の附加税を課することができない。

第五十條 個人の納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税は、所得税法第九條第一項第七号に規定する譲渡所得及び同項第九号に規定する事業所得並びに地方税法により営業税を課せられる場合の純益の計算上、これを譲渡に関する経費又は必要な経費に算入

しない。

第五十一條 法人の納付すべき非戦災家屋税又は非戦災者税は、法人税法による各事業年度の普通所得、地方税法により営業税を課せられる場合の各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを損金に算入しない。

法人が非戦災家屋税又は非戦災者税を納付した事業年度において法人の資産（商品、原料品、半製品その他これらに類するものを除く。）の評価換又は譲渡に因る益金、債務の消滅に因る益金又は資本の減少に因る益金を計上したときは、当該益金については、その合計金額が非戦災家屋税又は非戦災者税の税額に相当する金額に達するまでの金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、地方税法により営業税を課せられる場合の各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを益金に算入しない。

法人が前項の規定の適用を受けた資産について、償却又は評價換をなし、これに因る損金を計上した場合においては、当該資産の價額のうち、同項の評価換に因り増加した價額に対する償却又は評價換に因る損金額は、法人税法による各事業年度の普通所得、地方税法により営業税を課せられる場合の各事業年度の純益又は特別法人税法による各事業年度の剰余金の計算上、これを損金に算入しない。

第七章 罰則

第五十二條 詐偽その他不正の行爲により非戦災家屋税又は非戦災

者税を免れた者は、これを三年以下の懲役又はその免れた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができぬ。

第一項の場合においては、政府は、直ちにその課税標準又は税額を更正又は決定し、その税金を徴収する。

第五十三條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第四十五條の規定による家屋、帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者

二 前号の帳簿書類で虚偽の記載をなしたものを呈示した者

三 第四十五條の規定による收税官吏の質問に対し答弁をなさない者

四 前号の質問に対し虚偽の答弁をなした者

第五十四條 非戦災家屋税又は非戦災者税に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た秘密を漏らし又は窃用したときは、これを二年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第五十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第五十二條第一項又は第五十三條の違反行爲をなしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

一 新制定法

第五十六條 他人の非戦災家屋税又は非戦災者税について、政府に對し、第三十九條第一項に規定する事実に関する虚偽の報告をなした者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十七條 第五十二條第一項の罪を犯した者には、刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処するときは、この限りでない。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

(71) 食糧の輸入税を免除する法律

(昭和二十二年十二月十六日) (大藏大臣署名) 法律第百八十八号

開税定率表別表輸入税表に掲げる物品で、この法律の別表に掲げるものの輸入税は、昭和二十三年十二月三十一日までの輸入については、これを免除する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

別表

輸入税表 番 号	品 名
一一一	米及び穀

一三	大麦
一六	小麦
一七の二の内	
一八	高粱
一九	玉蜀黍
二〇	蕎麦
二一	豆類
二二	大豆
二三	蚕豆
二四	豌豆
二五	その他(医薬用のものを除く)
二六	穀粉及び澱粉類
二七	蔬菜、果実及び核子
二八	茶
二九	珈琲
三〇	ココロ(砂糖を加えないもの)
三一	胡椒
三二	カリ
三三	マスタード
三四	砂糖
三五	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他類似のもの
三六	糖蜜
三七	葡萄糖、麦芽糖及び飴
三八	蜂蜜

四五	菓子
四六	ジャム、フルーツゼリー類
四七	ビスケット(砂糖を加えないもの)
四八	マカロニー、ヴァーミゼリーその他各種の麵類
四九	果汁及び糖水
五〇	ソース
五一	食酢
五二	鳥獸肉類
五三	魚介類
五四	バター、人造バター及びギー
五五	チーズ
五六	コンデンスドミルク
五七	インファンツフード
五八	肉越幾斯
五九	ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビンその他類似の滋養食料
六〇	鳥卵(生鮮なもの)
六一	鳥卵液及び鳥卵粉
六二	礦水、曹達水その他砂糖又は酒精を含まない諸飲料
六三	別号に掲げない飲食物
六四	大豆油
六五	椰子油
六六	獸脂
六七	コムパウンドラード

二二〇
一六六
二一八

別号に掲げない油、脂、蠟のうち食用のもの
重炭酸曹達
ペーキンクパウダー

(72) 勸業債券の割増金等に対する
所得税の特例に関する法律

律 (昭和二十二年十二月二十三日) (大藏大臣署名)
法律第二百三十三号

勸業債券、貯蓄債券、報國債券、臨時資金調整法第十條ノ五第一項の規定に基く証券及び同法第十條ノ七の規定に基く貯蓄の割増金並びに同法第十條ノ十二第一項に規定する証券の当せん金については、当分の間、所得税を課さない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(73) 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

律 (昭和二十二年十二月二十三日) (大藏大臣署名)
法律第二百七十五号

第一條 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という)に因る被害者の納付すべき國税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは課税に関する申告及び申請(審査の請求を含む。以下同じ)に関する特例又はその徴收の猶予については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

第二條 災害に因り住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の所得金額が八万円以下であるものに対しては、命令の定めるところにより、当該年分の所得税額(所得税法第五十七條第一項の規定により追徴する税額を除く)を、左の区分により軽減又は免除する。

- 所得金額が二万五千円以下であるとき 当該所得税額の全部
 - 所得金額が五万円以下であるとき 当該所得税額の十分の五
 - 所得金額が五万円を超えるとき 当該所得税額の十分の二
- 前項に規定する被害を受けた年分の所得金額は、所得税法第八條に規定する同居親族については、その所得金額を合算した金額による。

第四 財政法

第三條 昭和二十二年五月二日以前に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産（相続開始前一年以内に被相続人が贈與した財産を含む。以下本條及び第六條中同じ。）について課税價格の決定後に甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。

第四條 昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について相続税法第三十八條の規定による申告書の提出期限後に甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税（同法第五十九條第一項の規定により追徴する税額を除く。）のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。

第五條 災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産について甚大な被害を受けた者の被害を受けた年分の所得税につき所得を計算する場合には、当該資産の減失又は損壊に因る損害金額を、命令の定めるところにより、所得税法に規定する必要な経費とみなす。

第六條 昭和二十二年五月二日以前に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について課税價格の決定前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その相続財産の價額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の價額を控除した金額により、これを計算する。

第七條 昭和二十二年五月三日以後に開始した相続に対する相続税の納税義務者で災害に因り相続財産について相続税法第三十八條の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、その相続財産の價額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の價額を控除した金額により、これを計算する。

第八條 災害に因り被害を受けた者の納付すべき所得税、法人税、特別法人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、被害のあつた日以後一箇月以内になすべき課税に関する申告及び申請は、災害の止んだ日から二箇月以内にこれをなすことができる。

第九條 政府は、災害に因り被害を受けた者の被害のあつた日以後一年以内において納付すべき所得税、増加所得税、法人税、特別法人税、相続税、酒税、清涼飲料税、物品税及び入場税については、命令の定めるところにより、各納期限から一年以内その徴収を猶予することができる。

第十條 第二條乃至第七條及び前條の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、政府に申請しなければならぬ。

附則

この法律は、昭和二十二年七月二十二日から、これを適用する。

昭和二十二年七月二十二日からこの法律公布の日までの間に生じた災害に因る被害者に対する第八條の規定の適用については、同條

中「災害の止んだ日から二箇月以内」とあるのは、「この法律公布の日から一箇月以内」と読み替へるものとする。
昭和二十二年七月二十一日以前に生じた災害については、なお従前の例による。

(74) 印紙等模造取締法

(昭和二十二年十二月十六日) (大藏大臣署名) 法律第百八十九号

印紙等模造取締法

第一條 政府の発行する印紙に紛らわしい外観を有する物又は印紙税法第六條但書の規定により印紙税額に相当する現金の納付があつたことを表わす税印の印影に紛らわしい外観を有するもの若しくはこれに紛らわしい外観を有する印影を生ずべき器具は、これを製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用してはならない。
前項の規定は、同項に規定するもので使用目的を定めて大藏大臣の許可を受けたものを、その目的のために製造し、輸入し、販賣し、頒布し、又は使用する場合には、これを適用しない。

第二條 前條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

印紙等模造取締規則は、これを廃止する。但し、この法律施行前

一新制定法

(75) すき入紙製造取締法

(昭和二十二年十二月四日) (大藏大臣署名) 法律第百四十九号

すき入紙製造取締法

黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債証書、収入印紙その他政府の発行する証券にすき入れたる文字若しくは画紋と同一若しくは類似の形態の文字若しくは画紋を白くすき入れた紙は、政府又は政府の許可を受けた者以外の者は、これを製造してはならない。
前項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

すき入紙製造取締規則は、これを廃止する。

(76) 補助貨幣損傷等取締法

(昭和二十二年十二月四日(大藏大)法律第四百四十八号(臣署名))

補助貨幣損傷等取締法

補助貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶしてはならない。

補助貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶす目的で集めてはならない。

第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和十五年大藏省令第四十号(補助貨幣のしゅう集、鑄つぶし又は損傷の取締に関する省令)は、これを廃止する。

(77) 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律

(昭和二十二年十二月二十三日(大藏大)法律第二百二十九号(臣署名))

第一條 この法律において、物品とは、國の所有に属する動産であ

つて、國有財産法の適用を受けないものをいう。

第二條 物品を國以外のもの(宗教上の組織若しくは團體又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業を営む者を除く。以下同じ。)に無償又は時價よりも低い対價で貸し付けることができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に関する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、写真、映写用器材その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

二 國の事務又は事業の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品を貸し付けるとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な物品を貸し付けるとき

四 國の職員を以て組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これに準ずる物品を貸し付けるとき

五 國で経営する保険事業において療養の給付として行ふ被保険者の療養の委託を受けた者に対し、その療養の給付のため必要な物品を貸し付けるとき

六 地方公共團體又は開拓事業を行う者に対し、開拓のため必要なトラクター(ブルドーザーを含む)、プロロー、ハロー、拔根機その他の開拓用土木機械を貸し付けるとき

七 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を貸し付けるとき

八 貸付期間中においても國が必要とする場合には國の事業に使用し得ることを条件として、家畜を貸し付けるとき

果実を譲渡するとき

第四條 物品を國以外のものに時價よりも低い対價で譲渡することができるのは、前條及び他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 家畜の改良又は増殖を図るため家畜を譲渡するとき

二 傳染病予防のため必要な医薬品を譲渡するとき

第五條 この法律の施行に關し必要な事項は、各省各廳の長(財政法第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ。)がこれを定める。

前項の場合には、各省各廳の長は予め、大藏大臣に協議しなければならぬ。

附則

第六條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第七條 地方自治法施行の際都道府縣においてその事務又は事業の用に供していた物品は、第三條の規定にかかわらず、これを当該都道府縣に譲與することができる。

前項に規定する物品のうち、当該都道府縣に譲與しない物品は、第二條の規定にかかわらず、当分の間、これを当該都道府縣に無償で貸し付けるものとする。

第一項の規定により物品を都道府縣に譲與する場合には、当該物品を所掌する各省各廳の長は、予め、大藏大臣に協議しなければならぬ。

第八條 國の所有に属する牛及び馬は、第二條の規定にかかわらず

第三條 物品を國以外のものに譲與又は時價よりも低い対價で譲渡することができるのは、他の法律に定める場合の外、左に掲げる場合に限る。

一 國の事務又は事業に関する施策の普及又は宣傳を目的として印刷物、写真その他これに準ずる物品を配布するとき

二 公用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の條件としてその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものを、その條件に従い譲渡するとき

三 教育、試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真その他これに準ずる物品及び見本用又は標本用物品を譲渡するとき

四 予算に定める交際費又は報償費を以て購入した物品を贈與するとき

五 生活必需品、医薬品、衛生材料及びその他の救じゆつ品を生産者又は海外から引き揚げた者若しくは本邦から引き揚げた者であつて應急救助を要する者に対し譲渡するとき

六 農林水産物の改良又は増殖を図るため種苗、種卵又は稚魚を譲渡するとき

七 家畜の改良又は増殖を図るため家畜の無償貸付を受けた者又は飼育管理の委託を受けた者が、主務大臣の定める条件に従い飼育管理したとき、その者に対し当該家畜を譲渡するとき

八 家畜の無償貸付又は飼育管理の委託を受けた者に対し、その

ず、有畜養農の普及を図るため必要があるときは、昭和二十三年三月三十一日まで、これを國以外のものに無償で貸し付けることができる。

とともに、使用料を徴せしめその収入に充せしめることができる。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(78) 國が施行する内國貿易設備に

関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徴收に関する法律

(昭和二十二年十二月二十三日) (大藏・運輸) (法律 第二百三十一号) (大臣署名)

第一條

國が施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物は、公用又は公共の用に供するため國有として存置する必要があるものを除く外、運輸大臣において、その工事の費用の一部を負担した公共團體にこれを讓與することができる。

前項の規定により讓與する土地又は工作物は、同項の公共團體の負担した工事の費用の額に相当する價額の範囲内のものでなければならぬ。

第二條

前條第一項の土地又は工作物で公共の用に供するため國有として存置するものは、運輸大臣において、同項の公共團體に無償でこれを貸付し、当該土地又は工作物の維持補修に当らしめる

二 一部改正

(79) 財産税等収入金特別会計法の

一部を改正する法律

(昭和二十二年七月三十日) (大藏大) (法律 第九十号) (大臣署名)

財産税等収入金特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「政府特殊借入金」を「自作農創設特別措置法に基いて國の發行する證券を除き政府特殊借入金」に改める。

第二條第一項中「處分に因る収入金」の下に「(證券の償還金等を含む。)」を加える。

第四條第三項中「物納財産の處分に因る収入金」を「物納財産の處分に因る収入金(證券の償還金等を含む。)、延納許可額について

納付のあつた収入金」に改め、「讓受財産の處分に因る収入金」の下に「(證券の償還金等を含む。)」を加える。

第七條第一項を次のように改める。

内閣は、毎年度この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

同條第二項中「前項の歳入歳出豫算」を「この會計の豫算」に改める。

附則第二項の次に次の三項を加える。

昭和二十一年度分の一般會計への繰入金を支辨するため、第四條第一項本文の規定により公債を發行し又は借入金をなす場合において、その限度額は、同項但書の規定にかかはらず、この會計に屬する資産(現金及び讓受財産を除き財産税及び戦時補償特別税の延納許可額を含む。)、財産税法及び戦時補償特別措置法に基く國債(政府特殊借入金を含む。以外のも)による物納(以下物納といふ。)の申請額、舊勘定預金等による納付の申請額並びに財産税法及び戦時補償特別措置法に基く延納(以下延納といふ。)の申請額、大藏大臣の指定する日における現在額の合計額に七割五分の割合を乗じて算出した額によることができる。

前項の規定を適用して公債を發行し又は借入金をした場合における第四條第一項但書の規定の適用については、當該公債發行額又は借入金額の計算の基礎となつた物納若しくは延納の申請額又は舊勘定預金等による納付の申請額の合計額(前項の規定により大藏大臣の指定する日以後における當該申請に基く物納の財産の

(80) 造幣局特別会計法の一部を改

正する法律 (昭和二十二年八月十二日) (大藏大) (法律 第九十二号) (大臣署名)

造幣局特別会計法の一部を次のように改正する。

第一條中「作業上ノ収入」を「作業ノ収入(貴金屬ノ配給ニ關スル収入ヲ含ム)」に改め、「作業ノ費用」の下に「(貴金屬ノ配給ニ關スル費用ヲ含ム)」を加える。

第四 財政法

第二條ノ二を第二條ノ四とする。

第二條ノ二 本會計ニ於テ貴金屬ノ配給上必要アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入金ヲ爲シ又ハ融通證券ヲ發行スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル一時借入金及融通證券ハ遅クトモ翌年度内ニ之ヲ償還スヘシ

第一項ノ規定ニ依ル一時借入金及融通證券ノ限度額ニ付テハ豫算ヲ以テ國會ノ議決ヲ經ヘシ

第二條ノ三 本會計ノ負擔ニ屬スル一時借入金又ハ融通證券ノ償還金及利子並ニ融通證券ノ發行及償還ニ關スル諸費ノ支出ニ必要ナル金額ハ年度内ニ償還スル償還金ヲ除キ毎年度之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

第九條 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

(81) 食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十九日) 大藏・農林法律 第二百十号 (大臣署名)

第一條 食糧管理特別會計法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「借入」を「一時借入」に改める。

第四條第二項中「借入金」を「一時借入金」に改める。

第四條ノ二中「及借入金」を「借入金及一時借入金」に、「二百億圓」を「四百億圓」に改める。

第五條中「負擔ニ屬スル證券」の下に「(第三條第二項及第四條第二項ノ規定ニ依リ發行スル證券ヲ除ク)」を加え、「(年度内ニ償還スル證券及借入金ノ償還金ヲ除ク) 及利子」を「證券、借入金及一時借入金ノ利子」に改める。

第六條中「證券(年度内ニ償還スル證券ヲ除ク)」を「證券(第三條第二項及第四條ノ規定ニ依リ發行スル證券ヲ除ク)」に改め、「(年度内ニ償還スル借入金ヲ除ク) 及び「一般會計及」を削り、「證券及借入金ノ償還金(年度内ニ償還スル證券及借入金ノ償還金ヲ除ク) 及利子」を「證券(第三條第二項及第四條ノ規定ニ依リ發行スル證券ヲ除ク) 及借入金ノ償還金並證券、借入金及一時借入金ノ利子」に改める。

第六條ノ二を第六條ノ五とする。

第六條ノ二 農林大臣ハ毎年度本會計ノ歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書ヲ作製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第六條ノ三 本會計ノ歳入歳出豫算ハ歳入ノ性質及歳出ノ目的ニ從ヒ之ヲ款及項ニ區分ス

第六條ノ四 内閣ハ毎年度本會計ノ豫算ヲ作成シ一般會計ノ豫算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ
前項ノ豫算ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

第二條 國有林野事業特別會計法の一部を次のように改正する。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第五條ノ二 この會計において、事業施設費以外の事業費を支弁するため必要があるときは、当分の間、この會計の負担において、借入金をなし又は融通証券を發行することができ、前項ノ規定する借入金及び融通証券は、一年内にこれを償還しなければならぬ。

第一項に規定する借入金及び融通証券の限度額については、予算を以て、國會の議決を経なければならぬ。但し、その限度額は、この會計の資産に屬する製品の当該年度末現在における在庫見込額から前年度末現在における在庫額を控除して得た金額を超えてはならぬ。

第一項に規定する借入金及び融通証券の起債、償還等に関する事務は、大藏大臣が、これを行う。

第一項に規定する融通証券の償還金の支出に必要な金額は、毎會計年度、これを國債整理基金特別會計に繰り入れなければならぬ。

第三項の規定の適用については、昭和二十二年度に限り、同項中「前年度末現在における在庫額」とあるのは、「この會計設置の際この會計の資産に組み入れられた製品の額」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

二 一部改正

第十條中「勅令」を「政令」に改める。

一 歳入歳出豫定計算書及國庫債務負擔行爲要求書
二 前前年度ノ損益計算書、貸借對照表及財産目錄
三 前年度及當該年度ノ豫定損益計算書及豫定貸借對照表
四 國庫債務負擔行爲ニシテ翌年度以降ニ亙ルモノニ付キ前年度迄ノ支出額及支出額ノ見込並當該年度以降ノ支出豫定額

第八條第二項を削る。

第八條ノ二 農林大臣ハ毎年度歳入歳出豫定計算書ト同一ノ區分ニ依リ本會計ノ歳入歳出決定計算書ヲ作製シ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

第八條ノ三 内閣ハ毎年度本會計ノ歳入歳出決算ヲ作成シ一般會計ノ歳入歳出決算ト共ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ
前項ノ歳入歳出決算ニハ左ノ書類を添付スヘシ

一 歳入歳出決定計算書
二 當該年度ノ損益計算書、貸借對照表及財産目錄
三 債務ニ關スル計算書

第九條 本會計ニ於テ支拂義務ノ發生シタル歳出金ニシテ當該年度内ニ支出済ト爲ラサリシモノニ係ル歳出豫算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ財政法第四十三條ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要セス
農林大臣第一項ノ規定ニ依ル繰越ヲ爲シタルトキハ大藏大臣及會計検査院ニ之ヲ通知スヘシ

改正前の食糧管理特別会計法第三條第二項の規定により借り入れた借入金は、これを改正後の同項の規定により借り入れた一時借入金とみなし、改正前の同法第四條第二項の規定により借り換えた借入金は、これを改正後の同項の規定により借り換えた一時借入金とみなす。

食糧管理特別会計の昭和二十年度及び昭和二十一年度の決算に關しては、なお従前の例による。

(82) 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十月二十一日) (大藏・商工) 法律 第二百二十二号 (大臣署名)

貿易資金特別会計法の一部を次のように改正する。

第二條第二項但書中「五十億圓」を「百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(83) 労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二十二年八月三十一日) (大藏・厚生) 法律 第九十八号 (大臣署名)

労働者災害補償保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第二條、第五條、第十一條及び第十五條第三項中「厚生大臣」を「労働大臣」に改める。

附則に次の一項を加える。

労働者災害扶助責任保険法廃止の日までは、第一條中労働者災害補償保険法とあるのは、労働者災害扶助責任保険法を、労働者災害補償保険事業とあるのは、労働者災害扶助責任保険事業を含むものとする。

附則

第二條、第五條、第十一條及び第十五條第三項の改正規定は、労働省設置法施行の日から、これを施行する。

附則の改正規定は昭和二十二年七月一日から、これを適用する。

(84) 所得税法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十一月三十日) (大藏) 法律 第四百四十二号 (大臣署名)

第一條 所得税法の一部を次のように改正する。

第六條第五号を次のように改める。

五 第九條第一項第八号に規定する所得のうち、贈與、遺贈又は相続に因り取得したもの、生命保険契約に基き死亡を原因として支拂を受けた保険金、傷害保険契約又は損害保険契約に基き支拂を受けた保険金、損害賠償に因り取得したものの、慰藉料その他これらに類するもの

第九條第一項第四号中「十分の二」を「十分の二・五」に、「六千円」を「一万二千五百円」に改め、同項中第八号を第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 前各号以外の所得で營利を目的とする継続的行爲から生じた所得以外の一時の所得（以下一時所得という。）は、その年中の総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した金額の十分の五に相当する金額

同條第二項中「及び讓渡所得」を、「讓渡所得及び一時所得」に改める。

第十條第一項及び第二項中「第八号」を「第九号」に改め、同條第三項中「第八号」を「第九号」に改め、「必要な経費」の下

に「又は同項第八号に規定する収入を得るために支出した金額」を加え、同條に次の一項を加える。

前條第一項第八号及び本條第三項に定めるものの外、一時所得の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三條第一項中 「七万円を超える金額 百分の五十五」を 「二十万円を超える金額 百分の六十五」を 「五十万円を超える金額 百分の七十五」を 「七十万円を超える金額 百分の七十五」を

「七万円を超える金額 百分の五十七」に改め、同條第二項中「前項」を「第一項に改め、「計算した金額」の下に「(前項の規定の適用がある場合においては、同居親族の課税所得金額の合計額の百分の八十に相当する金額)」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項の規定により算出した税額が課税所得金額の百分の八十に相当する金額を超える場合においては、当該超過額に相当する所得税額は、これを免除する。

第十四條第一項中「二百四十円」を「四百八十円」に改める。第十五條中「同居親族については、所得金額の合計額が五万円」を「が八万円」に改め、「命令の定めるところにより、」を削

り、同條に次の二項を加える。

前項の場合において、同居親族の所得金額は、これを合算し、その総額並びに扶養親族の有無及びその数に應じ、別表第一に定める金額を求め、その金額を各々その所得金額に按分して、各々その税額を定める。

同居親族のうちに給與所得又は退職所得を有する者が二人以上あり、且つ、第十二條第五項の規定を適用したとすれば、当該所得を有する者の当該所得の金額から控除する金額の合計額が四千八百円を超えることとなる場合における前項の同居親族の所得金額の総額は、当該所得金額の総額から当該控除金額の合計額のうち四千八百円を超える金額を控除して計算した金額による。

第二十一條第一項第一号中「五万円」を「八万円」に、同條第二項中「六万円」を「八万円」に改める。

第二十六條第一項第一号中「五万円」を「八万円」に、同條第二項中「給與所得及び退職所得の収入金額(退職所得については、収入金額の十分の五に相当する金額)の合計金額が三万円」を「給與所得の収入金額が八万円(二以上の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合又は第五項の規定により第二十一條第四項の規定を準用して同居親族についてその給與所得を合算する場合においては、三万円)以下又は退職所得を有する場合においては、給與所得及び退職所得の収入金額(退職所得については、収入金額の十分の五に相当する金額)の合計金額が三万円」に、「その他命令で定

める場合」を「(命令で定める場合を除く。)」に改める。

第三十二條第二項中「命令で定める期限内に」を「命令の定めるところにより、命令で定める期限内に」に改める。

第四十條中「五万円」を「八万円」に改める。

第四十五條第三項中「十日にあたる日以後に更正又は決定の通知を受けたときは、」を「十五日にあたる日以後に更正又は決定の通知をなしたときは、」に、「当該通知を受けた日」を「当該通知をなした日」に改める。

第五十五條第一項中「三錢」を「五錢」に改める。

第五十六條 第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により所得税を徴収する義務がある者が、徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合においては、その者は、徴収しなかつた所得税の税額又は納付しなかつた所得税の税額については、命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、当該税額百円につき一日十銭の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を加算して納付しなければならない。

第三十五條第一項の規定は、前項の規定により加算する税額について、これを準用する。

第五十七條第一項中「命令の定めるところにより、命令で定める期間に應じ、及び「一箇月を経過すること」を削り、「百分の五」を「百分の二十五」に改め、但書を削る。

第六十四條第一項中「命令で定める」を削り、同條第二項を削

る。

第六十九條第一項中「一年」を「三年」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第四十條乃至第四十二條の規定により徴収すべき所得税を徴収せず又は徴収した税金を納付しなかつた者は、これを三年以下の懲役又は徴収しなかつた税金若しくは納付しなかつた税金の三倍以下に相当する罰金若しくは科料に処する。

同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を、「税金」の下に「又は徴収しなかつた税金若しくは納付しなかつた税金」を加える。

第七十條中「一万円」を「五万円」に改める。

第七十四條中「第六十九條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

附則第五條の次に次の一條を加える。

第五條の二 公債及び社債(特別の法令により設立された法人で会社でないものの発行する債券の権利を含む。)の償還に因り受くべき差益(償還金額から発行価格を控除した金額に相当する金額をいう。)については、当分の間、所得税を課さない。

附則第七條中「第八号」を「第九号」に改める。

附則第九條の次に次の一條を加える。

第九條の二 昭和二十二年分の所得税については、第九條第一項第四号中「十分の二・五」とあるのは「十分の二・二五」、「一

二千五百円」とあるのは「一万二千二百五十円」、第十四條第一項中「四百八十円」とあるのは「三百六十円」、第十五條第一項及び第二項中「別表第一に定める金額」とあるのは「別表第一の二に定める金額」と読み替えるものとする。

別表第一乃至別表第四を次のように改める。

(別表は、頁数の余りに厩大化することを防ぐ必要から、編集上、割愛せざるを得なかつた。よつて、別表を仔細に見られた

い向きは、昭和二十二年十一月三十日の官報を参照せられたい。)

第二條 法人税法の一部を次のように改正する。

第三十五條第二項中「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第四十二條第一項中「三錢」を「五錢」に改める。

第四十八條第一項中「一年」を「三年」に改める。

第四十九條中「二万円」を「五万円」に改める。

第三條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第十八ノ二第一項中「三錢」を「五錢」に改める。

第十九條第一項中「一年」を「三年」に改める。

第二十條中「一萬圓」を「五萬圓」に改める。

第四條 有價証券移轉税法の一部を次のように改正する。

第十三條ノ二 第十二條第二項ノ規定ニ依リ有價証券移轉税ヲ徴収スル義務アル者徴収スベキ有價証券移轉税ヲ徴収セザルトキ

又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ當該税額ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル期間ニ應ジ當該税額百圓ニ付一日十錢ノ割合ヲ乘ジテ計算シタル金額ニ相當スル税額ヲ加算シテ納付スベシ

前項ニ規定スル者同項ノ規定ニ依リ加算スル税額ヲ完納セザルトキハ政府ハ國稅徴收法第九條ノ規定ニ依リ之ヲ督促ス

第十五條 削除

第二十一條中「其ノ脱稅高五倍ノ罰金」を「三年以下ノ懲役又ハ其ノ脱稅高五倍ノ罰金若ハ科料」に改める。

第二十二條 第十二條第二項ノ規定ニ依リ徴收スベキ有價證券移轉稅ヲ徴收セズ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ徴收セザル税金若ハ納付セザル税金ノ三倍以下ニ相當スル罰金若ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ政府ハ直ニ徴收セザル税金又ハ納付セザル税金ヲ徴收ス

第二十四條中「百圓」を「二萬圓」に改める。

第二十五條第二項中「第二十條、第二十一條又ハ」を「第二十二條乃至」に改め、同項に次の但書を加える。

但シ第二十一條及第二十二條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ

他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第二十條乃至第二十四條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第五條 相續稅法の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「三錢」を「五錢」に改める。

第七十一條第一項中「一年」を「三年」に改める。

第七十二條中「一万圓」を「五萬圓」に改める。

附則第三條第一項但書に次の一号を加える。

三 物納を求めることができるときは、物納に充てることができる財産の種類その他物納に關し必要な事項については、政令で特別の定をなすことができる。

第六條 通行稅法の一部を次のように改正する。

第十一條ノ二 第八條ノ規定ニ依リ通行稅ヲ徴收スル義務アル者徴收スベキ通行稅ヲ徴收セザルトキ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザルトキハ當該税額ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ命令ノ定ムル期間ニ應ジ當該税額百圓ニ付一日十錢ノ割合ヲ乘ジテ計算シタル金額ニ相當スル税額ヲ加算シテ納付スベシ

前項ニ規定スル者同項ノ規定ニ依リ加算スル税額ヲ完納セザルトキハ政府ハ國稅徴收法第九條ノ規定ニ依リ之ヲ督促ス

第十三條中「百圓」を「二萬圓」に、「前條」を「第十二條」に改め、同條を第十四條とする。

第十三條 第八條ノ規定ニ依リ徴收スベキ通行稅ヲ徴收セズ又ハ其ノ徴收シタル税金ヲ納付セザル者ハ三年以下ノ懲役又ハ徴收

に、「一圓」を「三圓」に改める。

第五條及び第五條ノ二中「二百圓」を「六百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條第一項中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百五十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ二第一項中「二百圓」を「六百圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ三中「二百圓」を「六百圓」に改める。

第六條ノ四第一項中「二百圓」を「六百圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「二十圓」を「六十圓」に改める。

第七條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に改める。

第八條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百五十圓」を「七百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「七十圓」を「二百圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第九條中「百五十圓」を「四百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「六十圓」を「百八十圓」に、「四十圓」を「百二十圓」に、「三十圓」を「九十圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十條中「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、

に、「一圓」を「三圓」に改める。

第五條及び第五條ノ二中「二百圓」を「六百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條第一項中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百五十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ二第一項中「二百圓」を「六百圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ三中「二百圓」を「六百圓」に改める。

第六條ノ四第一項中「二百圓」を「六百圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「二十圓」を「六十圓」に改める。

第七條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に改める。

第八條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百五十圓」を「七百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「七十圓」を「二百圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第九條中「百五十圓」を「四百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「六十圓」を「百八十圓」に、「四十圓」を「百二十圓」に、「三十圓」を「九十圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十條中「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、

に、「一圓」を「三圓」に改める。

第五條及び第五條ノ二中「二百圓」を「六百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條第一項中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百五十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ二第一項中「二百圓」を「六百圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ三中「二百圓」を「六百圓」に改める。

第六條ノ四第一項中「二百圓」を「六百圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「二十圓」を「六十圓」に改める。

第七條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に改める。

第八條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百五十圓」を「七百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「七十圓」を「二百圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第九條中「百五十圓」を「四百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「六十圓」を「百八十圓」に、「四十圓」を「百二十圓」に、「三十圓」を「九十圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十條中「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、

に、「一圓」を「三圓」に改める。

第五條及び第五條ノ二中「二百圓」を「六百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條第一項中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「百五十圓」を「四百五十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ二第一項中「二百圓」を「六百圓」に改め、同條第二項中「五十圓」を「百五十圓」に改める。

第六條ノ三中「二百圓」を「六百圓」に改める。

第六條ノ四第一項中「二百圓」を「六百圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に改め、同條第二項中「二十圓」を「六十圓」に改める。

第七條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に改める。

第八條中「五百圓」を「千五百圓」に、「二百五十圓」を「七百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「七十圓」を「二百圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第九條中「百五十圓」を「四百五十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「六十圓」を「百八十圓」に、「四十圓」を「百二十圓」に、「三十圓」を「九十圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「八圓」を「二十四圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十條中「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、

「十圓」を「三十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第十條ノ二中「二百圓」を「六百圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第十一條、第十二條及び第十三條ノ二中「二十圓」を「六十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十三條中「二十圓」を「六十圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十四條中「千圓」を「三千圓」に、「五百圓」を「千五百圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「二十圓」を「六十圓」に、「二百圓」を「六百圓」に、「十圓」を「三十圓」に改める。

第十五條中「百五十圓」を「四百五十圓」に、「三十圓」を「九十圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「十五圓」を「四十五圓」に、「三圓」を「十圓」に、「五圓」を「十五圓」に、「百圓」を「三百圓」に改める。

第十五條ノ二中「二十圓」を「六十圓」に、「百圓」を「三百圓」に、「十圓」を「三十圓」に、「七十圓」を「二百圓」に、「五十圓」を「百五十圓」に、「五圓」を「十五圓」に改める。

第八條 酒税法の一部を次のように改正する。

第十六條但書中「其ノ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十八條第三号中「第二十二條第一項第四號」の下に「又ハ第二十五條第一項第三號」を加える。

第二十二條第一項第四号中「第四十三條」の下に「第一項」を加える。

第二十五條第一項に次の一号を加える。

第四十三條第二項ノ規定ニ依リ擔保ノ提供ヲ命ゼラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ爲サザルトキ

第二十七條第一項を次のように改める。

酒税ノ税率左ノ如シ

- 一 清酒
 - 第一級 一石ニ付 一萬九千八百圓
 - 第二級 一石ニ付 一萬五千三百五十圓
- 二 合成清酒 一石ニ付 一萬五千三百圓
- 三 濁酒 一石ニ付 九千六百圓
- 四 白酒 一石ニ付 一萬九千八百圓
- 五 味淋 一石ニ付 一萬七千五百圓
- 六 燒酎 一石ニ付 一萬五千三百圓
- 七 麥酒 一石ニ付 八千八百圓
- 八 果實酒

- 第一級 一石ニ付 一萬八千九百圓
- 第二級 一石ニ付 八千八百圓
- 第三級 一石ニ付 七千七百圓

九 雜酒

第一級 一石ニ付 二萬五千六百圓

第二級 一石ニ付 一萬六千七百圓

第三級 一石ニ付 一萬六千六百圓
アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアル
コール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千二百
ヲ加フ

第四級 一石ニ付 一萬五千三百五十圓
同條第三項中「四百四十八圓」を「九百三十圓」に改める。

第二十七條ノ二中「百分ノ四百」を「百分ノ三百」に改める。

第二十七條ノ四中「課ス」の下に「但シ第二十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」を加え、「一萬四千四百圓」を「一萬七千九百圓」に、「五萬圓」を「七萬五千圓」に、「二萬圓」を「三萬圓」に改める。

第二十七條ノ五 政府ノ指定スル酒類販賣業者（指定販賣業者ト稱ス以下同シ）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ販賣スル酒類ニ付テハ
第二十七條、第二十七條ノ二又ハ第八十三條ニ規定スル酒税ノ
外左ノ酒税ヲ課ス

- 一 麥酒 一石ニ付 一萬七千九百圓
- 二 雜酒 一石ニ付 七萬五千圓

二 一部改正

三 前二號ニ掲グルモノ以外ノ酒類

一石ニ付 三萬圓

第三十三條中「販賣者ヨリ」の下に「第二十七條ノ五ニ規定スル酒類ニ付テハ販賣シタル石數ニ應ジ指定販賣業者ヨリ」を加える。

第三十五條ノ三 指定販賣業者第二十七條ノ五ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スベキ酒類ヲ販賣シタルトキハ毎月其ノ販賣シタル酒類ノ種類毎ニ石數ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ酒類販賣業ノ免許ヲ取消サレ又ハ酒類ノ販賣業ヲ廢止シタルトキハ直ニ申告書ヲ提出スベシ

第三十五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第三十六條第二項中「第三十五條第一項但書」の下に「第三十五條ノ二第一項但書」を加える。

第四十三條に次の一項を加える。

政府ハ酒類販賣業者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒税ニ付擔保ヲ提供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第四十八條中「第四十三條」の下に「第一項」を加える。

第五十九條 收税官吏ハ酒税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ酒類ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス酒類ノ製造又ハ販賣ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第四 財政法

第五十九條ノ二を削る。

第六十條第一項及び第二項中「三萬圓」を「十萬圓」に改める。

第六十三條ノ二第二項中「五萬圓」を「十萬圓」に改める。

第六十四條第一項中「千圓」を「五萬圓」に、同項第四号中又ハ第三十五條ノ二第一項」を、第三十五條ノ二第一項又ハ第三十五條ノ三第一項」に改める。

第六十五條中「五百圓」を「三萬圓」に改め、同條第五号中「第五十八條」の下に「又ハ第五十九條」を加える。

第六十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第六十條、第六十一條、第六十三條乃至第六十五條又ハ第六十八條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第六十七條ノ二を削る。

第八十三條中「六千三百四十五圓」を「一萬五千二百九十五圓」に、「五百七十圓」を「千二百二十三圓」に、「六千七百七十五圓」を「一萬五千二百四十五圓」に、「二百九十六圓」を「七百三十一圓」に改める。

第九條 清涼飲料税法の一部を次のように改正する。

第二條中「千三百圓」を「三千九百圓」に、「二千三百圓」を「六千九百圓」に、「八百五十圓」を「二千五百五十圓」に改める。

第十三條中「三千圓」を「五萬圓」に改める。

第十四條中「千圓」を「五萬圓」に改める。

第十六條及び第十七條中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十三條乃至第十七條、第二十條又ハ第二十條ノ二ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十條ノ二第一項中「又ハ前條」及び「若ハ移入」を削り、「三千圓」を「五萬圓」に改め、同項の次に次の一項を加える。

前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル清涼飲料ニ對スル清涼飲料税十倍ニ相當スル金額カ三千圓ヲ超ユルトキ三千圓ヲ超エ其ノ清涼飲料税十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

同條第二項中「第十三條第一項及前項」を「第十三條第一項及第一項」に改める。

第二十一條但書中「第十五條第二項及前條第一項」を「第十五條第二項並ニ前條第一項及第二項」に改める。

第二十三條中「其ノ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十條 砂糖消費税法の一部を次のように改正する。

第十五條中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十三條乃至第

十五條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十一條 織物消費税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「其ノ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第七條に次の一項を加える。

政府ハ課税標準ノ調査ニ必要アリト認ムルトキハ第一項第三號ノ一定ノ場所ヲ指定スルコトヲ得

第九條第一項中「第一項」を削る。

第十六條ノ二 收税官吏ハ消費税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ織物ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス織物ノ製造若ハ販賣ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十八條中「五百圓」を「三萬圓」に改め、同條第四号を次のように改める。

四 第十五條乃至第十六條ノ二ノ規定ニ依ル收税官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタルトキ

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十七條又ハ第十八條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十二條乃至第二十七條 削除

第十二條 物品税法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第一種第七十八号を次のように改める。

七十八 印材類

第二條第一項中「二百五十錢」を「三圓」に、「六百圓」を「千八百圓」に、「二千四百圓」を「一萬二千圓」に、「九百圓」を「二千七百圓」に改める。

第十六條ノ二第一項中「納税證紙ノ貼用」を削り、同條第二項を削る。

第十六條ノ三を削る。

第十七條ノ二 收税官吏ハ物品税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ組織スル團體（其ノ組織スル團體ヲ含ム）ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造若ハ販賣ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十九條第一項中「千圓」を「五萬圓」に、同項第一号中「若ハ第二項又ハ第十六條ノ二第二項」を「又ハ第二項」に改め、同項第三号中「第一項」を削る。

第二十條中「五百圓」を「三萬圓」に改め、同條第三号中「第十七條」の下に「又ハ第十七條ノ二」を加える。

第二十二條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十八條乃至第二十條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第四 財政法

第二十五條中「其ノ家族」を「同居ノ親族」に改める。
第二十五條ノ二乃至第二十五條ノ七を削る。

第十三條 入場税法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「百分ノ百」を「百分ノ百五十」に改める。

第四條第一項中「一圓」を「三圓」に改める。

第八條ノ二第一項中「納税證紙ノ貼用」を削り、同條第二項を削る。

第八條ノ三を削る。

第十條第一項中「百分ノ四十」を「百分ノ六十」に改める。

第十一條第一項中「一圓」を「三圓」に改める。

第十五條ノ二 收税官吏ハ入場税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ第一種ノ催物若ハ設備ノ主催者若ハ經營者又ハ第二種ノ場所ノ經營者ノ組織スル團體(其ノ組織スル團體ヲ含ム)ニ對シ其ノ團體員ノ爲ス第一種ノ催物若ハ設備若ハ第二種ノ場所ノ經營ニ關シ質問ヲ爲シ又ハ其ノ團體ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

第十六條ノ二第一項中「千圓」を「五萬圓」に改め、同項第一号中「又ハ第八條ノ二第二項」を削り、同項第三号中「第一項」を削る。

第十七條中「五百圓」を「三萬圓」に改め、同條第三号中「第十五條第一項」の下に「又ハ第十五條ノ二」を加える。

第十七條ノ三 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ第一種ノ催物若ハ設備

若ハ第二種ノ場所ニ關シ第十六條乃至第十七條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十九條乃至第二十四條を削る。

第十四條 取引所税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「(證券取引所ヲ含ム以下同シ)」を「(證券取引所ヲ含ム以下第十五條ニ規定スル場合ヲ除クノ外同シ)」に改める。

第十二條ノ二 取引所開業シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ廢業シタルトキ亦同シ

第十二條ノ三 取引所ノ取引員又ハ會員廢業、脱退其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スヘシ但シ死亡又ハ解散シタルトキハ所屬取引所ヨリ其ノ申告ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ取引所ノ取引員又ハ會員ニシテ清算取引ヲ爲ササルモノニハ之ヲ適用セス

第十五條中「百圓」を「五萬圓」に、「處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス」を「處ス」に改め、同條に次の二項を加える。

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ三年以下ノ懲役ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
前二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス
第十六條及び第十八條中「百圓以下」を「五萬圓以下」に改める。

第十九條中「百圓」を「三萬圓」に改め、同條第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二條ノ二及第十二條ノ三ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタルトキ

第十九條ノ二 第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項又ハ第十八條後段ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第二十條に次の但書を加える。

但シ第十五條第二項及前條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十五條乃至第十九條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十五條 骨牌税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「三百圓」を「千圓」に、「三十圓」を「百圓」に改め、同條第二項中「六圓」を「二十圓」に改める。

第十四條第一項中「三千圓」を「五萬圓」に、「千圓」を「三萬圓」に改める。

第十五條第一項中「二十倍」を「五倍ニ相當スル」に改め、同條第二項中「五年以下ノ懲役」の下に「若ハ脱税高五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金」を加える。

第十六條第一項中「千圓」を「五萬圓」に、「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第十七條及び第十八條中「五百圓」を「三萬圓」に改める。

第二十條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十四條乃至第十八條、第二十一條ノ二又ハ第二十一條ノ三ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第二十一條ノ三中「又ハ前條」及び「若ハ移入」を削り、「二十倍」を「十倍」に、「三千圓」を「五萬圓」に改め、同條に次の一項を加える。

前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ移入ニ係ル骨牌ニ對スル骨牌税二十倍ニ相當スル金額カ三千圓ヲ超ユルトキ三千圓ヲ超エ其ノ骨牌税二十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十六條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号乃至第五号を次のように改める。

一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書	記載金高千圓以下ノモノ	二六
二 消費貸借ニ關スル證書	同十萬圓以下ノモノ	三六
三 請負ニ關スル證書	同五十萬圓以下ノモノ	二六
四 運送ニ關スル證書	同百五十萬圓以下ノモノ	三六
五 船舶契約書	同千圓以下ノモノ	二六
記載金高ナキモノ	同千圓以下ノモノ	三六

同項第七号中「二十錢」を「一圓」に、同項第八号乃至第三十二号中「三十錢」を「一圓」に、同項第三十三号中「五十錢」を「二圓」に、同項第三十四号中「五圓」を「二十圓」に改める。
 第五條第七号、第九号、第九号ノ三、第十二号、第十四号及び第二十五号中「五十圓」を「百圓」に改める。
 第六條ノ二中「三十錢」を「一圓」に改める。
 第十二條中「百圓」を「一萬圓」に改める。
 第十三條中「十圓」を「五百圓以下ノ罰金又ハ十圓以上」に改める。

第十四條ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第十一條乃至第十三條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十七條 馬券税法の一部を次のように改正する。

第八條中「處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス」を「處ス」に改め、但書を削り、同條に次の三項を加える。

前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ五年以下ノ懲役若ハ其ノ通脱シ若ハ通脱セントシタル税金ノ五倍ヲ超エ十倍以下ニ相當スル罰金ニ處シ又ハ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ罰金額が二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十圓トス

第一項及第二項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス
 第九條中「三百圓」を「五萬圓」に改める。

第十條中「百圓」を「三萬圓」に改める。
 第十一條に次の但書を加える。

但シ第八條第二項ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 法人ノ代表者又ハ法人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人ノ業務ニ關シ第八條乃至第十條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第十八條 狩猟法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「五千圓」を「八千圓」に、「家族」を「同居ノ親族」に、「六百圓」を「二千四百圓」に、「四百圓」を「千二百圓」に、「二百圓」を「五百圓」に改める。

第十九條 間接國稅犯則者処分法の一部を次のように改正する。

第一條中「之ヲ」を「此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ」に改め、同條に次の一項を加える。

收稅官吏ハ犯則事件ヲ調査スル爲必要アルトキハ參考人ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査スルコトヲ得
 第七條第三項中「虞アルトキハ」の下に「財務局長又ハ」を加える。

第十一條第二項に次の但書を加える。

但シ重要ナル犯則事件ノ證憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 同條第二項の次に次の一項を加える。

稅務署收稅官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ證憑ハ之ヲ所

轄財務局收稅官吏ニ引繼クヘシ

同條第三項に次の但書を加える。

但シ其ノ證憑カ重要ナル犯則事件ノ證憑ナルトキハ最初ノ發見地所轄財務局ノ收稅官吏ニ引繼クヘシ

第十二條第二項の次に次の一項を加える。

財務局長ハ其ノ管轄區域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ財務局長又ハ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

第十三條、第十四條第一項、第十七條第一項及び第十九條中「稅務署長」を「財務局長又ハ稅務署長」に改める。

第十九條ノ二中「第一條」を「第一條第一項」に、「千圓」を「三萬圓」に改める。

第二十條 戰時補償特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の次に次の二項を加える。

前項の場合において、同項に規定する讓渡人が解散に因り消滅していたときは、第三十二條の規定により戰時補償特別税を納付付した代位納付義務者は、當該讓渡人による政府特殊借入金の債權又は特殊預金等を讓渡した者に對し、命令の定めるところにより、當該代位納付義務者がその取得に要した對價に相當する金額と、當該讓渡人がその政府特殊借入金の債權又は特殊預金等の取得に要した對價に相當する金額とのいづれか少ない金額について求償をなすことができる。

前項の規定は、第一項に規定する讓渡人以外の者でその政府特殊借入金金の債權又は特殊預金等を讓渡した者が解散に因り消滅し

ていた場合について、これを準用する。

同條第二項中「前項」を「前三項」に改め、同條第三項中「前項」及び「同項」を「前三項」に改める。

第四十二條第二項中「第四項」を「第六項」に改める。

第五十三條第一項中「第三項」を「第五項」に、同條第二項中「第四項」を「第六項」に改める。

第六十三條の二 政府特殊借入金金の債權を以て徵收した戰時補償特別税につき過誤納があつた場合における當該過誤納額の還付については、命令の定めるところにより、還付すべき額と同額の登録國債となすことにより、これをなすものとする。

政府は、前項の過誤納額の還付のため必要な金額を限り、公債を發行することができる。

第二十一條 納稅施設法は、これを廢止する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。但し、取引所稅法第十二條ノ二、第十二條ノ三及び第十九條第二号の改正規定は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 所得稅法別表第二乃至第四の改正規定は、昭和二十二年七月一日以後の支給に係る給與に対する分につき、これを適用する。

昭和二十二年六月三十日以前の支給に係る給與に対する所得稅の源泉徵收については、なお従前の所得稅法別表第二乃至第四の

例による。

この法律施行前に徴収すべき所得税を徴収しなかつた場合又は徴収した税金を納付しなかつた場合において、この法律施行の際現に徴収していなかつた所得税の税額又は納付していなかつた所得税の税額については、この法律施行前の期間に對應して加算すべき税額については、なお従前の所得税法第五十六條の例による。

前三項に定めるものを除く外、改正後の所得税法の規定（加算税及び罰則に関する部分を除く。）は、昭和二十二年分以後の所得税につき、これを適用する。但し、所得税法第六條第五号、第九條第一号第八号及び第二項並びに第十條の改正規定は、昭和二十三年一月一日以後における一時所得に対する分から、これを適用する。

所得税法第二十一條第二項の改正規定の適用により、四月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書、七月修正予定申告書又は十月修正予定申告書の提出を要しないこととなつた者は、昭和二十二年分の所得税については、第四期分の所得税額は、これを納付することを要しない。

改正後の所得税法の規定の適用により、予定納税額に増減があるに至つた者（前項に規定する者を除く。）の昭和二十二年分の第四期分として納付すべき所得税額は、従前の規定による当該納期分の所得税額につき、従前の規定により算出した予定納税額と改正後の規定により算出した予定納税額との差額に相当する金額を加算又は減算した金額とする。

第二項の製造者又は販賣業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに数量、價格及び貯蔵の場所並びに前項の規定に該当するときはその旨を、この法律施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

この法律施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものであるものは、酒税法第三十八條第一項の規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

第六條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた清涼飲料税については、なお従前の例による。

この法律施行の際、製造場以外の場所で、同一人が第一種又は第二種を通じて合計一石以上の清涼飲料を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、清涼飲料税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その清涼飲料を製造場外に移出したものとみなし、第一種の清涼飲料については一石につき二千六百円、第二種の清涼飲料については一石につき四千六百円の割合により算出した金額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の清涼飲料の所持者は、その所持する清涼飲料の種類、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

第七條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

第三條 法人税法第三十五條第二項の改正規定は、法人の昭和二十二年四月一日以後に終了する事業年度分から、これを適用する。

第四條 相続税法附則第三條第一項但書の改正規定は、昭和二十二年一月一日以後に納付すべき相続税（延納年割額を含む。）で、この法律施行の際現に納付されていない分から、これを適用する。

第五條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、酒類の製造者又は販賣業者が各種類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が合計四斗に満たない場合でも命令で定める酒類が合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に對し酒税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條、第二十七條ノ二又ハ第八十三條の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

前項の製造者又は販賣業者が酒場、料理店その他酒類を自己の營業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するため所持する麦酒については一石につき五千六百九十円、雜酒については一石につき二万五千円、その他の酒類については一石につき一万円の割合により算出した金額を、前項の酒税額に加算する。

この法律施行後一箇月以内に輸出した菓子、糖果その他命令で定める物品に對する物品税法第十四條の規定による交付金については、なお従前の例による。

この法律施行前から、引き続き、印材類を製造する者が、この法律施行後一箇月以内に、その旨を政府に申告するときは、この法律施行の日に、物品税法第十五條の規定により、申告したものとみなす。

この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、改正後の物品税法第一條に掲げる印材類若しくは第二種の物品の製造者若しくは販賣業者又は命令で定める者が左の各号の一に該当する物品を所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、物品税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その物品を製造場外に移出したものとみなし、命令の定めるところにより、その物品税を徴収する。但し、従前の規定により物品税を課せられた物品については、その課せられた税額に相当する金額を控除した金額を、その税額とする。

- 一 價格一万円以上の印材類
- 二 三十万本以上の燐寸
- 三 飴、葡萄糖又は麦芽糖で、合計二百斤以上のもの
- 四 サッカリン又はヅルチンで、合計一疋以上のもの
- 五 二百斤以上の蜂蜜

前項の製造者若しくは販賣業者又は命令で定める者は、同項第一号の物品については、数量、價格及び貯蔵の場所を、同項第二号

第四 財政法

乃至第五号の物品については、その品名ごとに数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならぬ。

第八條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた骨牌税については、なお従前の例による。

この法律施行の際、骨牌の製造又は販賣をなす者の所持する骨牌については、製造又は販賣をなす者が、改正後の骨牌税法第四條の規定による税額と従前の規定による税額との差額に相当する金額を税額として、骨牌税を納めなければならない。

第九條 この法律施行の日から昭和二十三年四月十五日までに狩猟の免許を受ける者については、昭和二十一年分の総合所得税又は増加所得税を納める者及びその家族を以て改正後の狩猟法第八條第一項に規定する一等に該当する者、分類所得税年額百五十円以上を納める者及びその家族を以て同項に規定する二等に該当する者、これらの者以外の者を以て同項に規定する三等に該当する者とみなす。

前項の分類所得税額の算定について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十條 この法律施行の際、現に存する納税準備預金については、旧納税施設法第十二條の規定を除く外、なお従前の例による。

第十一條 この法律による入場税法の改正に因る昭和二十二年分の入場税の増収額については、地方分與税法の規定は、これを適用しない。

第十二條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた登録税、織物消費税、入場税、特別入場税及び印紙税については、なお従前の例による。

第十三條 この法律施行前に、改正前の酒税法第五十九條第二項及び第五十九條ノ二第二項、織物消費税法第二十二條第二項、物品税法第二十五條ノ二第二項並びに入場税法第十九條第二項の規定により交付すべきであつた交付金については、なお従前の例による。

第十四條 所得税法第五十五條第一項（同條第二項において準用する場合を含む）、法人税法第四十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む）、特別法人税法第十八條ノ二第一項（同條第二項において準用する場合を含む）又は相続税法第五十八條第一項（同條第二項又は第三項において準用する場合を含む）の規定により税額を加算する場合には、この法律施行前の期間に對應して加算すべき税額については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

(85) 関税法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十六日) (大藏大臣) 法律第百八十七号 (臣署名)

関税法の一部を次のように改正する。

第十九條 外國貨物ヲ假ニ陸揚セントスルトキハ船長ヨリ税關ニ、税關ノ設置ナキ地ニ在リテハ税關官吏ニ、税關官吏在ラサルトキハ警察官吏ニ申告スヘシ但シ海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ豫メ申告スルト能ハサルトキハ陸揚シタル後直ニ申告スヘシ

第二十條 沿海通航船海難其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ外國ニ寄港シタルトキハ歸港後船長ハ其ノ旨ヲ其ノ地所轄ノ税關ニ申告スヘシ

前項ノ船舶外國ニ於テ船用品ヲ積入レタルトキハ其ノ目錄ヲ歸港地所轄ノ税關ニ提出スヘシ

第三十一條ノ二 税關ニ於テ定メタル場所以外ニ於テ貨物ノ検査ヲ受ケントスル者ハ税關長ニ申請シ之カ特許ヲ受クヘシ但シ前條但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九十九條 開港及開港ノ港域ハ別表ノ通之ヲ定ム

別表として次のように加える。

府都	縣道	港名	港	域
東(京)	神奈川	京濱	荒川放水路口西岸ヨリ南三十三度西ニ引キタル一線及本牧鼻(北緯三十五度二分十四分四十二秒東經百三十九度四十分十秒)ヨリ北四十七度東ニ引キタル一線以內	
靜岡	清水	水	眞崎ヨリ正北ニ引キタル一線以內	
愛知	武豊	布土村ヨリ正東ニ引キタル一線以內		
愛知	名古屋	西突堤燈臺ヲ中心トシテ二海里半ノ半徑ヲ有スル圓ノ一弧以內		
三重	高知	高知	龍頭崎燈臺ヨリ正東一海里ニ引キタル一線及該線ノ東端ヨリ正北ニ引キタル一線以內	
山口	山口	山口	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ南七十度西ニ引キタル一線以內	
山口	萩	萩	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線	
廣島	尾道	尾道	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ南七十度西ニ引キタル一線以內	
岡山	宇野	宇野	高瀬岬(高瀬山三角點ヨリ南三十度東)ヨリ下島ノ西端及飛洲ヲ經テ蛸崎(五)米三角點ヨリ正東ニ引キタル一線以內	
兵庫	神戸	神戸	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ南七十度西ニ引キタル一線以內	
大阪	大阪	大阪	神崎川口東岸ヨリ南西微南ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線以內	
兵庫	神戶	神戶	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ南七十度西ニ引キタル一線以內	
三重	四日市	四日市	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ南七十度西ニ引キタル一線以內	
三重	大坂	大坂	大瀬鼻ヨリ正北ニ引キタル一線及大瀬鼻ヨリ南七十度西ニ引キタル一線以內	

福山	福岡	福岡	佐賀	佐賀	熊本	鹿兒島	長崎	長崎	長崎	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
岡口	博	博	唐	住	三	鹿	長	長	長	留	小	根	釧	室	蘭
門	多	池	津	江	角	島	崎	崎	崎	南	樽	室	路	蘭	館
島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線	島ノ山頂ヨリ北四十度西ニ引キタルノ線

島根	鳥取	京都	福井	石川	富山	新潟	新潟	秋田	青森	青森	岩手	宮城	鳥根	鳥根
境	境	宮	敦	七	伏木東岩瀬	新	新	船	八	青	釜	釜	釜	釜
田	津	津	賀	尾	瀨	瀨	瀨	川	森	森	石	釜	釜	釜
黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線	黒崎ヨリ馬島ノ西端ニ引キタルノ線

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

附則

北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
函	小	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留	留
館	樽	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南	南
阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ	阿野間崎ヨリ南方沖合半海里ノ所ヨリ

この法律は、公布の日から、これを施行する。北海道國有林野及産物処分令は、これを廃止する。但し、この法律施行前に旧令に基いてした國有林野の賣拂、貸付若しくは使用又は國有林野の産物の賣拂に関する契約については、旧令は、なおその効力を有する。

(86) 國有林野法の一部を改正する

法律 (昭和二十二年十二月十三日) (農林大)

法律 (昭和二十二年十二月十三日) (農林大)

國有林野法の一部を次のように改正する。

第二十六條 削除

附則

二 一部改正

第五 經濟法

第五 經濟法

一 新制定法

(87) 過度經濟力集中排除法

(昭和二十二年十二月十八日
法律第二百七十七号)

(内閣総理・大藏・司法・厚生・農林・
商工・運輸・通信・労働大臣署名)

過度經濟力集中排除法

第一條 この法律は、平和的且つ民主的な國家を再建するための方策の一環として、できるだけ速やかに過度の經濟力の集中を排除し、國民經濟を合理的に再編成することによつて、民主的で健全な國民經濟再建の基礎を作ることとする。

第二條 この法律で企業とは、企業連合、企業結合、企業合同、会社、組合、個人企業その他形態の何であるかを問わず、事業上、金融上その他經濟上の一切の方法又は事業体を含むものとする。

一 新制定法

この法律で獨立企業とは、各個の法律上の人格を有する企業をいう。

この法律で關係とは、協定、了解、共同行爲その他名義の何であるかを問わず、一切の關係をいう。

この法律で事業分野とは、事業上、金融上その他經濟上の一切の活動の分野を含むものとする。

この法律の施行について独占的性質の企業とは、獨立企業の合併の結果、又は昭和十二年七月一日から昭和二十年九月一日までの間に当該事業分野において従前に比し過当な事業の擴張をした結果、当該事業分野において影響力を持つてゐる、又は持つ虞のある企業を含むものとする。この場合において、影響力とは、企業による支配力であつて、当該事業分野における價格の決定又は資金、商品若しくは役務の移動を實質的に左右するに足る程度のものをいう。

この法律の施行について関連性のない事業分野とは、生産過程において相互に依存する生産分野、一の最終生産品の生産において生産の段階となつてゐる生産分野又はその他相互の間に生産、販賣若しくは經營の合理化に役立つ關係のある事業分野のいずれにも該当しない事業分野をいう。

この法律で競争又はこの法律の施行について競争者とは、現実に存する競争又は競争者及び潜在的な競争又は競争者をいう。

この法律で生産能力とは、生産施設を通常の状態において最高度に使用した場合の生産の能力をいう。

この法律で家族とは、本人並びにその配偶者及び三親等内の親族をいう。

この法律の施行について個人又は家族における富とは、個人又は家族の成員が所有し、又は支配する企業財産その他の財産を含むものとする。

第三條 持株会社整理委員会は、過度の経済力の集中で、この法律施行の日において現に存している又は昭和二十年八月一日以後この法律施行の日前において存したものを指定し、公共の利益のため、これを排除しなければならない。

前項の場合において過度の経済力の集中とは、営利を目的とする私企業又はその結合体で、一の分野においてその有する相対的規模が大であり、又は二以上の分野においてその占める地位を集積した力が大であるために、事業の重要な部分において、競争を制限し、又は他の企業が独立して事業を営むことを阻害するものをいう。

持株会社整理委員会は、前項の定義及び第六條第一項の規定による具体的基準に従い、過度の経済力の集中を指定しなければならない。

第四條 前條の規定による指定は、昭和二十三年九月三十日まで、これをしなければならぬ。

第五條 持株会社整理委員会は、第三條の規定による指定をしたときは、その旨を文書で利害関係人に通知しなければならない。同條の規定による指定を取り消したときも、同様である。

販賣についての特権、生産若しくは販賣の制限、價格の固定、事業地域若しくは販賣地域の制限又は特許権若しくは技術の排他的交換の内容とする取極めその他の関係の有無及びこれらの取極めその他の関係への参加の有無

十一 個人又は家族の成員が企業に対して行う実質的支配の内容
前項第九号の生産能率を判定するに当つては、生産高又は單價がその企業の構造の変更により影響されるかどうかについても考慮しなければならない。

第七條 持株会社整理委員会は、第三條の規定により指定された過度の経済力の集中の排除について、この法律の目的を達成するために必要な措置をとらなければならない。

持株会社整理委員会は、前項の措置に関し必要な範囲内において左に掲げる権能を有する。

- 一 第三條の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するための原則、計画及び手続を定めること。
- 二 諸般の情報を集め、整理し、及び調査し、情報の整理及び提出を求め、記録の保存を命じ、報告及び意見の提出を求め、並びに帳簿書類その他の物件の所持者に対し当該物件の提出を命じ、及び提出物件を留めて置くこと。
- 三 関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、及び鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 四 工場事業場その他必要な場所に臨検して、業務及び財産の状況、帳簿書類その他の物件を検査すること。

前項の規定による指定の通知は、公告してこれを行うことができる。

第六條 持株会社整理委員会は、左に掲げる事項その他必要な事項を考慮して、過度の経済力の集中に該当するかどうかを決定する具体的基準を定めて、これを公示しなければならない。

- 一 当該企業の内地における生産額又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産額又は取引額に対する割合
- 二 当該企業の内地における生産能力と昭和十二年六月三十日以前における内地における最高生産能力との比較
- 三 当該企業の内地における生産能力又は取引額の当該事業分野における内地全体の生産能力又は取引額に対する割合と昭和十二年六月三十日以前におけるその最高の割合との比較
- 四 他の企業に対する当該企業の支配的な関係の内容
- 五 当該企業の工場事業場の数及びその位置その他の立地条件
- 六 工場事業場の生産過程における相互的関連性の有無及びその程度並びに工場事業場の原料の使用又は生産品の生産若しくは販賣における相互的関連性の有無及びその程度
- 七 当該企業の原料に対する支配の内容
- 八 独立企業の合併その他の方法による事業の拡張の事情
- 九 当該企業全体の生産能率と当該企業の各部門又はその結合体の生産能率との比較
- 十 一手買取又は一手販賣その他これらに類する独占的性質又は制限的性質の取極めその他の関係の有無、物品の購入若しくは

五 財産の譲渡若しくは引渡を命じ、又は株式その他の有價証券につき議決権の行使の委任を求め、及び当該財産が個人又は家族の成員の所有に属する場合においては、その譲渡の対價として受領した金銭で有價証券を取得すべきことを命じ、又はその譲渡の対價として有價証券を交付し、且つ、これらの有價証券の任意の譲渡を制限すること。

六 法人その他の団体の解散を命じ、企業連合、企業結合、企業合同、一手買取、一手販賣その他の独占的性質又は制限的性質の取極めの解消を命じその他過度の経済力の集中を存続させる行為を禁止すること。

七 企業の再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するために必要な措置に関する計画書の提出を求め、これを承認し、及び企業再編成計画書の提出のない場合又はその内容が不適當である場合において、企業の再編成計画書を作成すること。

八 企業再編成計画の実施につき一切の裁判上又は裁判外の権限を有する管理人を指名し、及び企業再編成計画の実施、財産処分、法人その他の団体の解散又は清算その他過度の経済力の集中を排除するために必要な措置の実施を監督すること。

九 持株会社整理委員会の承認を受けずに財産の移轉その他の行為をすることを禁止すること。

十 その他第三條の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するのに必要と認められ、且つ、この法律の規定に適合す

る行為をすること。

十一 前各号に掲げる事項を実施するために、必要な指令をし、又は必要な規則を定めてこれを公示すること。

前項第六号の規定により持株会社整理委員会が法人その他の団体に對しその解散を命じた場合は、他の法令の規定又は契約その他の定にかかわらず、当該法人その他の団体は、その命令により解散する。

第二項第四号の規定により臨検検査をする者は、一定の証券を携帯しなければならない。

第八條 持株会社整理委員会は、企業再編成、財産処分その他第三條の規定により指定された過度の経済力の集中を排除するのに必要な措置に関する計画を承認し、若しくは作成しようとするとき、前條第二項第五号若しくは第六号の規定による処分をしようとするとき、又はその他の処分をする場合において必要と認めるときは、その承認その他の処分の指令案を文書で利害関係人及び公正取引委員会に通知しなければならない。

前項の規定による指令案の文書（提出された計画書の承認に係るものを除く。）には、処分の基礎となつた事実の認定を附記しなければならない。この場合において、その事実の認定は、指令案の基礎となつてゐる経済上、生産上その他の資料を詳細に示し、又はその事実の認定には、これらの資料に関する説明を覚書として添附しなければならない。

第五條第二項の規定は、第一項の規定による指令案の通知に、

これを準用する。

第九條 持株会社整理委員会は、指令案を通知した日から十五日を経過した後利害関係人に対し聴聞会を開かなければならない。

前項の聴聞会においては、利害関係人は、指令案について異議の申立又は意見の具申をすることができる。

持株会社整理委員会は、第一項の聴聞会の手続について、規則を定めて、これを公示することができる。

第十條 公正取引委員会は、指令案が昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下私的独占禁止法という。）の規定に反すると認めるときは、その旨を持株会社整理委員会に對し指示しなければならない。

第十一條 持株会社整理委員会は、第九條第二項の規定による異議の申立若しくは意見の具申又は前條の規定による指示に基づき、指令案につき必要な変更を加えることができる。

持株会社整理委員会は、指令の内容を決定したときは、その決定指令を文書で利害関係人に通知しなければならない。

第五條第二項の規定は、前項の規定による決定指令の通知に、これを準用する。

第十二條 持株会社整理委員会は、企業再編成計画が債権者、社債権者及び株主（社員を含む。以下同じ。）を公正且つ公平に取り扱つていない場合には、これを承認してはならない。

企業再編成計画においては、債権者、社債権者及び株主の承認を得ないで、これらの者の権利の変更の定をすることができる。

但し、これらの者は、聴聞会において、異議の申立をすることができる。

第十三條 事実の認定が実質的な証拠を基礎としていない場合又は持株会社整理委員会が実質的な証拠を採用しなかつた場合においては、利害関係人は、決定指令が通知され、又は公告された日から三十日以内に、内閣総理大臣に不服の申立をすることができ、但し、その証拠の欠如が聴聞会において特に指摘されなかつた場合又はその実質的な証拠が故意に持株会社整理委員会に提出されなかつた場合には、この限りでない。

第十四條 前條の規定による不服申立があつた日から三十日以内に、内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的なものであるために、指令が独断的になつてゐるかどうかを決定しなければならない。

内閣総理大臣は、その証拠の欠如が実質的な性質のものであるために指令が独断的になつてゐると認める場合においては、必要な程度において第八條乃至第十一條に規定する手続に準じ、適当に変更を加えさせるため、その事件を持株会社整理委員会に差し戻さなければならない。

第十五條 第十三條の規定による不服申立の期間内及び同條の規定による不服申立があつた場合にはその事件が確定するまでの間は、当該決定指令の執行は、停止される。

第十六條 過度の経済力の集中は、他の法令の規定に基く場合又は自発的に生じた場合であるかどうかを問わず、この法律の定める

新制定法

ところにより、これを排除することができる。

第十七條 この法律の施行は、配給統制に関する法令の適用を妨げるものではない。

第十八條 第三條の規定により指定された過度の経済力の集中については、その組織が消滅し、解体若しくは清算を終了し、解体中若しくは清算中にあり、又は変更を加えられた場合においても、持株会社整理委員会が、そのいかなる形態による継続もこれを禁止するために必要な措置をとることを妨げない。

第十九條 持株会社整理委員会の決定指令の執行に関する事項は、公正取引委員会がこれを掌る。

持株会社整理委員会の決定指令については、公正取引委員会に對しその変更の申立をすることができる。

第二十條 前項の規定による申立に基く持株会社整理委員会の決定指令の変更は、第二十六條の規定により持株会社整理委員会の権限を公正取引委員会に移す日前においては、持株会社整理委員会の同意がなければ、これをしてはならない。

第二十一條 持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権の一部を公正取引委員会に委任することができる。

持株会社整理委員会は、この法律の規定による職権を行使するのに必要な範囲内において、これに関する事務を行政官廳その他の機関に委嘱することができる。

第二十二條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項第五号の規定による命令に違反し、同号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による制限に違反した者

二 第七條第二項第六号の規定による解消命令又は禁止に違反した者

三 第七條第二項第九号の規定による禁止に違反した者
前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十二條 第七條第二項第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。

第二十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二十一條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第二十四條 第七條第二項第七号の規定による計画書の提出の請求に従わなかつた者は、これを一万円以下の過料に処する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

一 第七條第二項第二号の規定による請求に従わず、又は同号の規定による命令に違反して情報を整理せず、情報、報告、意見若しくは帳簿書類その他の物件を提出せず、記録を保存せず、又は虚偽の情報、報告若しくは意見を提出した者

二 第七條第二項第三号の規定による出頭命令に違反し、同号の

規定による審尋に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同号の規定による鑑定命令に対し鑑定せず、若しくは虚偽の鑑定をした者

第二十六條 この法律の規定による持株会社整理委員会の職権及び記録並びにこの法律の目的の達成を確保するために必要な職員は、昭和二十三年九月一日から同年十二月三十一日までの間において別に法律で定めるところにより、これを公正取引委員会に移すものとする。

第二十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基づく公正取引委員会の権限は、この法律の規定及び持株会社整理委員会の権限によつて変更されることはない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第四條中「整備計画を提出したもの」の下に「又は過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定された会社（以下指定会社という。）を「決定整備計画」の下に「又は過度經濟力集中排除法の決定指令の内容」を加え、同條に次の一項を加える。

指定会社（特別整理会社である指定会社を除く。）の利益の配当について大藏大臣が前項但書の許可をなすについては、予め、持株会社整理委員会の意見を求めなければならない。

第七條第一項第一号中「第四條」の下に「第一項」を加える。

(88) 過度經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律

(昭和二十二年十二月十八日) (大藏・司法・厚生・農林・法律 第二百八号) (商工・運輸・労働大臣署名)

第一條 企業再建整備法の特別整理株式会社が過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定された場合においては、当該特別整理株式会社（以下指定特別整理株式会社という。）の整備計画又は決定整備計画につき、企業再建整備法第五條第一項、第二十條第一項（同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第二十一條第一項の規定によりする認可の申請及びこれに対する認可は、過度經濟力集中排除法第十一條第二項の規定による決定指令（以下決定指令という。）の内容に従つて、これをしなければならない。

指定特別整理株式会社について、過度經濟力集中排除法第七條第二項第八号の規定により管理人が指名された場合においては、当該管理人は、同法第三條の規定により指定された過度の經濟力の集中の排除に関する事項について、当該指定特別整理株式会社の特別管理人を監督する。

一 新制定法

前項の場合において、指定特別整理株式会社の特別管理人は、企業再建整備法第五條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定により認可の申請をするときは、当該指名された管理人の承認を受けなければならない。

前三項の規定は、株式会社以外の企業再建整備法の特別整理会社であつて過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定されたものに、これを準用する。

第一項及び第三項並びに企業再建整備法第六條第一項第一号及び第四号、第二十八條第一項、第二十九條の七、第三十二條及び第三十三條の規定は、同法の特別整理会社以外の会社であつて過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定されたものが企業再建整備法第五十四條の二第一項の規定により認可の申請をする場合に、これを準用する。この場合において、第三項中「特別管理人」とあるのは「取締役」と読み替へるものとする。

第二條 前條第一項（同條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける会社及び金融機関再建整備法の金融機関を除くの外過度經濟力集中排除法第三條の規定により指定された会社（以下指定会社という。）が、同法第七條第二項第七号の規定により提出する企業再編成計画書中に、企業再建整備法第六條第一項第一号乃至第四号、第七号、第九号、第十四号、第十八号及び第十九号に掲げる事項（同項第三号及び第七号中役員の名及び役員任期に関する事項並びに同号中同法第三十四條の五第一項の規定による資産の譲渡に関する事項を除く。）について

記載をし、これにつき持株会社整理委員会の決定指令による承認を受けたとき、又は持株会社整理委員会が、過度経済力集中排除法第七條第二項第七号の規定により、指定会社につき決定指令によりこれらの事項を記載した企業再編成計画書を作成したときは、企業再建整備法第十條、第十三條、第二十三條、第二十八條第一項、第三項及び第四項、第二十九條、第二十九條の二第二項、第二十九條の五、第二十九條の七、第三十一條乃至第三十三條、第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項並びに第三十四條の六の規定は、当該指定会社に、これを準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「持株会社整理委員会」と、「整備計画」とあるのは「企業再編成計画」と、「決定整備計画」とあるのは「決定指令」により、承認を受け、又は作成された企業再編成計画」と、「第十五條第二項乃至第三項の規定による認可」とあるのは「企業再編成計画の承認又は作成の決定指令」と、「第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日」とあるのは「第二會社の設立の登記の日(第二會社が二以上あるときは、決定指令により、承認を受け、又は作成された企業再編成計画中に定められた日とし、その定がないときは、その最も遅い設立の登記の日とする。)」と、同法第十條第一項中「新勘定に所屬する」とあるのは「指定會社の」と、「指定時後特別経理株式會社の新勘定の負擔となつた債務」とあるのは「指定會社の債務」と読み替へるものとする。

第三條 指定特別経理株式會社の資産であつて先取特権、質権又は抵当権の目的物であるものが企業再建整備法第十條第一項又は第二項の規定により第二會社に出資又は譲渡せられる場合において、第二會社が二以上であるときは、一の第二會社が出資又は譲渡を受けた資産の上に存する先取特権、質権又は抵当権は、決定整備計画に定のある場合に限り、同條第一項の規定により他の第二會社が承継した債務に対する関係において、当該資産については、消滅するものとする。

前項の規定は、存続する指定特別経理株式會社の資産の上に存する先取特権、質権又は抵当権と第二會社に承継せられた債務との間及び存続する指定特別経理株式會社の債務と第二會社に出資又は譲渡せられた資産の上に存する先取特権、質権又は抵当権との間につき、これを準用する。

前二項の規定により先取特権、質権又は抵当権が消滅する場合における変更又は抹消の登記又は登録の手續については、命令で特別の定をすることができる。

第四條 持株会社整理委員会の指定する指定特別経理株式會社は、その指定の日から企業再編成計画の承認又は作成の決定指令のある日までの間、金銭債権の債務者に対して当該債権の弁済をすることができない。但し、第三項前段の規定により指定特別経理株式會社から申請のあつた場合には、当該指定特別経理株式會社は、遅延に因る損害賠償の責任を免がれることはない。

前項の規定は、同項の規定による指定の日以後生じた債権、國

又は都道府縣その他の地方公共団体に對する公租公課、給料その他の定期的給與の債権、担保権のある債権及び持株会社整理委員会の許可した債権については、これを適用しない。

第一項の規定による指定は、指定特別経理株式會社が、取締役の決議により、過度経済力集中排除法第三條の規定による指定があつたことに因り、債務超過若しくは支拂不能に陥る虞又は債務超過若しくは支拂不能の疑があると認めて、当該事情を詳細に記載した書類を添えて、持株会社整理委員会に申請した場合において、これを行うことができる。指定特別経理株式會社に対して十

万圓以上の債権を有する者が申請した場合も、同様である。

第一項の規定による指定は、当該指定特別経理株式會社に対しその旨を文書で通知することにより、これをする。

持株会社整理委員会は、第二項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

持株会社整理委員会は、前項の規定による公告をした日から十五日以内に、利害關係人に対し聽聞会を開かなければならない。

過度経済力集中排除法第九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による聽聞会に、これを準用する。

持株会社整理委員会は、前項において準用する過度経済力集中排除法第九條第二項の規定による異議の申立又は意見の具申に基づき、当該指定特別経理株式會社につき債務超過若しくは支拂不能に陥る虞又は債務超過若しくは支拂不能の疑がないと認めるときは、遅滞なく、第二項の規定による指定を取り消さなければなら

ない。

第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の取消に、これを準用する。

第五條 指定特別経理株式會社に対する過度経済力集中排除法第三條の規定による指定の日から企業再編成計画の承認又は作成の決定指令のある日までの間に生じた当該指定特別経理株式會社に対する事業に関する貸付金の債権者は、当該指定特別経理株式會社又は企業再建整備法第十條第一項の規定により当該債権の債務を承継した第二會社の総財産について、他の債権者に先き立つて、当該債権の弁済を受ける権利を有する。

前項の規定は、民法上の一般の先取特権の行使を妨げることがない。

第一項の規定による優先権のある債権については、整備計画においてこれを定めなければならない。

第六條 前三條の規定は、第一條第四項及び第五項において準用する同條第一項の規定の適用を受ける会社及び指定会社に、これを準用する。

第七條 指定特別経理株式會社若しくは第一條第四項及び第五項において準用する同條第一項の規定の適用を受ける会社又は指定会社が、決定整備計画又は決定指令により、承認を受け、若しくは作成された企業再編成計画に定められた事項につき登記をなすべき場合において、当該登記の申請書に非訟事件手続法第八十條第二項(同法第八十六條及び第九十七條第二項)において準用

する場合を含む。)、第八十八條第二項(同法第二百一十一條ノ十三において準用する場合を含む。)、第九十條第一項(同法第九十八條第一項及び第二十一條ノ六において準用する場合を含む。)、又は第九十七條第二項に規定する書類を添附すべきときは、決定整備計画書若しくは決定指令書又はその認証ある謄本若しくは抄本を添附しなければならない。

前項に規定する会社が過度經濟力集中排除法第七條第三項又は企業再建整備法第十七條第三項(同法第五十二條において準用する場合を含む。)、若しくは第三十二條(同法第五十二條並びにこの法律の第一條第五項及び第二條において準用する場合を含む。)、の規定により解散した場合における登記の手續に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第八條 前條第一項に規定する会社につき過度經濟力集中排除法第七條第二項第八号の規定による管理人の指名があつたときは、遅滞なく、その旨を登記しなければならない。当該指名された管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第九條 左の場合においては、その行爲をした特別經理会社の特別管理人又は会社の取締役その他これに準ずる者は、これを五千円以下の過料に処する。但し、その行爲につき刑を科すべきときは、

この限りでない。

- 一 第一條第三項(同條第四項及び第五項において準用する場合を含む。)、の規定に違反して管理人の承認を受けなかつたとき。
- 二 第四條第一項(第六條において準用する場合を含む。)、の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(89) 財閥同族支配力排除法

(昭和二十三年一月七日(内閣總理)法律第二二号(大臣署名))

財閥同族支配力排除法

第一章 総則

第一條 この法律は、財閥の事業の形成維持に有力な寄與をした人的結合を切り離し、以て民主的で健全な經濟の發達を促進することを目的とする。

第二條 この法律において財閥とは、この法律施行の日において現に持株会社整理委員会令第一條第一項の規定による指定者の指定を受けている個人につき内閣總理大臣が血族、姻族その他これに準ずる關係に基き指定する区分に従い、その同一区分に属する者の群をいう。

この法律において財閥会社とは、昭和二十年九月二日において資本金額が千万円を超える会社で、ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額がその資本金額の三割を超えるもの

ある財閥の直接又は間接に支配する出資の額面の合計額が千万円を超える会社(但し、イ及びロに關し事実上財閥に支配されたものでないとなされるものについては指定に當りこれを除外するものとする。)、その他財閥の事業の形成維持に有力な寄與をし又は財閥の經濟的支配力の行使に有力な手段となつていたものとして内閣總理大臣が指定する法人その他の團體をいう。

前項の財閥会社は、内閣總理大臣が各会社の沿革、事業の規模、各財閥の經濟的支配の程度等についての差異に基き区分により、財閥直系会社、財閥準直系会社又は財閥傍系会社としてこれを指定する。

この法律において制限会社とは、昭和二十一年勅令第六百五十七号(会社の解散の制限等に関する勅令)第一條ノ二に規定する指定会社をいう。

この法律において從屬会社及び關係会社とは、昭和二十一年勅令第六百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)第一條に規定する從屬会社及び關係会社をいう。

この法律において役員とは、取締役、業務執行社員、監査役及びその他顧問、相談役等名称の如何にかゝらずこれらの職と同等以上の権限又は支配力を有する職に在る者をいう。

第三條 この法律において財閥關係役員とは、財閥会社の役員でそ

の任免が当該財閥の支配下に在り、且つ、当該財閥の利益を代表して当該会社の重要な業務の運営に参加していたものをいう。

前項の財閥關係役員とは左の各号の一に該当する者とする。但し、内閣總理大臣がこの法律の定めるところに基き、財閥關係役員に該当しない者として承認した者を除く。

- 一 昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員に在つた者
- 二 財閥会社の發行に係る株式について昭和二十一年勅令第六百六十七号第四條第五項(同令第十七條において準用する場合を含む。)、若しくは持株会社整理委員会令第十條第三項の規定による議決権の行使の委任又は同條第一項若しくは第二項(規定による譲渡があつた場合において昭和二十年九月三日以後最初に議決権の行使の委任又は譲渡がなされた日までの間において、その株式を發行した財閥直系会社の役員に職又は財閥準直系会社若しくは財閥傍系会社の常務取締役若しくはこれと同等以上の権限若しくは支配力を有する役員に在つた者

第二章 財閥同籍者

第四條 財閥に属する者が持株会社整理委員会令第一條第一項の規定による指定を受けた際現にその者と同一戸籍内に在つた者(以下財閥同籍者という。)、で、この法律施行の際現にいずれかの財閥について内閣總理大臣の指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際現にこれらの会社の從屬会社若しくは關係会社となつている会社の役員に在るものは、この法律施行の

日から三十日以内にその職を辞さなければならない。その期間内に職を辞さない場合においては、三十一日目にその職を失う。

前項の場合において業務執行社員の職に在る者は、業務執行権を有しない無限責任社員となるものとする。

財閥同籍者は、この法律施行の日から十年間は、第一項の会社の役員に就き、又は同項の会社の役員に属する行為をしてはならない。

商法第二百五十八條第一項（これを準用する場合を含む。）の規定は、辞任又は任期の満了に因り財閥同籍者が第一項の会社の役員を退いた場合には、これを適用しない。

第三章 財閥関係役員

第五條 財閥関係役員は、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつていては、この法律施行の際に在る場合においては、第六條第一項若しくは第七條第一項の規定により承認の申請をしないときは、この法律施行の日から三十日以内に、又かかる承認の申請をして同項の規定により内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者として通知を受けたときは、その通知を受けた日から三十日以内にその職を辞さなければならない。その期間内に職を辞さない場合においては三十一日目にその職を失う。

財閥関係役員は、この法律施行の日から十年間は、前項に規定する会社の役員に就き、又はこれ等の会社の役員に属する

行為をしてはならない。

前條第二項及び第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第六條 第三條第二項各号に掲げる者で左の各号の一に該当する事由があることの明確な証拠を提出し得る者は、証拠書類を附し内閣総理大臣に対し財閥関係役員でないことの承認を申請することができる。

- 一 昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員に在つた期間において、当該会社が当該財閥に属する者又は当該財閥について指定のあつた財閥会社の支配に属していなかったこと
- 二 本人の役員としての就任事情又はその職務の執行の事情より見て本人を財閥関係役員とみなすことが明かに不当であると認められること

内閣総理大臣は前項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基づいて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者で、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつていては、この法律施行の際に在る者が、同項の申請をしようとする場合は、この法律施行の日から三十日以内にこれをしなければならない。

第七條 前條第一項の規定による外第三條第二項第一号に該当する者で財閥準直系会社の常務取締役若しくはこれと同等以上の権限

若しくは支配力を有する役員以外の役員又は財閥傍系会社の最高代表役員以外の役員に就任した者、及び同項第二号に該当する者は、左の各号に掲げる事由が総て（同項第二号に規定するものについては第三号を除く。）備わることと理由として財閥関係役員に該当しないことについての内閣総理大臣の承認の申請をすることが出来る。

- 一 当該財閥に属する者又はその同籍者の配偶者又は親子兄弟姉妹若しくはこれらの者の配偶者でないこと
- 二 当該役員に就任するために予め当該財閥又は当該財閥の財閥直系会社の承認を必要とする旨の取極のなかつたこと又は取極のない場合においてその承認を受けていなかったこと
- 三 財閥準直系会社の役員に在つた者については常務取締役、財閥傍系会社の役員に在つた者については最高代表役員と同等以上の権限又は支配力を事実上有していなかったこと
- 四 当該財閥の財閥会社の役員に同時に四以上兼ねていなかったこと

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基づいて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者が同項及び前條に規定する事由による申請の双方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

第八條 第四條第一項又は第五條第一項の規定により会社を代表す

る権限を有する役員がその職を去ることとなる場合において必要があるときは、関係の会社は、当該役員が過半数の同意をもつてその職を退くこととなる役員のうち一人を選び、この法律施行の日から六箇月以内の期間を定め、一時その職に留まらせることについて、内閣総理大臣に対し、その承認を申請することができる。

前項に規定する場合の外、関係の会社が、國民經濟の復興上必要な場合その運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者について、内閣総理大臣に対し、一年を超えない期間を限つて、役員に留まらせることについての承認を申請することができる。

前項の規定により留任を承認された者の勤務する会社の承継会社が設立された場合、当該承継会社が國民經濟の復興上必要であり、又その者がその運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代えることが困難な者であるときは、関係の会社は、内閣総理大臣に対し、その者が留任を許可された期間内に限り、当該承継会社の役員に就くことの承認を申請することができる。

財閥関係役員は、内閣総理大臣に対し一年を超えない期間を限り清算中の会社の清算人の職に留り、又は就くことについての承認を申請することができる。但し特に必要があるときは、期間の更新を申請することができる。

内閣総理大臣は、前四項の申請を受理した場合、これを財閥

係役員審査委員会に付議し、その結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の場合において、当該申請に係る役員について、承認の処分があつた場合においてはその者はその承認のあつた期間、なおその職に留まることができるとし、又、不承認の処分があつた場合においてはその者はその旨の通知があるまでの間、なおその職に留まるものとする。

第九條 第四條又は第五條の規定の適用に當つては第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社の承継会社は、これ等の規定に規定する会社と見なす。但しこれ等の規定により役員を辞職させなければならない期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受け、た日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により指定のあつた日又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十一日目とする。

この法律で承継会社とは、財閥関係役員審査委員会が、前項に規定する会社の出資の状況並びに当該会社の営業、資産、取引先及び役員等の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と実質的に同一なものとして決定したものである。内閣総理大臣が指定するものをいう。

第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社から出資を受け、又はその営業の全部若しくは一部の譲渡を受けた会社は、この法律施行の際現に存する会社についてはこの法律施行の日から

三十日以内、又この法律施行の日以後あらたに出資を受け又は営業の譲渡を受けた会社についてはこれ等の行為のあつた日から三十日以内に、前項の規定による指定についての申請をしなければならない。

顧問、相談役、參與その他役員なることを疑わしめる名称を受けた者は、第四條及び第五條の規定の適用については、これを会社の役員に就いたものとみなす。

第十條 第二條第二項及び第三項の規定による指定に関し指定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは利害関係人は、明確な証拠書類を附し、指定があつてから三十日以内に内閣総理大臣に対し指定の取消又は変更を申請することができる。

内閣総理大臣は、前項の申請を受理した場合は、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基いて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の申請があつた場合においては、第五條第一項及び第六條第三項の規定の適用については、各々同條同項中のこの法律施行の日とあるのを第十條第一項の申請に対する内閣総理大臣の決定の公表のあつた日と読み替へるものとする。

第四章 財閥関係役員審査委員会
第十一條 内閣総理大臣の所轄の下に財閥関係役員審査委員会を設置する。

第十二條 財閥関係役員審査委員会は、左に掲げる事項に関する審査を行う。

一 第六條第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請

二 第七條第一項の規定による財閥役員でないことの承認の申請

三 第八條第一項乃至第四項の規定による留任又は就任の申請

四 第十條第一項の規定による指定の取消又は変更の申請

第十三條 内閣総理大臣は、前條各号に掲げる申請を受理したときは、直ちに、これを財閥関係役員審査委員会に送付しなければならない。

第十四條 内閣総理大臣は、財閥関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

第十五條 財閥関係役員審査委員会は、その審査の権限に属するものを審査し、申請の送付を受けた日から三週間以内（第八條第一項による申請については五日以内）にその経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。但し内閣総理大臣は、必要あるときは、委員会の要求に應じ前項の期間を期間を限りて延長することができる。

第十六條 内閣総理大臣は、前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間以内（第八條第一項による申請については二日以内）に申請の承認若しくは不承認の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ、関係書類を公衆が閲覧し得るようになければならない。

第十七條 委員会は、委員九人以上以内でこれを組織する。

特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を

置くことができる。臨時委員は、委員会の決定に加わることはできない。

第十八條 委員長は、委員において互選する。

委員及び臨時委員は、内閣においてこれを命ずる。

第十九條 財閥関係役員審査委員会は、委員長及び委員を併せて七人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

委員会の議事は、委員長を含め出席委員の過半数をもってこれを決する。

可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第二十條 委員長、委員及び臨時委員は、委員会の審査に関して、これを外部に漏らしてはならない。

第二十一條 財閥関係役員審査委員会に事務局を置く。

事務局は、委員会の庶務を整理する。

事務局に政令の定めるところにより所要の職員を置く。

第二十二條 審査の手続その他委員会の事務に関して必要な事項は、委員長がこれを定める。

第五章 訴願

第二十三條 左に掲げる者は、その決定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、内閣総理大臣に決定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

一 第六條第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者

二 第七條第一項の規定により財閥関係役員でないことの承認を

申請して却下せられた者

三 第八條第一項ない至第四項の規定により留任又は就任を申請して却下せられた者

第九條第二項の規定による指定に関し、その指定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、利害關係人は、内閣総理大臣に指定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

第二十四條 内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の申請を受理したときは、直ちにこれを財閥関係役員再審査委員会に送付しなければならない。

第二十五條 財閥関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ充分な理由があるか否かを決定し二週間以内にその経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第十五條但書の規定は、これを前項の場合に準用する。

第二十六條 内閣総理大臣は、前條に規定する報告を受理したときは、速かに再審査の申請の却下又は財閥関係役員再審査委員会への差戻の決定を行い、これに基いて夫々必要な措置をとらなければならない。

第二十七條 財閥関係役員審査委員会は、前條の規定により内閣総理大臣から再審査の請求を受けたときは、二週間以内にこれを再審査し、その経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

は第二十三條の規定による申請をした者でその申請につき虚偽又は事実をかくした申立をなした者

四 第九條第三項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

五 第十四條の規定により資料の提出又は事実の説明を求められこれに應じないか、又は虚偽若しくは事実をかくして申立をなした者

前項の罪を犯した者は、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

附則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

持株会社整理委員会令の一部を次のように改める。

第十條に次の一項を加える。
前三項ノ規定ハ、財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及其ノ指定アリタル際現ニ其ノ指定者ト同一ノ籍内ニ在リタル者ノ總テノ者ガ同法第五條ニ規定スル會社ノ株式其ノ他ノ出資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ付之ヲ準用ス。

前項の場合において、財閥関係役員再審査委員会委員は、財閥関係役員審査委員会に出席し、且つその決定に参加することができる。

第十五條但書の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十八條 内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の報告を受けたときは、一週間以内に前回の決定の取消又は再審査の申請の却下の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第二十九條 内閣総理大臣の所轄の下に、財閥関係役員再審査委員会を設置する。

再審査委員会は、委員七人以内でこれを組織する。

再審査委員会は、委員長及び委員を併せて五人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第三十條 第十四條、第十七條第二項、第十八條、第十九條第二項及び第三項、第二十條ない至第二十二條の規定は、財閥関係役員再審査委員会にこれを準用する。

第六章 罰則

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一 第四條第三項の規定に違反した者

二 第五條第二項の規定に違反した者

三 第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項ない至第四項又

(90) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律

(昭和二十二年十一月二十日法律第百三十八号)

(内閣総理大臣・大藏・司法・厚生・農林・商工・運輸大臣署名)

第一條 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下私的独占禁止法という)の規定は、事業者が、法律(昭和二十年勅令第五百四十二号を含む。以下同じ)の規定で左に掲げるもの又はその法律の規定に基づく命令によつて行う正当な行為には、これを適用しない。但し、第二号乃至第五号に掲げる法律の規定又はその法律の規定に基づく命令によつて行う事業者の行為については、昭和二十二年十月三十一日までものに限る。

一 地方鉄道法第二十五條第一項(軌道法第二十六條において準用する場合を含む。)

二 自動車交通事業法第十條第一項第三号(同法第十六條第一項において準用する場合を含む。及び第十六條ノ六第一項第二号

三 小運送業法第四條(同法第十三條において準用する場合を含む。)

第五 經濟法

む。

四 陸上交通事業調整法第二條第一項第六号及び第七号並びにこれらの規定に係る同條第二項

五 保險業法第十一條

六 食糧管理法

七 臨時物資需給調整法

八 昭和二十年勅令第五百四十二号

第二條 この法律施行の際現に効力を有する法律の規定及びその法律の規定に基づいて発せられた命令の規定で私的独占禁止法の規定に反するものは、その効力を有しない。但し、前條第一号及び第六号乃至第八号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基づいて発せられた命令の規定並びに昭和二十二年十月三十一日までの間において同條第二号乃至第五号に掲げる法律の規定及びその法律の規定に基づいて発せられた命令の規定については、この限りでない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

該事業年度の益金であるもの

四 資本の減少に因り減少した株金額又は出資額が、消却又は株金若しくは出資の拂戻に充てた金額及び当該減資により填補する損金の額の合計額を超える場合におけるその超過額で当該事業年度の益金であるもの

五 当該事業年度の益金で資産の評価換に因り生じたもの

六 前四号に掲げるものの外、当該事業年度の益金で当該会社の運営に因り生じたもの以外の益金

七 当該事業年度分の法人税に相当する金額
前項第七号の当該事業年度分の法人税に相当する金額とは、会社の当該事業年度の法人税法による所得の金額から前項第二号乃至第六号に掲げる金額の合計額を差し引いた金額を同法による当該事業年度の所得として同法の規定を適用して算出した税額と当該会社の同法による当該事業年度の資本につき同法の規定を適用して算出した税額との合計額に相当する金額とする。

会社は、配当引当金のうち、当該事業年度において配当に充てなかつた金額を、配当引当積立金として積み立てることができ

第三條 会社は、利益若しくは剰余金の配当をするために借入金をし、又は借入金により利益若しくは剰余金の配当をしてはならない。

会社は、当該事業年度末までに支拂期日の到来した金銭債務当該会社が遅滞の責に任じない金銭債務を除く。を完済した後でな

新制定法

(91) 会社利益配当等臨時措置法

(昭和二十二年十二月十六日)大藏・司法
法律第百九十号(大臣署名)

会社利益配当等臨時措置法

第一條 この法律は、会社の利益の分配の適正を期するため、会社の利益の配当等につき所要の調整を加え、以て会社の経理を堅実にし、産業の健全な発達に資することを目的とする。

第二條 会社は、当該事業年度の総益金(当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。及び第三項の規定による配当引当積立金から取り崩した金額の合計額から左の各号に掲げる金額の合計額を差し引いた金額(以下配当引当金という。)を超えて利益又は剰余金の配当をしてはならない。

一 当該事業年度の総損金及び前事業年度から繰越した損金
二 額面以上の價額を以て株式を発行した場合においてその額面を超える金額から発行のため必要な費用を控除した金額で当該事業年度の益金であるもの
三 合併に因り消滅した会社から承継した資産の價額が、当該会社から承継した債務の額並びに当該会社の株主に交付した株式の拂込株金額(当該会社の社員の拂込出資として評價された額を含む。及び金銭の総額を超える場合におけるその超過額で当

ければ、利益又は剰余金の配当をしてはならない。

第四條 会社経理應急措置法の特別経理会社(以下特別経理会社という。)で企業再建整備法の整備計画を提出したものは、前二條の規定に反しない場合においても、企業再建整備法の決定整備計画の全部の実行を終るまでは、利益の配当をしてはならない。但し、大藏大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

第五條 会社は、利益又は剰余金の配当をしたときは、決算に関する報告書並びに準備金及び利益の配当に関する報告書を作成し、当該事業年度の決算確定後三十日以内に、これを大藏大臣に提出しなければならない。

大藏大臣は、前項の報告書の様式を指定して、これによるべきことを命ずることができる。

第六條 大藏大臣は、会社の業務又は財産の状況に關して報告を徴し、又は当該官吏に必要な場所に臨檢し、帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨檢検査させる場合には、その身分を示す証票を携帯させなければならない。
第七條 左の場合において、その行爲をした会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。
一 第二條第一項、第三條又は第四條の規定に違反して配当したとき
二 第三條第一項の規定に違反して借入金をしたとき

第五 経済法

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第八條 第六條の規定による報告をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は故なく当該官吏の臨検検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第九條 会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その会社の業務に関し第七條又は前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その会社に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第十條 第五條の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合においては、会社の取締役又はこれに準ずる者は、これを五千円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行後最初に株主總會の承認その他適法の手続を経て確定する利益又は剰余金の配当については、当該利益又は剰余金の配当に係る事業年度の直前の事業年度から繰り越した利益及び当該事業年度において取り崩した積立金の金額のうち大藏大臣の承認を受けた金額は、これを第二條第一項の總益金の金額に算入することができる。

大藏大臣は、前項の繰り越した利益及び取り崩した積立金の金額のうち、第二條第一項第二号乃至第六号の利益に該当する金額又は該当しないことが明らかでない金額については、前項の承認を與え

ないことができる。

会社配当等禁止制限令は、これを廃止する。

この法律施行前株主總會の承認その他適法の手続を経て確定した利益又は剰余金の配当については、旧令は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

この法律施行前(前項の配当については、同項の規定により効力を有する旧令の失効前)になした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(92) 食料品配給公團法

(昭和二十二年十二月十七日)内務・大藏・司法
法律第二百一十七号(農林大臣署名)

食料品配給公團法

第一章 総則

第一條 食料品配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める相当計画及び配給手続に従い、みそ、しょうゆ、アミノ酸(グルタミン酸ソーダを含む)、砂糖、罐詰、乳製品その他命令で定める食料品(以下食料品という)の適正な配給に関する事務を行うことを目的とする。

食料品配給公團は、法人とする。

第二條 食料品配給公團は、主たる事務所を東京都に置く。

食料品配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に関する業

務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 食料品配給公團の基本金は、四千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

食料品配給公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融金庫から借り入れるものとする。

第四條 食料品配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金額に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部總務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 食料品配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に対抗することができない。

第六條 食料品配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、食料品配給公團

一 新制定法

の事業に対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合には、この限りでない。

第七條 食料品配給公團は、臨物資需給調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命令に因つて解散する。

前項に定めるものの外、食料品配給公團の解散に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 食料品配給公團でない者は、食料品配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、食料品配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 食料品配給公團に、役員として、總裁一人、副總裁二人以内、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、食料品配給公團を代表し、第十五條の規定に基づき、その業務を総理する。

副總裁は、定款の定めるところにより、食料品配給公團を代表し、總裁を補佐して食料品配給公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、食料品配給公團を代表し、總裁及び副總裁を補佐して食料品配給公團の業務を掌理し、

總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、食料品配給公團の業務を監査する。

第十一條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、

食料品配給公團の職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 食料品配給公團の役員及び職員は、食料品の生産、精製、

保管、輸送、加工若しくは賣買を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 食料品配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

食料品配給公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が、経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときは、これによるものとする。

可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 食料品配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 食料品配給公團は、前條の各期ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は前項の承認を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

食料品配給公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

食料品配給公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

食料品配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

一新制定法

第三章 業務

第十五條 食料品配給公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続並びにこれらに関する指示に基づき、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

- 一 物價廳の定める價格による國內産食料品及び輸入食料品の一手買取及び一手賣渡
- 二 食料品の保管、輸送、加工及び検査
- 三 食料品の販賣業者の指定
- 四 第一号及び第二号の事業に附帯する業務

前項第三号の指定は、経済安定本部総務長官の定める條件に基づく主務大臣の認可を受けなければならない。

第十六條 食料品配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定め、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條 食料品配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認

第五章 監督及び助成

第二十條 経済安定本部総務長官は、割当計画及び配給手続に関して、食料品配給公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、食料品の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、食料品配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、食料品の適正な配給を確保するため必要があると認めるときには、食料品配給公團に対して、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に基いて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときには、食料品配給公團に対して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十一條 食料品配給公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認

可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。
第二十二條 主務大臣は、食料品配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

經濟安定本部総務長官は、食料品配給公團の役員が食料品配給公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行してないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、食料品配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、第三十二條第一項の規定により解散する会社の清算人に対して、当該会社の所有に属する施設の全部又は一部を食料品配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、食料品配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、食料品配給公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を食料品配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、經濟安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基いて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、食料品配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、經濟安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、食料品配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、第三十二條第一項の規定により解散する会社の清算人に対して、当該会社が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を食料品配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、食料品配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に関係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣が、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができる。

主務大臣は、食料品配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を食料品配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の規定の実施について、食料品配給公團又は關係各大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処す。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした食料品配

給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処す。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部総務長官

又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処す。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第二十四條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して、食料品配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処す。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 この法律は昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時にその効力を失う。

食料品配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び食料品配給公團の清算に關し

ては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十二條 食料品配給公團が成立したときには、別表に掲げる会社は、解散する。

前項の規定により解散した会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十三條 政府は、設立委員を命じて、食料品配給公團の設立に關する事務を処理させる。

第三十四條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十五條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を食料品配給公團の総裁に引き継がなければならない。

総裁が前項の事務の引継を受けたときには、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

食料品配給公團は、設立の登記をすることに因つて成立する。

第三十六條 食料品配給公團でない者でこの法律施行の際現に食料品配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

別表

- 全國味噌統制株式會社
- 全國醬油統制株式會社
- 日本罐詰株式會社
- 日本アミノ酸株式會社
- 日本砂糖株式會社
- 北海道味噌醬油統制株式會社
- 青森味噌醬油統制株式會社
- 岩手味噌醬油統制株式會社
- 宮城味噌醬油統制株式會社
- 秋田味噌統制株式會社
- 山形醬油味噌統制株式會社
- 福島醬油味噌統制株式會社
- 富山醬油味噌統制株式會社
- 福井醬油味噌統制株式會社
- 山梨味噌醬油統制株式會社
- 岐阜味噌醬油統制株式會社
- 愛知味噌醬油統制株式會社
- 三重醬油味噌統制株式會社
- 廣島縣味噌醬油統制株式會社
- 佐賀味噌醬油統制株式會社
- 長崎醬油味噌統制株式會社
- 宮崎味噌醬油統制株式會社
- 鹿児島醬油味噌統制株式會社

- 茨城味噌統制株式會社
- 栃木味噌統制株式會社
- 群馬味噌統制株式會社
- 埼玉味噌統制株式會社
- 千葉味噌統制株式會社
- 東京味噌統制株式會社
- 神奈川味噌統制株式會社
- 新潟味噌統制株式會社
- 石川味噌統制株式會社
- 長野縣味噌統制株式會社
- 靜岡味噌統制株式會社
- 滋賀味噌統制株式會社
- 京都味噌統制株式會社
- 大阪味噌統制株式會社
- 兵庫味噌統制株式會社
- 奈良味噌統制株式會社
- 和歌山味噌統制株式會社
- 鳥取味噌統制株式會社
- 島根味噌株式會社
- 岡山縣味噌統制株式會社
- 山口味噌統制株式會社
- 德島縣味噌統制株式會社
- 香川縣味噌統制株式會社
- 愛媛縣味噌統制株式會社
- 高知縣味噌統制株式會社
- 福岡縣味噌統制株式會社
- 熊本縣味噌統制株式會社
- 大分縣味噌統制株式會社

- 愛媛縣味噌株式會社
- 高知縣味噌統制株式會社
- 福岡縣味噌統制株式會社
- 熊本縣味噌統制株式會社
- 大分縣味噌統制株式會社
- 茨城縣味噌統制株式會社
- 栃木縣味噌統制株式會社
- 群馬縣味噌統制株式會社
- 埼玉縣味噌統制株式會社
- 千葉縣味噌統制株式會社
- 東京縣味噌統制株式會社
- 神奈川縣味噌統制株式會社
- 新潟縣味噌統制株式會社
- 石川縣味噌統制株式會社
- 長野縣味噌統制株式會社
- 靜岡縣味噌統制株式會社
- 滋賀縣味噌統制株式會社
- 京都縣味噌統制株式會社
- 大阪縣味噌統制株式會社
- 兵庫縣味噌統制株式會社
- 奈良縣味噌統制株式會社
- 和歌山縣味噌統制株式會社
- 鳥取縣味噌統制株式會社

一新制定法

(93) 油糧配給公團法

(昭和二十二年十二月十七日) (內務・大藏・司法・農林大臣署名)

油糧配給公團法

第一章 總則

第一條 油糧配給公團は、經濟安定本部總務長官の定める割当計画及び配給手續に従い、命令で定める油脂、油脂原料、油かす等(以下油糧という)の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

油糧配給公團は、法人とする。

第二條 油糧配給公團は、主たる事務所を東京都に置く。

第五 經濟法

油糧配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に関する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 油糧配給公團の基本金は、一千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

油糧配給公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融公庫から借り入れるものとする。

第四條 油糧配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基本金額に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 公告の方法

定款は、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けて、これを變更することができる。

第五條 油糧配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 油糧配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

總裁及び副總裁を補佐して油糧配給公團の業務を掌理し、總裁及び副總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁及び副總裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は、油糧配給公團の業務を監査する。

第十一條 總裁、副總裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 總裁、副總裁及び理事は、定款の定めるところにより、油糧配給公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所の業務に関して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 油糧配給公團の役員及び職員は、油糧の生産、精製、保管、輸送、加工若しくは賣買を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその営業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 油糧配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

總裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、二級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

油糧配給公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めるとき

一新制定法

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、油糧配給公團の事業に対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合には、この限りでない。

第七條 油糧配給公團は、臨時物資需給調整法の失効又は經濟安定本部総務長官の命令に因つて解散する。

前項に定めるものの外、油糧配給公團の解散に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 油糧配給公團でない者は、油糧配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、油糧配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 油糧配給公團に、役員として、總裁副總裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

總裁は、油糧配給公團を代表し、第十五條の規定に基き、その業務を総理する。

副總裁は、定款の定めるところにより、油糧配給公團を代表し、總裁を補佐して油糧配給公團の業務を掌理し、總裁に事故のあるときにはその職務を代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、油糧配給公團を代表し、

には、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條 油糧配給公團は、經濟安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続並びにこれらに関する指示に基き、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

- 一 物價廳の定める價格による國內産油糧及び輸入油糧の一手買取及び一手賣渡
- 二 油糧の保管、輸送、加工及び検査
- 三 油糧取扱業者の指定
- 四 第一号及び第二号の事業に附帶する業務

前項第三号の指定は、經濟安定本部総務長官の定める條件に基き主務大臣の認可を受けなければならない。

第十六條 油糧配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條 油糧配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大

第五 経済法

臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 油糧配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 油糧配給公團は、前條の各期ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期経過後二箇月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならぬ。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときには、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

油糧配給公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えて置かなければならぬ。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

油糧配給公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

油糧配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、経済安定本部及び主務官廳の検査を受けなければならない。

臣及び大蔵大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、油糧配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、油糧配給公團の役員が油糧配給公團の目的及び業務に関して、その任に適合せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、油糧配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときには、帝國油糧株式会社清算人に対して、当該会社の所有に属する施設の全部又は一部を油糧配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、油糧配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときには、油糧配給公團に必要な施設の所有者若しくは占有者又は大蔵大臣を含む管理者に対して、当該施設を油糧配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基づいて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、油糧配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設

ることができるよう整備しなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十條 経済安定本部総務長官は、割当計画及び配給手続に関して、油糧配給公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、油糧の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときには、油糧配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、油糧の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときには、油糧配給公團に対して、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に基づいて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があるとき認めるときには、油糧配給公團に対して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十一條 油糧配給公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときには、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しうとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣

設を賃借するものとする。

主務大臣は、油糧配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときには、帝國油糧株式会社清算人に対して、当該会社が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を油糧配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、油糧配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に関係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができる。

主務大臣は、油糧配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又は必要があるとき認めるときには、保険を付する等の措置を油糧配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の規定の実施について、油糧配給公團又は関係各大臣を含む関係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした油糧配給

第五 経済法

公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第二十四條の違反行為をなしたときには、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して、油糧配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は経済安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

油糧配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び油糧配給公團の清算に関して

は、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十二條 油糧配給公團が成立したときには、帝國油糧株式会社は、解散する。

前項の規定による帝國油糧株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十三條 政府は、設立委員を命じて、油糧配給公團の設立に関する事務を処理させる。

第三十四條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、漏滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十五條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を油糧配給公團の総裁に引き継がなければならない。

総裁が前項の事務の引継を受けたときには、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

油糧配給公團は、設立の登記をすることに因つて成立する。

第三十六條 油糧配給公團でない者でこの法律施行の際現に油糧配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

(94) 酒類配給公團法

(昭和二十二年十二月十二日(大藏大)法律第七十二号(巨署名))

酒類配給公團法

第一章 総則

第一條 酒類配給公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に基づき、酒類の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

この法律において酒類とは、酒税法に規定する酒類をいう。

酒類配給公團は、法人とする。

第二條 酒類配給公團は、主たる事務所を東京都に置く。

酒類配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に関する業務を行うために必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 酒類配給公團の基本金は、三千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。

酒類配給公團の運営資金は、必要があるときは、復興金融庫から借り入れるものとする。

第四條 酒類配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 基本金額に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けて、これを変更することができる。

第五條 酒類配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第六條 酒類配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、酒類配給公團の事業に対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基づいて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第七條 酒類配給公團は、臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部総務長官の命令に因り解散する。

前項に定めるものの外、酒類配給公團の解散に必要なる事項は、政令でこれを定める。

第八條 酒類配給公團でない者は、酒類配給公團という名称又はこ

第五 經濟法

れに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、酒類配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 酒類配給公團に、役員として、総裁一人、副総裁二人以内、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

総裁は、酒類配給公團を代表し、第十五條の規定に基づき、その業務を総理する。

副総裁は、定款の定めるところにより、酒類配給公團を代表し、総裁を補佐して酒類配給公團の業務を掌理し、総裁に事故のあるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、酒類配給公團を代表し、総裁及び副総裁を補佐して酒類配給公團の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は、酒類配給公團の業務を監査する。

第十一條 総裁、副総裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 総裁、副総裁及び理事は、定款の定めるところにより、酒類配給公團の職員の中から、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する

經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第十三條 經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣にはからなければならぬ。この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第十四條 酒類配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第十五條 經濟安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣にはからなければならぬ。この場合において、認可の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條 酒類配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條 酒類配給公團は、前條の各期ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期経過後二箇月以内に、これを經濟安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

經濟安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、主務大臣にはからなければならぬ。この場合において、承認の最終責任は、經濟安定本部総務長官にあるものとする。

酒類配給公團は、第一項の規定による經濟安定本部総務長官の

一新制定法

代理人を選任することができる。

第十三條 酒類配給公團の役員及び職員は、酒類の製造、保管、賣買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 酒類配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、大職次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

酒類配給公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が經濟安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めるときは、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條 酒類配給公團は、經濟安定本部総務長官の定める酒類の配給に関する基本的な政策及び計画に基づいて主務大臣のなす指示及び監督に従い、左の業務を行う。

- 一 物價廳の定める價格による酒類の一手買取及び一手賣渡
- 二 酒類の保管及び輸送
- 三 前各号の事業に附帯する業務

第十六條 酒類配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、

承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つ、これを定款とともに、各事務所において備えて置かなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

酒類配給公團は、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

酒類配給公團は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、會計検査院、經濟安定本部及び主務官廳の検査を受けることができるように整備しなければならない。

會計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十條 經濟安定本部総務長官は、酒類の配給に関する基本的な政策及び計画に関して、酒類配給公團を指導監督する。

經濟安定本部総務長官は、酒類の適正な配給を確保するため必要があるとき、酒類配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、酒類の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときは、酒類配給公團に対して、經濟安定本部総務長官の定める酒類の割当計画及び配給手続に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときは、酒類配給公團に対して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏に臨検検査させる場合においては、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第二十一條 酒類配給公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣にはからなければならない。この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十二條 主務大臣は、酒類配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基いてなす命令に違反したときは、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、酒類配給公團の役員が酒類配給公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

第二十三條 主務大臣は、酒類配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、大日本酒類販賣株式会社、都道府縣酒類販賣

株式会社、麦酒配給株式会社、全国果実酒卸共販組合又は全国雜酒卸共販組合（以下酒類配給会社又は組合という。）の清算人に対し、当該会社又は組合の所有に属する施設の全部又は一部を、酒類配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、酒類配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、酒類配給公團に必要な施設の所有者又は占有者に対して、当該施設を酒類配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の規定による施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、その予め定める方針に基いて適正に定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときは、酒類配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて、第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

主務大臣は、酒類配給公團の業務を行うため必要があると認めるときは、酒類配給会社又は組合の清算人に対して、当該会社又は組合が所有し、又は占有している資材の全部又は一部を酒類配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときは、酒類配給公團は、同項の資材の譲渡又は引渡を受けた日から一箇月以内に、関係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に関し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなす

ことができない。

主務大臣は、酒類配給公團が賃借した施設を管理することに関し、又、必要があると認めるときは、保険を附する等の措置を酒類配給公團に採らしめることに関し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の実施について酒類配給公團又は関係各大臣を含む関係者に対して迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行為をなした酒類配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五條に規定しない業務を行つた場合
- 二 第二十條第二項又は第三項に規定する経済安定本部総務長官

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情状に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

一 新制定法

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第二十四條の違反行為を爲したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金を科する。

附則

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月十一日から、これを施行する。

第二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は経済安定本部廃止の時のいずれか早い時に、その効力を失う。

酒類配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行為に対する罰則の適用及び酒類配給公團の清算に関しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三條 酒類配給公團が成立したときは、酒類配給会社又は組合は解散する。

前項の規定による酒類配給会社又は組合の清算は、昭和二十三年四月一日までに結了せしめるものとする。

第四條 政府は、設立委員を命じて、酒類配給公團の設立に関する事務を処理させる。

第五條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第六條 基本金の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を酒類配給公團の総裁に引き継がなければならない。

総裁が前項の事務の引継を受けたときは、総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

酒類配給公團は、設立の登記をすることに因り成立する。

第七條 第八條の規定は、この法律施行の際現に酒類配給公團という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六箇月を限り、これを適用しない。

飼料配給公團は、主務大臣の認可を受けて、配給に関する業務を行うため必要の地に從たる事務所を設けることができる。

第三條 飼料配給公團の基本金は、一千万円とする。

前項の基本金は、政府が全額これを出資しなければならない。飼料配給公團の運営資金は、必要があるときには、復興金融公庫から借り入れるものとする。

第四條 飼料配給公團は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 基本金額に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けて、これを変更することができる。

第五條 飼料配給公團は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することはできない。

第六條 飼料配給公團には、所得税及び法人税を課さない。

(95) 飼料配給公團法

(昭和二十二年十二月十七日)内務・大藏・司法・法律第二百二二号(農林大臣署名)

飼料配給公團法

第一章 総則

第一條 飼料配給公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に従い、命令で定める飼料(以下飼料という)の適正な配給に関する業務を行うことを目的とする。

飼料配給公團は、法人とする。

第二條 飼料配給公團は、主たる事務所を東京都に置く。

都道府縣、市町村その他これに準ずるものは、飼料配給公團の事業に対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて、内務大臣及び大藏大臣の認可を受けた場合には、この限りでない。

第七條 飼料配給公團は、臨時物資需給調整法の失効又は経済安定本部総務長官の命令に因つて解散する。

前項に定めるものの外、飼料配給公團の解散に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第八條 飼料配給公團でない者は、飼料配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いることができない。

第九條 民法第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法第三十五條第一項の規定は、飼料配給公團にこれを準用する。

第二章 役員及び職員

第十條 飼料配給公團に、役員として、総裁副総裁各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

総裁は、飼料配給公團を代表し、第十五條の規定に基づき、その業務を総理する。

副総裁は、定款の定めるところにより、飼料配給公團を代表し、総裁を補佐して飼料配給公團の業務を掌理し、総裁に事故のあるときにはその業務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、飼料配給公團を代表し、

総裁及び副総裁を補佐して飼料配給公團の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときにはその職務を行う。

監事は、飼料配給公團の業務を監査する。

第十一條 総裁、副総裁、理事及び監事は、主務大臣がこれを任命する。

第十二條 総裁、副総裁及び理事は、定款の定めるところにより、飼料配給公團の職員のうちから、主たる事務所又は從たる事務所業務に関して一切の裁判上又は裁判外の行爲をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十三條 飼料配給公團の役員及び職員は、飼料の生産、保管、輸送、加工若しくは賣買を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその營業につき一切の利害關係を有してはならない。

第十四條 飼料配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、農林次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たる者は、一級又はこれと同格とし、職員たる者は、一級、二級若しくは三級又はこれらと同格とし、それらの定員は、主務大臣がこれを定める。

飼料配給公團の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に從うものとする。但し、主務大臣が、経済安定本部総務長官の承認を受けて、給與、服務その他必要な事項に関して特例を定めるとき

第五 経済法

には、これによるものとする。

第三章 業務

第十五條

飼料配給公團は、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続並びにこれらに関する指示に基づき、主務大臣の監督に従い、左の業務を行う。

- 一 物價廳の定める價格による飼料の一手買取及び一手賣渡
- 二 飼料の保管、輸送及び加工
- 三 飼料の販賣業者の指定
- 四 第一号及び第二号の事業に附帯する事業

前項第三号の指定は、経済安定本部総務長官の定める條件に基づく主務大臣の認可を受けなければならない。

第十六條

飼料配給公團は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第十七條

飼料配給公團は、毎事業年度の前期及び後期の初において六箇月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これらを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第二十條 経済安定本部総務長官は、割当計画及び配給手続に関して、飼料配給公團を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、飼料の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときには、飼料配給公團に対して、主務大臣を通じて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、飼料の適正な配給を確保するため必要があるとき認めるときには、飼料配給公團に対して、経済安定本部総務長官の定める割当計画及び配給手続に基づいて監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣又は経済安定本部総務長官は、必要があるとき認めるときには、飼料配給公團に対して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し、業務の状況、若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により、当該官吏臨検に検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証書を携帯させなければならない。

第二十一條 飼料配給公團は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を與える必要があるときは、その報酬規程を定め、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

一 新制定法

可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第四章 會計

第十八條

飼料配給公團の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第十九條

飼料配給公團は、前條の各期ごとに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、毎期経過後二箇月以内にこれを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときには、主務大臣及び大藏大臣にはからなければならぬ。この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

飼料配給公團は、第一項の規定による経済安定本部総務長官の承認を受けたときには、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれを定款とともに、各事務所に備えておかなければならない。

前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、會計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

飼料配給公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、政令の定めるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならない。

第五章 監督及び助成

第二十二條

主務大臣は、飼料配給公團の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基づいてなす命令に違反したときには、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、飼料配給公團の役員が飼料配給公團の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときには、これを解任することができる。

第二十三條

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときには、日本飼料株式会社清算人に対して、当該会社の所有に属する施設の全部又は一部を飼料配給公團に貸與することを命ずることができる。

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があるとき認めるときには、従来飼料の配給、保管又は加工の用に供されていた施設で飼料配給公團に必要なものの所有者若しくは占有者又は大藏大臣を含む管理者に対して、当該施設を飼料配給公團に貸與することを命じ、又は求めることができる。

前二項の場合における施設の使用料は、経済安定本部総務長官が、そのあらかじめ定める方針に基づいて、適正にこれを定めるものとする。

前項の規定により使用料が定められたときには、飼料配給公團は、第七條第一項に定められた存続期間を超えない範囲において、経済安定本部総務長官の承認を受けて第一項又は第二項の施設を賃借するものとする。

第五 經濟法

主務大臣は、飼料配給公團の業務を行うため必要があると認めるときには、日本飼料株式会社清算人に対して、当該会社が所有し、又は占有している物資又は資材の全部又は一部を飼料配給公團に譲り渡し、又は引き渡すことを命ずることができる。

前項の命令があつたときには、飼料配給公團は、同項の資材の譲受又は引渡を受けた日から一箇月以内に關係者に対して、正当な補償を支拂わなければならない。

主務大臣は、經濟安定本部総務長官の承認を受けて、前項の補償に關し必要な規程を定めた後でなければ、第五項の命令をなすことができない。

主務大臣は、飼料配給公團が賃借した施設を管理することに關し、又は必要があると認めるときには、保険を附する等の措置を飼料配給公團にとらしめることに關し、監督を怠らない責任があるものとする。

主務大臣は、前各項の規定の実施について、飼料配給公團又は關係各大臣を含む關係者に対して、迅速な措置を命じ、又は求めることができる。

第六章 罰則

第二十四條 前條第一項、第二項又は第五項の規定による命令に違反した者は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の場合においては、その違反行爲をなした飼料配給公團の役員又は職員は、これを五年以下の懲役又は五万円以下の

飼料配給公團は、前項の時に解散する。但し、その時までになした行爲に対する罰則の適用及び飼料配給公團の清算に關しては、この法律は、その時以後もなおその効力を有する。

第三十三條 飼料配給公團が成立したときには、日本飼料株式会社は、解散する。

前項の規定による日本飼料株式会社の清算は、昭和二十三年四月一日までに終了せしめるものとする。

第三十四條 政府は、設立委員を命じて、飼料配給公團の設立に關する事務を処理させる。

第三十五條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び經濟安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

前項の認可があつたときには、設立委員は、遅滞なく基本金の拂込を請求しなければならない。

第三十六條 基本金の拂込があつたときには、設立委員は、遅滞なくその事務を飼料配給公團の總裁に引き継がなければならない。

總裁が前項の事務の引継を受けたときには、總裁、副總裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

飼料配給公團は、設立の登記をすることに因つて成立する。

第三十七條 飼料配給公團でない者でこの法律施行の際既に飼料配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いているものについては、この法律施行後六箇月を限り、第八條の規定を適用しない。

一 新制定法

三四四

罰金に処する。

一 第十五條第一項に規定しない業務を行つた場合

二 第二十條第二項又は第三項に規定する經濟安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

第二十六條 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十七條 前三條の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第二十四條の違反行爲をなしたときには、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

第二十九條 第八條の規定に違反して飼料配給公團なる名称又はこれに類似する名称を用いた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附則

第三十條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第三十一條 飼料配給統制法は、飼料配給公團成立の日において、これを廃止する。但し、旧法廃止前になした行爲に対する罰則の適用については、旧法は、その廃止後もなおその効力を有する。

第三十二條 この法律は、昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廃止の時の何れか早い時にその効力を失う。

(96) 農業協同組合法

(昭和二十二年十一月十九日)大藏・司法
法律第百三十二号(農林大臣署名)

農業協同組合法

第一章 総則

第一條 この法律は、農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の經濟的社会的地位の向上を図り、併せて國民經濟の發展を期することを目的とする。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会の名称中には、農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いなければならない。

農業協同組合又は農業協同組合連合会でない者は、その名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いてはならない。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下組合と總稱する)は、法人とする。

第四條 第十三條第一項の規定により出資をさせる組合(以下出資組合という)には、所得税及び法人税を課さない。
地方公共団体は、組合に対して營業税を課することができる。

第五條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

第六條 組合は、その行う事業によつてその組合員及び会員（以下組合員と総称する。）のために最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の適用については、これを同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第九條 この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。

この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（これに附随する業務を含む。）をいう。

みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う薪炭生産の業務（これに附随する業務を含む。）は、この法律の適用については、これを農業とみなす。

第二章 事業

第十條 組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付

二 組合員の貯金の受入

三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置

四 農作業の共同化その他農業者の効率的増進に関する施設

き、若しくは定款で定める金融機関に対して会員の負担する債務を保証し、又は当該金融機関の委任を受けてその債権を取り立てることができる。

第十一條 前條第一項第十一号の団体協約は、書面を以てすることに因つて、その効力を生ずる。

組合員の締結する契約でその内容が前項の団体協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したものとみなす。

第三章 組合員

第十二條 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 農民

二 前号に掲げる者の外、農業協同組合の地区内に住所を有する者で当該組合の施設を利用することを相当とするもの

農業協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織体で組合の行う事業と同種の事業を行うもの

第十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

出資一口の金額は、均一でなければならない。

一 新制定法

五 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販賣

七 農村工業に関する施設

八 農業上の災害又は他の災害の共済に関する施設

九 農村の生活及び文化の改善に関する施設

十 農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設

十一 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二 前各号の事業に付帯する事業

組合員に出資をさせない組合（以下非出資組合という。）は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号の事業を併せ行うことができる。

組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の五分の一を超えてはならない。

農業協同組合連合会は、第一項の事業の外、会員たる組合の指導及び連絡に関する事業を行うことができる。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に付帯する事業の他の事業を行うことができる。

前項の農業協同組合連合会は、会員のために、手形を割引

出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担の外、その出資額を限度とする。

組合員は、出資の拂込について、相殺を以て出資組合に対抗することができる。

第十四條 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

組合員は、持分を共有することができない。

第十五條 非出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負担に限る。

第十六條 組合員は、各一箇の議決権及び役員を選挙権を有する。但し、第十二條第一項第二号及び第二項第二号の規定による組合員（以下准組合員という。）は、議決権及び選挙権を有しない。

組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條第三項の規定により予め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決権を行うことができる。

前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

第五 經濟法

第十七條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

組合員は、前項の経費の支拂について、相殺を以て組合に対抗することができない。

第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が当該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

第二十條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

第二十一條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第二十二條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散

三 除名

除名は、左の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてこれを行うことができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これを以てその組合員に対抗することができない。

- 一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員
- 二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に対する義務を怠つた組合員
- 三 その他定款で定める行爲をした組合員

第二十三條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における当該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四條 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、当該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の拂込を請求することができる。

第二十五條 前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行使しないときは、時効に因つて消滅する。

第二十六條 脱退した組合員が出資組合に対する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

第二十七條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、そ

の出資口数を減少することができる。

前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

第四章 管理

第二十八條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の定款には、第六号、第八号及び第九号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限度
- 七 経費の分担に関する規定
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金の額及びその積立の方法
- 十 役員の数、職務の分担及び選挙に関する規定
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めたとときはその時期を、現物出資する者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資

一 新制定法

口数を記載しなければならない。

行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

- 一 総会又は総代会に関する規定
- 二 業務の執行及び会計に関する規定
- 三 役員に関する規定
- 四 組合員に関する規定
- 五 その他必要な事項

第三十條 組合は、役員として理事及び監事を置く。理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、総会においてこれを選挙する。但し、設立当時の役員は、創立総会においてこれを選挙する。

役員は、無記名投票によつてこれを行う。

投票は、一人につき一票とする。組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員（準組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で准組合員又は法人でないものを含む。以下本條において同じ。）でなければならぬ。但し、設立当時の理事は、設立の同意は申し出た農民又は設立の同意を申し出た組合員の組合員でなければならぬ。

第三十一條 役員は、一年とする。但し、定款で二年以内

において別段の期間を定めるときは、その期間とする。
設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を越えてはならない。

第三十二條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

第三十三條 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十四條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十五條 組合員（准組合員を除く。）が総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、総会を招集しなければならない。

第三十六條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第三十七條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受けるところを組合に通知したときは、その場所に宛てることを以て足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達し

たものとみなす。

総会招集の通知は、その会日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

第三十八條 理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三号及び第四号の事項を記載しなくてもよい。

- 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
 - 三 出資口数及び出資各口の取得の年月日
 - 四 拂込済出資額及びその拂込の年月日
- 組合員及び組合の債権者は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第三十九條 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、非出資組合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見を添附しなければならない。

第四十條 役員は、総組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の請求に因り、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。但し、法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならない。

前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

第四十一條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。

第四十二條 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができ

る。参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

参事には、商法第三十八條第一項第三項及び第三十九條乃至第四十二條並びに非訟事件手続法第七十二條乃至第七十四條の規定を準用する。

第四十三條 組合員（准組合員を除く。）は、総組合員（准組合員を除く。）の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

第四十四條 左の事項は、総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 規約の設定、変更及び廃止
 - 三 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
 - 四 経費の賦課及び徴收の方法
 - 五 貸付金の利率の最高限度
 - 六 農業協同組合連合会が一会員のためにする手形の割引金額の最高限度
 - 七 事業報告書、財産目録、貸借対照表、剰余金処分案及び損失処理案
- 定款の変更は、行政廳の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

前項の認可については、第六十條及び第六十一條の規定を準用

する。

第四十五條 總會の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

議長は、總會においてこれを選任する。

議長は、組合員として總會の議決に加わる権利を有しない。

第四十六條 左の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

第四十七條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條 千八以上の組合員（准組合員を除く。）を有する組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき総代会を設けることができる。

総代会は、組合員（准組合員を除く。）でなければならない。

総代の定数は、少くとも二百人以上でなければならない。

総代には、第三十條第三項乃至第五項の規定を準用する。

総代会には、總會に関する規定を準用する。但し、総代会において

ては、定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第四十九條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

出資組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、貯金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

債権者が異議を述べたときは、出資組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第五十一條 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

第一項の準備金は、損失の填補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

出資組合は、第十條第一項第十号の事業の費用に充てるため、

毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

第五十二條 出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範囲内において、拂い込んだ出資額の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員の事業の利用分量の割合に応じてこれをしなければならない。

第五十三條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配当する剰余金をその拂込に充てることができる。

第五十四條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五章 設立

第五十五條 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農業協同組合連合会を設立するには、二以上の組合が発起人となることを必要とする。

第五十六條 発起人は、予め組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

一 新制定法

第五十七條 設立準備会においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に当るべき者（以下定款作成委員という。）を選任し、且つ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

定款作成委員は、農業協同組合にあつては十五人以上、農業協同組合連合会にあつては二人以上でなければならない。

設立準備会の議事は、出席した農民又は組合の過半数の同意を以てこれを決する。

第五十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會においては、前項の定款を修正することができる。但し、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日まで発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の申出をした者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

創立總會については、第十六條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第五十九條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計画を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。發起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分と違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に發起人に対し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。

この場合には、發起人は、行政廳に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

發起人が不認可の取消を求め訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項

は、会員(准組合員を除く。)が一人になつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を行政廳に届け出なければならない。

第六十五條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

合併は、行政廳の認可を受けなければ、その効力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員(准組合員及び法人たる組合員を除く。)又は会員たる組合の役員の中から選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

前項の規定による役員を選任は、合併しようとする組合の組合員(法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で法人でないものを含む。)の中から、これをしなければならない。但し、理事の選任は、准組合員の中から、これをすることができない。

第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。

第六十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて

後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、發起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他権利の設定又は移轉を以て第三者に対抗するため必要な行爲は、組合成立の後にこれを行うことを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第六章 解散及び清算

第六十四條 組合は、左の事由に因つて解散する。

- 一 總會の議決
 - 二 組合の合併
 - 三 組合の破産
 - 四 存立時期の満了
 - 五 第九十五條第二項の規定による解散の命令
- 解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由に因る外、農業協同組合は、組合員(准組合員を除く。)が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合会

設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九條に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第七十條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十一條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

七十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條乃至第八十三條並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五條第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及び第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第

七十五條中「前條」とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と読み替へるものとする。

第七章 登記

第七十四條

設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日（第六十一條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日）から、出資組合にあつては出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならぬ。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第二十八條第一項第一号乃至第三号の事項
- 二 事務所
- 三 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額
- 四 存立時期を定めたときは、その時期
- 五 役員の名及び住所
- 六 公告の方法

組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第七十五條

組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第七十九條

組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十條 清算人は、その就職の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第七十七條第一項の規定を準用する。

第八十一條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第八十二條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、農業協同組合登記簿及び農業協同組合連合会登記簿を備へる。

第八十三條 組合の設立の登記は、役員の名の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第

一 新制定法

ない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第七十六條

組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十七條

第七十四條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第七十四條第二項第三号の事項中出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをすることが出来る。

第七十八條

組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務

一回の拂込のあつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第四項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十四條 第七十四條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第八十五條 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第七十四條第二項の事項の変更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條（第六十五條第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第八十六條 第七十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項

に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれを前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しな

第五 経済法

行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第八十七條 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八條 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならぬ。

第八十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

第八十九條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、清算人が第七十二條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

第九十條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一條第二項及び第四項の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十一條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

第九十二條 組合の登記には、非訟事件手続法第四百一十一條乃至第四百五十一條ノ六及び第五百四十四條乃至第五百五十七條の規定を準用する。

第八章 監督

第九十三條 行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

第九十四條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

行政廳は、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反する疑があると認めるときは、何時でも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第九十五條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反すると認めるときは、当該組合に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

組合が第十條に規定する以外の事業を行ったときは、行政廳は、当該組合の解散を命ずることができる。

第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第九十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避し、業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金を科する。

第九十五條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一万円以下の過料に処する。

一 第十條に規定する以外の事業を営んだとき。

二 第十九條第二項の規定に違反したとき。

三 第二十條の規定に違反したとき。

四 第三十二條の規定に違反したとき。

五 第三十四條、第三十五條又は第三十六條の規定に違反したとき。

六 第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

第九十六條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第九十七條 行政廳は、第十九條第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、当該契約を取り消すことができる。

第九十八條 この法律中行政廳とあるのは、第六十八條の場合を除いては、都道府縣若しくは特別市の区域又はその区域を超える区域を地区とする組合については主務大臣、その他の組合については都道府縣知事又は特別市の市長とする。

前項の規定による主務大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問わず、組合の事業の範囲外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

一新制定法

- 八 第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。
- 九 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。
- 十 第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
- 十一 第六十四條第五項の規定に違反したとき。
- 十二 第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 十三 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。
- 十四 民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。
- 十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。
- 十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から二箇月以内に政令でこれを定める。

(97) 農業協同組合法の制定に伴う
 農業協同組合法の整理等に関する法律
 (昭和二十二年十一月十九日(大藏・司法・農林)法律第百三十三号) (通信大臣署名)

第一條 農業協同組合法及び養蚕業組合は、これを廃止する。
 この法律施行の際現に存する市町村農業会、都道府県農業会及び全國農業会(以下農業協同組合と総称する)並びに生糸輸出業組合及び養蚕実行組合については、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

前項の農業協同組合、生糸輸出業組合及び養蚕実行組合でこの法律施行の日から八箇月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

行政廳は、必要がしむるときは、何時でも第二項の農業協同組合又は養蚕実行組合に対し、解散を命ずることができる。この場合には、当該農業協同組合又は養蚕実行組合は、当該命令に因つて解散する。

第二項の農業協同組合で第三項の期間満了までに金融機關再整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び旧勘定の區分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業協同組合は、同項の區分の消滅があつたときは、滞滯な

く解散の議決をしなければならない。
 第五項の農業協同組合は、第三項の期間満了の後、その事業を行うことができない。

主務大臣は、第五項の農業協同組合に対し、その財産の処分、保全その他管理に關し必要な命令又は処分をすることができる。

主務大臣は、第六項の規定による解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の結了を農業協同組合にさせることに關し責任があるものとする。

第二條 農業協同組合は、行政廳の認可を受けなければ、その財産を処分してはならない。但し、通常の業務として行う処分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業協同組合のした資産の処分に関する契約で同項の規定施行の日までに当該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいずれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

第一項の規定に違反する処分は、これを無効とする。
 第一項の規定施行前に農業協同組合のした資産の処分に関する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつたときは、当該契約は、解除されたものとみなす。

農業協同組合が第一項の規定に違反してその財産を処分したときは、その行爲をした農業協同組合の代表者又は代理人、使用人、その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処

する。
 前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三條 農業協同組合及び養蚕協同組合連合会は、農業協同組合の會員となることができない。

都道府県農業会又は全國農業会は、農業協同組合又は養蚕協同組合連合会に、その施設を利用させることができる。

第四條 農業協同組合の財産の分配は、各會員に平等にその持分に應じてこれをしなければならない。

第五條 市町村農業会の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業会に対し、その財産の分割を請求することができる。

前項の場合には、市町村農業会の財産は、当該市町村農業会の會員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の會員で同項の農業協同組合の組合員たるものの持分の総額の占める割合に應じて当該農業協同組合に帰属する。

前項の場合における市町村農業会の會員の地位及び持分その他前二項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

金融機關再整備法第三十四條第二項の規定により新勘定及び旧勘定の區分の消滅しない市町村農業会については、前三項の規定は、これを適用しない。

第六條 市町村農業会の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、当該市町村農業会に対し、その

資産の譲渡又は債務の引受に関する協議を求めることができる。前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、当事者又はその一方の申請に因り、当事者の意見を聴き、当該市町村農業会に対し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができる。

前二項の規定により市町村農業会の譲渡する資産の額の当該市町村農業会の資産の総額に対する割合は、当該市町村農業会の会員の持分の総額のうち、当該市町村農業会の会員で当該農業協同組合の組合員たるもの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、当該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

第二項乃至前項に規定するものの外、第一項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合連合会は、行政廳の認可を受けて、都道府縣農業会又は全國農業会に対し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることができる。

前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

第八條 この法律施行の際現に存する農業団体は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならない。

前項の總會の招集は、少くとも会日から十日前までに會議の目

的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならない。

第一項の總會は、会員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

行政廳は、第一項の農業団体の理事又は清算人に対し、前項の規定する会員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第一項の總會の招集があつた場合において、第三項の規定する会員の出席がないときは、農業団体は、第一項の期間経過後でも、第三項に規定する会員の出席があるまで總會を招集しなければならない。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

前項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第九條 前條第一項の農業団体の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の会日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總會に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

前項の理事又は清算人は、同項の總會において、農業協同組合法及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならない。

第一項の總會においては、資産処理委員会の委員を選任しなければならない。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三は、農業協同組合法第九條第一項に規定する農民でなければな

らない。

第一項の農業団体の理事又は清算人は、第五條の規定による財産の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡（第六條第二項及びその準用規定の場合にあつては、行政廳に述べべき意見）及び債務の引受については、資産処理委員会の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、總會の決議に違反することができない。

第十條 第五條第二項の規定により市町村農業会の財産のうち農業協同組合に帰属した財産の價額は、特別法人税法による剰余金の計算上、当該農業協同組合の益金及び当該市町村農業会の損金にこれを算入しない。

第十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が第五條、第六條又は第七條の規定により農業団体から不動産又は船舶に關する權利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とす。但し、登録税法により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

農業協同組合が農事実行組合又は養蚕実行組合から不動産に關する權利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときも、また前項と同様とする。

第十二條 農業協同組合法施行の際現にその名称中に農業協同組合又は農業協同組合連合会なる文字を用いている者は、同法施行後三箇月以内に、その名称を変更しなければならない。

農業協同組合法第二百二條の規定は、前項の期間内は、これを同項の者に適用しない。

第十三條 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、金融機關再整備法第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用に關しては、これをこれらの規定に定める他の金融機關とみなす。

都道府縣農業会は、金融機關再整備法第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に關する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、新勘定及び旧勘定の区分消滅前における農林中央金庫をその譲渡の相手方として選ぶことができる。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機關再整備法第四十二條第一項の規定にかかわらず、前項に規定する事業を譲り受けることができる。

第十四條 産業組合法の一部を次のように改正する。

第十條ノ二第一項中「農事実行組合、養蚕実行組合其ノ他」を削る。

第十條ハ三及第十條ノ四 削除

第七十六條第二項中「市町村農業会、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合会」に改める。

改正前の産業組合法第十條ノ三の規定により設立され、この法律施行の際現に存する農事実行組合については、改正前の産業組合法中農事実行組合に關する規定は、この法律施行後でも、なお

第五 經濟法

その効力を有する。

前項の農事實行組合については、第一條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十五條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に、同項第十二号中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條第六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第九号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第十六條 牧野法の一部を次のように改正する。

第二條の二第二項中「又ハ馬匹組合聯合會」を「馬匹組合聯合會、農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第九條及び第二十五條中「馬匹組合聯合會」の下に「農業協同組合、農業協同組合連合會」を加える。

第二十七條中「若ハ馬匹組合連合會」を「馬匹組合聯合會、農業協同組合若ハ農業協同組合連合會」に改める。

第十七條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「農業團體」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

同條第十五号及び第十六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十八條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 農業協同組合及農業協同組合連合會（所屬ノ組合員、組合又ハ連合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

第十九條 貯蓄銀行法の一部を次のように改正する。

第五條第四号及び第五号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十條 臨時資金調整法の一部を次のように改正する。

第二條中「道府縣農業會」を削り、「ノ區域トスル信用組合聯合會」を「ノ區域又ハ其ノ區域ヲ超エル區域ヲ地區又ハ區域トスル農業協同組合連合會又ハ産業組合聯合會ニシテ信用事業ヲ行フモノ」に改める。

第二十一條 臨時農村負債処理法の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十二條 家畜市場法の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十三條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條第一項中「全國農業會、道府縣農業會、市町村農業會」を「農業協同組合連合會、農業協同組合」に改める。

第二十四條 農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條中「所屬道府縣農業會、所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合連合會、所屬農業協同組合」に改める。

第二十五條 農業團體自治監査法の一部を次のように改正する。

「農業團體自治監査法」を「農業協同組合自治監査法」に、「農業團體監査聯合會」を「農業協同組合監査連合會」に、「農業團體監査員」を「農業協同組合監査員」に改める。

第一條第一項中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に、同條第二項中「及」を「又ハ」に、「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第二條第三項、第四條第三項、第五條及び第九條第一項中「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第二十六條 農村負債整理組合法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十八條 農業保險法の一部を次のように改正する。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

一 新制定法

第十六條及び第五十三條中「市町村農業會及養蠶實行組合」を「農業協同組合」に改める。

第二十九條 農業動産信用法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十二條中「農事實行組合、養蠶實行組合」を「農業協同組合」に、「市町村農業會」を「其ノ所屬スル農業協同組合」に改める。

第三十條 農業倉庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二号中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第二項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條中「市町村農業會若ハ道府縣農業會」を「農業協同組合若ハ農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

第十九條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第二十條中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十一條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に、同

條第二項中「道府縣農業會若は全國農業會」を「農業協同組合連合會」に、「市町村農業會、道村縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十一條 國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。
第一條及び第二條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第四條中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十二條 蚕糸業法の一部を次のように改正する。

第二十九條中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に改める。

第三十三條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第四條第三号中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十四條 金融緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十五條 所得税法の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十六條 信託業法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六号中「市町村農業會」を「農業協同組合」に決める。

第三十七條 製糸業法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十八條 昭和十五年法律第九十二号の一部を次のように改正する。

第二條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十九條 この法律施行の際現に存する農業團體、農事実行組合、生糸輸出業組合及び養蚕実行組合については、第十五條乃至前條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第四十條 この法律施行前（第一條第二項の農業團體については、同項の規定により効力を有する農業團體法の失効前）にした行爲に対する罰則の適用については、この法律施行後（同項の農業團體については、同項の規定により効力を有する農業團體法の失効後）でも、なお従前の例による。

附 則

この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内に政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

(98) 農業災害補償法

(昭和二十二年十一月十五日)内閣總理・内務・大藏・法律第一百八十五号(司法・農林大臣署名)

農業災害補償法

第一章 総 則

第一條 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の發展に資することを目的とする。

第二條 農業災害補償は、農業共済組合の行う共済事業、農業共済保險組合の行う保險事業及び政府の行う再保險事業とする。

第三條 農業共済組合及び農業共済保險組合（以下農業共済團體と云ふ。）は、法人とする。

第四條 農業共済組合又は農業共済保險組合の名称中には、農業共済組合又は農業共済保險組合なる文字を用いなければならない。

第五條 農業共済組合の区域は、市町村（地方自治法第五十五條第二項の市にあつては、区。以下本條において同じ。）又は特別区の区域による。但し、特別の事由があるときは、市町村又は特別区の区域によらないことができる。

農業共済保險組合の区域は、都道府縣の区域による。

一 新制定法

第六條 農業共済團體の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に対抗することができない。

第八條 農業共済團體の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第九條 農業共済團體には、所得税及び法人税を課さない。

第十條 農業共済團體がこの法律に基いてする登記については、登録税を課さない。

第十一條 農業災害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

第十二條 食糧管理特別会計は、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金の一部を負担する。

前項の負担金は、農業共済再保險特別会計の歳入にこれを繰り入れる。

政府は、第一項の規定による負担金を食糧を消費する者が負担するように、食糧の賣渡價格を定めなければならない。

第十三條 前條第一項の規定による負担金は、農業共済組合の組合員が当該組合に支拂うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合にこれを交付する。

前項の規定により農業共済組合に交付すべき交付金は、組合に

交付するに代えて、当該組合がその属する農業共済保険組合に支拂うべき再保険料の一部に充てるため、当該農業共済保険組合にこれを交付し、又は当該農業共済保険組合が支拂うべき再保険料の一部に充てて、農業共済再保険特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。

第十四條 國庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、農業共済団体の事務費を負担する。

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員

第十五條 農業共済組合の組合員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。但し、命令の定めるところにより、定款で特別の定をしたときは、その定による。

一 当該農業共済組合の区域内に住所を有し、水稻、麦その他第八十四條第一項第一号に規定する食糧農作物の耕作又は養蚕の業務を営む者

二 当該農業共済組合の区域内に住所を有し、牛、馬、山羊、めん羊又は種豚を所有し、又は管理する者

農業共済保険組合の組合員たる資格を有する者は、当該農業共済保険組合の区域内に住所を有する農業共済組合とする。

第十六條 農業共済組合が成立したときは、前條第一項第一号に該当する者は、すべてその農業共済組合の組合員とする。農業共済組合が成立した後において同号に該当するに至つた者についても、また同様とする。

第二節 設立

第二十條 農業共済組合を設立するには、十五人以上の第十五條第一項第一号又は第二項に掲げる者が、農業共済保険組合を設立するには、二以上の農業共済組合が発起人とならなければならない。

第二十一條 発起人は、予め組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。
第二十二條 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者（その者が農業共済組合であるときは、その組合員）の中から定款の作成に当るべき者（以下定款作成委員という。）を選任し、且つ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

前項の定款作成委員は、十五人を下つてはならない。
設立準備会の議事は、出席した前條第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意を以てこれを決する。

第二十三條 定款作成委員が定款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。但し、農業共済組合を設立する場合にあつては、組合の設立につき第十五條第一項第一号の規定による組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意が

一新制定法

農業共済保険組合が成立したときは、当該農業共済保険組合の区域の一部を区域とする農業共済組合は、当該農業共済保険組合の組合員とする。農業共済保険組合が成立した後において当該農業共済保険組合の区域の一部を区域とする農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合についても、また同様とする。

農業共済組合は、前條第一項第二号のみに該当する者から加入の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

第十七條 農業共済団体の組合員は、各一箇の議決権及び役員の選挙権を有する。

第十八條 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十八條第三項の規定により予め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て議決権を行うことができる。

前項の規定により議決権を行う者は、これを出席者とみなす。代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を農業共済団体に提出しなければならない。

第十九條 農業共済団体の組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

農業共済組合の組合員で第十五條第一項第二号のみに該当するものは、前項の事由に因る外、共済関係の全部の消滅に因つて脱退する。但し、定款で特別の定をしたときは、この限りでない。

なければ、創立総会を開くことができない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

創立総会においては、前項の定款を修正することができる。但し、区域及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

前項の者は、書面又は代理人を以て議決権を行うことができ

る。
創立総会については、第十七條、第十八條第二項乃至第四項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第二十四條 発起人は、創立総会終了の後無滞なく、定款及び事業計画書を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

発起人は、行政廳の要求があるときは、農業共済団体の設立に

関する報告書を提出しなければならない。
第二十五條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分に違反する場合は、その申請に係る同項